

論考

朝鮮半島における秩序変革の今後
—政治の時代から経済の時代へ—

三村光弘

研究ノート

副詞的連用語尾につく「만」について
—「V1 (어・아) + V2」型動詞を題材に—

朴恩珠

光州事件と民主化運動
—「民衆」概念を通じた当事者と非当事者の接近—

佐藤雪絵

2018 年度国際高麗学会日本支部学術大会テーマに寄せて

第 22 回国際高麗学会日本支部学術大会報告

高正子

キルチャピ（道標）

朝鮮民主主義人民共和国における切手の発行と付与された役割

任正燦

映画『アリラン峠を越えていく—在日コリアン音楽の今』を鑑賞して

味村考祐

「アリラン峠を越えていく—在日コリアン音楽の今」を鑑賞して

光川眞翔

石綿被害者と在日同胞労働者

—大阪府泉南市—

姜健栄

書評

鄭栄鎮『在日朝鮮人アイデンティティの変容と揺らぎ—「民族」の想像／創造』

伊地知紀子

梁聖宗・金良淑・伊地知紀子（編著）『済州島を知るための 55 章』

鄭栄鎮

張慶姫著『北朝鮮の博物館』池貞姫・村上和弘・松永悦枝訳

高正子

南玉瓊『第2のコリアン・ディアスポラ — 中国朝鮮族の国内移動とコミュニティ形成』

今里 基

論考

- 朝鮮半島における秩序変革の今後
—政治の時代から経済の時代へ— 三村光弘 1

研究ノート

- 副詞的連用語尾につく「만」について
—「V1 (어・아) +V2」型動詞を題材に— 朴恩珠 7
- 光州事件と民主化運動
—「民衆」概念を通じた当事者と非当事者の接近— 佐藤雪絵 17

2018年度国際高麗学会日本支部学術大会テーマに寄せて

- 第22回国際高麗学会日本支部学術大会報告 高正子 31

キルチャビ

- 朝鮮民主主義人民共和国における切手の発行と付与された役割 任正嫻 36
- 映画『アリラン峠を越えていく—在日コリアン音楽の今』を鑑賞して 味村考祐 44
- 「アリラン峠を越えていく—在日コリアン音楽の今」を鑑賞して 光川真翔 47
- 石綿被害者と在日同胞労働者
—大阪府泉南市— 姜健栄 49

書評

- 鄭榮鎮『在日朝鮮人アイデンティティの変容と揺らぎ—「民族」の想像／創造』 伊地知紀子 54
- 梁聖宗・金良淑・伊地知紀子（編著）『済州島を知るための55章』 鄭榮鎮 58
- 張慶姫著『北朝鮮の博物館』池貞姫・村上和弘・松永悦枝訳 高正子 61
- 南玉瓊『第2のコリアン・ディアスポラ—中国朝鮮族の国内移動とコミュニティ形成』
..... 今里基 63

学会報告

- 2018年度学会活動 67
- 投稿規定・執筆規定 71
- 編集後記 74

論考

朝鮮半島における秩序変革の今後 —政治の時代から経済の時代へ—

三村光弘（環日本海経済研究所）

1 はじめに

2017年1月20日、米国ではトランプ大統領が就任した。トランプ大統領は大統領選挙戦のさなかの2016年5月15日、「金第1書記に会いに北朝鮮に行くつもりはないが、来るなら会う。ただ、国賓晩餐ではなく会議テーブルについてハンバーガーを食べ、より良い核交渉をする」と述べていた¹⁾。2017年3月にこれまでトラック1.5の会議を多数手がけてきた全米外交政策委員会（The National Committee on American Foreign Policy: NCAFP）が朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮とする）の崔善姫外務省北米局長（当時、現在は第一外務次官）らを米国に招請する予定であった。ニューヨークタイムズによれば、同年2月24日の午前中には米国国務省がビザの発給を伝える連絡をしたが、数時間後には取り消しの連絡が来たと報じている²⁾。このように、トランプ大統領は北朝鮮の核問題を対話で解決することをかなり前から意識して大統領になったと言えるが、国務省を含む米国主流社会はこのような動きを好ましく思っていなかったようである。

その後のトランプ大統領は、「対話」を封印し、北朝鮮の度重なる弾道ミサイル発射実験や核実験に対して異例の強い言葉での批判を続けてきた。2017年9月17日の国連総会での演説では、「米国には偉大な力と忍耐があるが、自国や同盟国を守らざるを得ない状況になれば、北朝鮮を完全に破

壊する以外に選択はなくなるであろう。ロケットマンは自らと自らの体制にとつての自滅的な任務を行っている。米国はこのような状況に備えており、対処する用意があり、対処できるが、うまくいけばそうする必要がないであろう。」³⁾と表明した。

これに対して金正恩国務委員長は、初めての国務委員長声明を同年9月21日に出し、そこで「トランプが何を考えていたとしても、それ以上の結果を目の当たりにすることになるだろう。米国の老いぼれ狂人を必ず、必ず、火で制するだろう」⁴⁾と売り言葉に買い言葉の応酬となった。同年10月8日に開催された、朝鮮労働党中央委員会第7期第2回全員会議（総会）で、金正恩国務委員長は経済建設と核武力建設の並進路線について言及しつつ、経済制裁が大幅に強化された現状でどのように国民経済を活性化させるのかについてかなり長い言及を行っている。また、人事では党の幹部の大幅な若返りが発表された⁵⁾。同年11月29日には大陸間弾道ミサイル「火星15号」の発射実験成功を受け、政府声明が出され、「国家核武力完成の偉業」が成し遂げられたとされた⁶⁾。また、同年12月9日には、金正恩国務委員長が白頭山を訪問したことが報道された、これまでも白頭山訪問の後に大きな政治的事件が起きていることから、大きな政策変更を予想する分析もみられた⁷⁾。

2018年1月1日の「新年の辞」で金正恩国務委員長が平昌オリンピック参加を表明した。これを受けて、同月9日に南北高位級会談が開かれた。オ

リンピック後の同年3月5日、青瓦台の鄭義溶国家安保室長ら5人が大統領特使として平壤を訪問し、金正恩國務委員長とも会見した。この席で北朝鮮は南北首脳会談の開催にも同意し、非核化への意思を表明、米朝首脳会談の仲介を大韓民国（以下、韓国とする）に依頼した。同月8日、鄭義溶国家安保室長を代表とする韓国代表団がトランプ大統領に面会し、南北高位級会談について説明、トランプ大統領は米朝首脳会談を5月までに行うことに同意した⁸⁾。その後、トランプ大統領は同月13日にツイッターでティラーソン國務長官を解任することを表明、CIA 長官のマイク・ポンペオ氏が後任となった。また、同月23日には国家安全保障担当の大統領補佐官を、現職のマクマスター氏から、ブッシュ政権時代から外交タカ派として知られるジョン・ボルトン元国連大使へと交代させる人事も発表した。この人事は、一般的には米朝対話を前にして、対話派、現実派から強硬派へと乗り換えたと解されているが⁹⁾、2017年2月～3月の米朝対話をめぐる確執を考慮に入れると、北朝鮮との対話に消極的な國務省などの「現実派」をはずし、ホワイトハウス主導で米朝対話を行おうというトランプ大統領の思惑が見えてくる。

韓国は2017年秋までの、核問題をめぐる米朝対立の激化を大きな懸念を持ってとらえてきた。文在寅大統領は2017年8月15日の「光復節」演説で、「大韓民国の国益が最優先で正義です」「だれも大韓民国の同意なく軍事行動を決定することはできません。政府はすべてをかけて戦争だけは避けます」¹⁰⁾と発言している。韓国は朝鮮半島有事を避けるべく、北朝鮮に平昌オリンピックへの参加を呼びかけるなど、南北関係の改善、米朝間対話の仲介に力を入れた。北朝鮮の平昌オリンピックへの参加は、韓国の並々ならぬ執念で実現したともいえる。韓国は、2017年12月に例年3月1日から始まる米韓合同軍事演習を平昌オリンピックを成功させるために延期することを米国に提案しており¹¹⁾、翌18年1月4日の米韓電話協議で正式に合意している¹²⁾。したがって、金正恩國務委員長の新年の辞での平昌オリンピックへの参加言及

は、韓国側の要望に北朝鮮が応えたものとみる方がよい。

このような一連の動きは、単にトランプ大統領という個人の特異な行動と理解するよりは、オバマ大統領¹³⁾（あるいは前任者のジョージ・W・ブッシュ大統領）の時代から引き継がれてきた米国の覇権追求の停止による米国一極支配の後に来る、新たな世界秩序形成の一環と見る方がよいのではない。筆者は、現在の情勢変化の裏には、米国一極支配の時代から、地域毎の「列強」のバランス外交へと移ろうとする秩序変化があると見てゐる。本稿はこのような観点から、日本についてアジアにおける新たな「軸」になることができるか、日中関係の改善すなわちこれまでの敵対関係から「好敵手」への変化をどう見るのか、日ロ平和条約締結への動き、日豪の接近と豪州の南太平洋諸国への「リバランス」などを含め、朝鮮半島における米国の政策変化や、それに起因する朝鮮半島、あるいは北東アジアにおける秩序変化をこの脈絡でとらえて解説することを目標とする。

2 朝鮮半島における秩序変革

(1) 北朝鮮の核開発の理由

北朝鮮が核開発を加速化させたのは、冷戦終了後であった。それまで、東側陣営の一因として、旧ソ連と中国という後ろ盾があった北朝鮮であるが、1991年12月のソ連の崩壊により、米国から守ってもらえる可能性が消滅した。中国も自国の政権維持に忙しく、1992年8月には韓国と国交正常化した。このような状況で、冷戦後の米国一極支配の時代を、米国から敵視されて生きる北朝鮮は核兵器開発を加速させた。

金正恩時代に入り、金正日時代の核開発を受け継いだ北朝鮮は、2017年11月に米国本土を狙う大陸間弾道ミサイル(ICBM)の発射実験を行ったが、核弾頭の再突入実験などを行わないまま、「国家核武力の完成」を宣言し、寸止めで米国との交渉に入った。

(2) 「米国の対北朝鮮敵視政策」の放棄を対価として求める北朝鮮

北朝鮮は、米国の対北朝鮮敵視政策の放棄を核放棄の対価として求めている¹⁴⁾。北朝鮮の言う米国の対北朝鮮敵視政策とは、核による威嚇＝「米国の敵」とすることをやめ、経済制裁（国連安保理決議による国際的制裁と米国の独自制裁）を解除し、最高指導者に対する誹謗中傷をやめ、関係改善と国交正常化を行うことである。これは北朝鮮が「米国の敵」から「普通の発展途上国」へと変化することができる前提条件であり、北朝鮮としては譲ることのできないボトムラインであると言える。

現状から米朝国交正常化まではかなり長い道のりであり、それまでの中間的な通過点として考えられているのが朝鮮戦争の終戦宣言である。本来的には朝鮮戦争の停戦協定を平和協定に切り替えることが中間的な通過点であるが、戦争を法的に終結させることの影響が大きいいため、それ以前に米国が北朝鮮との戦争状態がないことを宣言することが考えられている。五味〔2019〕は、単なる終戦宣言であっても、在韓米軍や在日米軍の減員や撤退につながる可能性があると分析しているが、北朝鮮からすれば、そのような議論が行われてこそ、米国が本当に自分たちの体制を倒す考えのないことを信用でき、核放棄を実現する前提を提供するものと考えているのであろう。

(3) 南北関係の改善と北朝鮮の変化

前述した通り、2017年から18年にかけての局面転換において、韓国は自国が第2次朝鮮戦争に巻き込まれることを防ぐため、国家の総力を挙げて米朝の仲介に徹した。渡邊〔2018〕にもあるように、北朝鮮は南北関係を主に南との体制競争が依然続いているという見方をしているようであり、木宮〔2017〕や安倍〔2016〕にもあるように、韓国もまた、過去にはそうであった。

2018年4月の第3回南北首脳会談では板門店宣言¹⁵⁾に合意したが、ここでは、「両首脳は、朝鮮

半島にもはや戦争はなく、新たな平和の時代が開かれたことを8千万のわが同胞と全世界に厳粛に宣言した」「南と北は、朝鮮半島で先鋭化した軍事的緊張状態を緩和し、戦争の危険を実質的に解消するため共同で努力していこう」とし、朝鮮半島における平和体制を築いていくことで合意した。同年9月の第5回南北首脳会談では「板門店宣言における軍事分野履行合意書」に合意し、南と北は、地上と海上、空中を始めとするすべての領域で、軍事的緊張と対立の根源となる相手方への一切の敵対行為を全面中止し、同年11月1日から、軍事境界線一帯で相手方を標的とした各種の軍事演習を中止することにし、軍事境界線上空に全機種の飛行禁止区域し、偶発的な武力衝突の状況が発生しないよう対策をとることにし、すべての軍事的問題を平和的に協議し解決することにした。また、南と北は、非武装地帯を平和地帯にするための実質的な軍事的対策を講じることで合意し、非武装地帯内の哨戒所（GP）をすべて撤退するための試験的措置として、相互1km以内に近接している南北の哨戒所を完全に撤去することになったに合意した。

同年10月1日から非武装地帯（DMZ）と共同警備区域（JSA）で地雷の撤去作業が開始され、JSAでは同月20日に作業が完了。同月25日、JSA内の南北それぞれの監視哨所（GP）、兵力、火器の撤収作業が完了し、JSAの非武装化が実現したとのことだ。翌26日、板門店で行われた南北将官級軍事会談では、今年末までに試験的に撤収することで合意した相互1km以内に近接している11カ所のGP撤収のため、同年11月末までにGPの兵力、装備撤収および完全破壊措置を履行し、同年12月中の相互検証を通じ、年内にすべての措置を完了させることにした。これに基づき、南北は11月1日からDMZ内のGPの撤去作業を開始。同月10日までにGPの兵力や火器の装備の撤収を完了し、次いでGP施設の撤収作業を開始した（8日、それぞれ1カ所を取り壊さず保存することで合意）。南北は、同年11月1日0時から陸・海・空での敵対行為を全面中止した。地上では、軍事境界線から5km

以内の区域で砲兵射撃訓練および連隊級以上の野外機動訓練を中止。空中では MDL を基準に幅 40 ～ 80m の軍用機の飛行禁止区域が設定され、東海と西海それぞれの指定海域での砲射撃、海上機動訓練の中止および海岸砲・艦砲の砲口の閉鎖措置が講じられた。南北は同年 11 月 5 日～9 日、臨津江河口の共同利用をめざして共同調査を行った。調査ではこれまで海図になかった 21 カ所の暗礁が見つかり、その位置と大きさを確認。南北の民間船舶が自由に行き来できる水路を発見した。南北が軍事合意書で設定した共同利用水域は、北側が開城市南部から黄海南道南東部まで、南側が金浦半島北東端から喬桐島南西端までの 70km、面積は 280 平方 km に及ぶ¹⁶⁾。

南北関係を改善する上で、南は統一を前面に出さず、北が国際社会にデビューすることを積極的に支援しているように見える。そしてそれは現状では、統一を前提としつつも、東西ドイツの関係正常化に類似した事実上の統一の先延ばし、棚上げのように見える。

3 北朝鮮は「米国の敵」から「普通の発展途上国」へ

北朝鮮は現在、国連安保理決議による国際的制裁だけでなく、米国の単独制裁の対象ともなっている。Rennack [2018] にあるように、米国の対北朝鮮経済制裁はその開始時期、内容ともに幅広く、それをすべて解除するのは相当な時間と政治的、行政的な手間を要する。北朝鮮にとっては、核開発にとまなう国際的制裁、各国の単独制裁から解放され、米国との正常な関係を前提とした環境が来なければ、本当の意味での経済の時代が来たことにはならない。なぜなら、世界銀行 (IBRD) やアジア開発銀行 (ADB)、国際通貨基金 (IMF)、世界貿易機関 (WTO) への加盟が実現するためには、米国がそれに反対しないことが重要な要件となるからである。

米国との関係改善は、北朝鮮が、経済が政治の

従属変数ではない時代、すなわち日本を含め世界の多くの国と同じように経済建設のために各種政策を樹立し、調整していく時代に入ることを可能にするであろう。そうなれば、これまでのように、経済分野での問題がすべて「アメリカ帝国主義の悪辣な対朝鮮敵視政策」に起因すると主張できた時代が終わり、経済がよくならなければ政権の正統性に問題が生じる時代が到来する。

北朝鮮は将来的には、世界経済、北東アジアの「フルメンバー」となる可能性があり、前述の国際機関のほか、アジアインフラ投資銀行 (AIIB) への加盟や東アジア地域包括的経済連携 (RCEP) などへの加盟国となる可能性があり、日本が主導する環太平洋パートナーシップ協定 (TPP) にも将来的には加盟する可能性も否定できない。ここで重要なのは、日本としても北朝鮮経済がテイクオフできる環境を提供することであり、これは経済協力資金の提供だけに止まらず、北朝鮮が「普通の発展途上国」になることを包括的に支援することが必要となっていくであろう。そのためには、日本は省庁間、あるいは担当部署間の壁を取り払い、包括的かつ総合的な対北東アジア政策を立案していく必要がある。

4 北朝鮮の非核化による国際社会への復帰が北東アジアにもたらすもの

(1) 北東アジアにおける東西冷戦に起因する対立（冷戦構造）の完全な除去

1980 年代後半から 90 年代前半に東西冷戦が終了した後も、北東アジアには朝鮮半島の南北分断と対立、米朝の対立に起因する日米韓と中朝の対立構造が残り、冷戦終了の効果は朝鮮半島において、中韓関係やロ韓関係の改善など、一部分野に止まった。

今後、朝鮮半島において北朝鮮の非核化が進展し、朝鮮戦争の休戦協定から平和協定、米朝国交正常化への道筋が見えてくれば、北東アジアにおける冷戦構造が除去されていくことになる。

(2) 日本の北東アジアに対するコミットメント深化

このことは、これまで主に日米韓の枠組みで行動してきた日本が北東アジアへの独自の関与を深化させることができる空間を作ることになる。すでに日中関係は改善に向かい、日本と中国の関係は米国の中国封じ込めに協力する敵対的な関係というよりは、今後のアジアでの影響力を競い合うライバルの関係になってきている。また、ロシアとの関係においても北方領土問題において、松本〔2012: 125-126〕のような米国による干渉なくある程度自由な交渉が行われるようになってきている。今後、北朝鮮の非核化が進んでいくとすれば、日本が大図們江イニシアティブ（GTI）など、この地域での国際的な開発プロジェクトに参加していく可能性が大きくなるし、その前提として日本の総合的な北東アジア政策立案が開始される必要があるだろう。

(3) 中国やロシアの北朝鮮を含む朝鮮半島全体への経済活動の開始

北朝鮮の核問題の解決にともない、中国の一路構想のうち特に「一帯」の朝鮮半島への延長を促し、中国と韓国を結ぶ陸上交通インフラの建設開始が現実性を帯びていくであろう。また、ロシアのガス、石油パイプラインの北朝鮮経由での韓国への接続についても、プロジェクトを実際に推進していく条件が整っていく。

朝鮮半島の南北関係の改善と対立の減少は韓国、北朝鮮における戦時秩序から平時秩序への移行を促し、軍事・安全保障優先の考え方から経済優先の考え方への転換が徐々に進んで行くであろう。北朝鮮が本格的な「経済の季節」へと突入するとすれば、それは北朝鮮の高度経済成長への離陸を意味し、地域の協力の漸進的增加、問題解決における協力体制の強化に起因する地域の協力体制（政治、安全保障、経済を網羅する）の強化の可能性が高くなる。

5 おわりに

現在、われわれは歴史が大きく激動するその中に暮らしている。それは1980年代後半のベルリンの壁の崩壊にも匹敵する大きな変化である。しかし、その渦中にいるが故に、過去の延長線上でしか、現在起こっていることがらをとらえることができないでいる。

30年後、50年後の歴史教科書には、われわれが生きているまさにこの時期が、北東アジアに新たな国際秩序の変化が起きたと書いているであろう。したがって、現在発生しているさまざまな事象に対して、われわれは過去の延長線上でのみ物事をとらえるのではなく、将来どのような秩序を作っていくのがわれわれにとって有利なのか、という創造的な視点を持つ必要がある。

また、朝鮮半島で今起こりつつある変化は、米国の政策の変化に起因してはいるが、明治維新以降の150年の歴史の中で、ともすれば受け身になりがちであった朝鮮半島の人々が、自らの歴史を自らの力で切り開こうとする努力が実を結ぼうとしていると見ることもできる。

注

- 1) 『東亜日報』オンライン版（日本語）2016年5月17日付。[<http://japanese.donga.com/Home/3/all/27/536300/1>]（最終アクセス日2019年2月14日）
- 2) “Trump Administration Cancels Back-Channel Talks With North Korea,” *New York Times*, Feb. 25, 2017 [<https://www.nytimes.com/2017/02/25/world/asia/white-house-north-korea-talks.html>]（最終アクセス日2019年2月14日）
- 3) Remarks by President Trump to the 72nd Session of the United Nations General Assembly [<https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/remarks-president-trump-72nd-session-united-nations-general-assembly/>]（最終アクセス日2019年2月14日）
- 4) 「金正恩氏の21日の声明全文」『日本経済新聞』2017年9月22日。[https://www.nikkei.com/article/DGXLASGM22H3L_S7A920C1FF8000/]（最終アクセス日2019年2月14日）
- 5) 「조선로동당 제7기 제2차전원회의 - 김정은위원장 지도」『朝鮮中央通信』（朝鮮語版）2017年10

- 月 10 日 発。[<http://www.kcna.co.jp/calendar/2017/10/10-08/2017-1008-001.html>]、日本語の報道については、「金正恩氏、核・ミサイル開発継続を強調 党中央委総会」『日本経済新聞』2017 年 10 月 8 日。（最終アクセス日 2019 年 2 月 14 日）[<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO22037840Y7A001C1000000/>] を参照されたい。ただし、核、ミサイルについての言及が中心になっており、経済に関する言及や、党幹部の大幅な若返りについては言及がない。
- 6) 「대륙간탄도로켓 《화성-15》 형시험발사 성공 - 조선정부성명」『朝鮮中央通信』（朝鮮語版）2017 年 11 月 11 日 発。[<http://www.kcna.co.jp/calendar/2017/11/11-29/2017-1129-008.html>]（最終アクセス日 2019 年 2 月 14 日）。日本語版は、こちらを参照されたい。「北朝鮮「核戦力は完成」 新型 ICBM、米全土射程に」『日本経済新聞』2017 年 11 月 29 日。[<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO24040550Z21C17A1MM8000/>]（最終アクセス日 2019 年 2 月 14 日）
 - 7) 「김정은위원장께서 백두산에 오르시였다」『朝鮮中央通信』（朝鮮語版）2017 年 12 月 9 日 発。[<http://www.kcna.co.jp/calendar/2017/12/12-09/2017-1209-001.html>]（最終アクセス日 2019 年 2 月 14 日）日本語翻訳は [<http://dprk-doc.com/jp/archives/11110>]（最終アクセス日 2019 年 2 月 14 日）を参照されたい。なお、この白頭山行きに対して辺真一氏は、過去 4 回の白頭山訪問の後、大きな事件が起こっていることから、今回も何かが起こるのではないかと推測する記事を書いている。「金正恩委員長の「白頭山詣」の後に何が起きる？」『Yahoo!Japan ニュース』2017 年 12 月 10 日 [https://news.yahoo.co.jp/byline/pyonjiniru/20171210-00079136/]（最終アクセス日 2019 年 2 月 14 日）
 - 8) 「米朝が首脳会談へ 正恩氏、核・ミサイル凍結を約束」『朝日新聞』2018 年 3 月 9 日。[<https://www.asahi.com/articles/ASL3934JZL39UHBI00G.html>]（最終アクセス日 2019 年 2 月 14 日）
 - 9) 田原総一郎「解任の嵐のトランプ政権で最後の砦はマティス」『日経ビジネスオンライン』2018 年 3 月 23 日。[<http://business.nikkeibp.co.jp/atcl/opinion/16/122000032/032200062/>]（最終アクセス日 2019 年 2 月 14 日）
 - 10) 「문재인 대통령 제 72 주년 광복절 경축사」[<https://www1.president.go.kr/articles/524>]（最終アクセス日 2019 年 2 月 14 日）。日本語の報道は『毎日新聞』2018 年 8 月 15 日 [https://mainichi.jp/articles/20170815/k00/00e/030/223000c]（最終アクセス日 2019 年 2 月 14 日）などを参照。
 - 11) 「「平昌五輪期間は米韓演習延期を」 文大統領が提案」『東京新聞』2017 年 12 月 20 日。
 - 12) 「合同軍事演習延期で合意 平昌五輪の期間中」『毎日新聞』2018 年 1 月 4 日。[https://mainichi.jp/articles/20180105/k00/00m/030/129000c]（最終アクセス日 2019 年 2 月 14 日）
 - 13) 「「世界の警察官をやめる」と宣言したオバマ大統領」『ダイヤモンドオンライン』2015 年 8 月 5 日 付。[https://diamond.jp/articles/-/75884]（最終アクセス日 2019 年 2 月 14 日）
 - 14) 『朝鮮中央通信』2018 年 10 月 16 日 発 [http://www.kcna.co.jp/calendar/2018/10/10-16/2018-1016-004.html]（最終アクセス日 2019 年 2 月 14 日）
 - 15) 『日本経済新聞』2018 年 4 月 27 日 [https://www.nikkei.com/article/DGXMZO29946230X20C18A4000000/]（最終アクセス日 2019 年 2 月 14 日）
 - 16) 『朝鮮新報』2018 年 11 月 15 日 付、同年 12 月 6 日および同月 11 日 付。

参考文献

- 安倍誠（2016）「民主化・経済発展・体制間競争 ―一九八八年ソウル五輪」『アジア研ワールド・トレンド』250、pp.24-27
- 五味洋治（2019）「日本にも影響及ぶ朝鮮戦争「終戦宣言」の現実味」『東洋経済オンライン』2019 年 2 月 4 日 [https://toyokeizai.net/articles/-/264132]（最終アクセス日 2019 年 2 月 14 日）
- 木宮正史（2017）「1970 年代第三世界をめぐる南北外交競争と韓国外交」『現代韓国朝鮮研究』16、pp.1-13
- 松本俊一（2012）『日ソ国交回復秘録 北方領土交渉の真実』朝日新聞出版
- 三村光弘（2017）『現代朝鮮経済』日本評論社
- 渡邊武（2018）「北朝鮮にとっての板門店宣言：核兵器、提携、体制間競争」『NIDS コメンタリー第 74 号』防衛研究所。[http://www.nids.mod.go.jp/publication/commentary/pdf/commentary_074.pdf]（最終アクセス日 2019 年 2 月 14 日）
- Rennack, Dianne E.（2018）, “North Korea: Legislative Basis for U.S. Economic Sanctions,” CRS Report R41438, [https://fas.org/sgp/crs/row/R41438.pdf]（最終アクセス日 2019 年 2 月 14 日）

研究ノート

副詞的連用語尾につく「만」について —「V₁ (어・아) +V₂」型動詞を題材に—

朴恩珠 (大阪女学院大学)

キーワード: 助詞「만 man」, 副詞的連用語尾, 重義性, 作用域

Keywords: Particle “ 만 ” (pronounced [man]), the adverbial consecutive endings, pragmatic ambiguity, scope of action

1. はじめに

韓国語の助詞¹⁾「만 man (だけ)」に関する研究は多数あり、その「意味・機能」について様々な角度から分析されている。先行研究では「만」の「意味・機能」については単文による分析が主であった。しかし、会話における「만」は常に決まったパターンで現れるわけではなく、統語的に説明しにくい形で「만」が発話される場合がある。そのような「만」の出現がもたらす「意味・機能」についてはあまり言及されなかったため、その出現場面を調べる余地がある。

本稿では「V₁ (어・아) +V₂」型動詞を題材に副詞的連用語尾²⁾「어 eo・아 a」につく「만」を分析対象³⁾に限定し、語用的な立場から「V₁ (어・아) +V₂」型動詞に介入して出現する「만」は、どのような「意味・機能」をもたらしているのかを考察する。

2. 先行研究と本稿の考察方向と意義

(1) 先行研究

「만」の「重義性」に関しては、チェ・ジェウン [1996、1998]、チェ・キュリョン [1998]、キムチョンミン [2000] などに取り上げられる。これらの先行研究では「만」の「意味・機能」について「限定」や「排他」、そして「強調」や「焦点化」など別の観点から述べているが、いずれも「만」の出現は意味解釈に重義性をもたらす、という見解は共通している。

「만」がもたらす意味解釈の重義性は [例 1] のようなものである。

[例 1] 동수가 스니만 따라다닌다. [チェ・ジェウン 1996:673]

[Dongsu-ga Suni-man ddaladaninda.]

[トンスー主格 スニーだけ 追いかけて回すー下称・平叙]

(トンスがスニだけ追いかけて回す (逐語訳) / トンスがスニを追いかけてばかりいる。)

上記の [例 1] は「만」が名詞の「スニ」につく場合で、第一の意味として「トンスが他の人ではなく、スニだけ追いかけて回す」⁴⁾ という意味を持つが、文脈によっては「トンスが勉強 (仕事) など全然せず、スニだけ追いかけて回す」という解釈も成り立つものである。

さらに、「만」の「意味・機能」について、ホン・サマン [2002] は次のように述べている。

①唯一限定

- ・ 얼굴만 예쁘다고 배우가 되는 것이 아니다.
[eolgul-man yebbedago beu-ga dyenen keos-i anida.]
(顔だけきれいで俳優になるのではない。)
- ・ 평생을 아들만 믿고 살아왔다.
[pyeongseng-eul aduel-man mitgo salawatta.]
(一生を息子だけ頼りにして生きてきた。)

②縮小制限

- ・ 한마디만 더 얘기하고 싶다.
[hanmadi-man deo yegihago sipa.]
(一言だけもっと話したい。)
- ・ 이천 원만 내십시오.
[icheonwon-man nesibsiyo.]
(二千ウォンだけ払ってください。)

③単一、一様、持続

- ・ 혜영이는 웃기만 한다.
[hyeyoungi-nen utgi-man handa.]
(ヘヨンは笑うだけだ。)
- ・ 방학이 되기만 하면, 고향에 내려온다.
[banghak-i dyegi-man hamyen gohyang -e nelyeonda.]
(休みになるだけ(ばかり)に、故郷に帰る。)
- ・ 밤하늘은 고요하기만 하다.
[bamhaneul-eun goyohagi-man hada.]
(夜空は静けさだけだ。)

④強調的添意

「副詞 + 만 man」

- ・ 조금만 있으면 끝이 난다.
[jogeum-man isseumyen ggeut-i nanda.]
(少しだけいれば終わる。)

「副詞的連用語尾 + 만」

- ・ 이 서류를 받아만 주십시오.
[i seolyu-leul bada-man jusibsiyo.]
(この書類を受け取るだけください。)

「-야 ya+ 만」

- ・ 끝까지 참고 기다려야만 한다.

[ggeutggaji chamko gidalyeya-man handa.]
(最後まで耐えて待つしかないだけだ。)

⑤定型句形成

- 「N 만 man 해도 hedo (N だけ -しても)」
 - 「N 만 V 도 do (N だけ V も)」
 - 「N 만 V 면 myen (N だけ V -たら)」
 - 「N 만 아니면 animyen (N だけ なければ)」
- [ホン・サマン 2002: 253-257]

上記をみると「만」の出現は様々な場面に現れ、各場合にに応じて「意味・機能」を果たしている。しかし、「V₁ (어・아) + V₂」型動詞に介入して出現する「만」について具体的な言及はみられない。

(2) 本稿の考察方向と意義

本稿は韓国語の会話に現れる「만」について、主に「V₁ (어・아) + V₂」型動詞に介入して出現する場面を取り上げ、語用的な立場でその「만」がもたらす「意味・機能」について分析すると同時に、話し手はそれを用いることで、どういう効果を狙うのかを探る。

上述したように、「만」に関する先行研究は単文を通して「만」の「意味・機能」を分析したものが主であり、会話を通して「만」の「意味・機能」を調べたものはあまりない。しかし、[例 1] のような事柄を表す場合、韓国語母語話者の会話では[例 1] だけではなく、下記の[例 2] のように発話される場合も多い。

[例 2] 동수가 순이를 따라만 다닌다.

[Dongsu-ga Suni-leul ddala-man daninda.]

[トンスー主格 スニー対格 追うー連用語尾ーだけ 歩き回るー下称・平叙]
(トンスがスニを追いだけ回す(逐語訳)/トンスがスニを追いかけて回してばかりいる。)

[例 2] は「만」が名詞ではなく、「V₁ (어・아)

+V₂] 型動詞の「어 eo・아 a」につく場合であり、この「어・아」は「動詞 1」と「動詞 2」を結ぶ副詞的連用語尾である。ホン・サマン [2002] では、この副詞的連用語尾につく「만」は話し手の気持ちを強調するために添加されるものとみなしている。

本稿では副詞的連用語尾につく「만」について、主に「V₁ (어・아) +V₂] 型動詞に介入して出現する「만」を扱うため、韓国語の「V₁ (어・아) +V₂] 型動詞について確認しておく。

キム・キヒョク [1995] によると、韓国語の「V₁ (어・아) +V₂] 型動詞は合成動詞と複合動詞に区別される。合成動詞 (compound verb) は「動詞 1」と「動詞 2」が結合して、新しい意味を持つ、[A+B=C] の概念を指す。複合動詞 (complex verb) は「動詞 1」と「動詞 2」が結合して 2 つの動詞がそのままの意味を持つ、[A+B= AB] の概念を指す。しかし、複合動詞と合成動詞の区分において、明確に区分できる動詞類と、明確に区分できない動詞類がある。例えば、補助動詞 (日本語の機能動詞に相当するもの) 構成の場合は明確に区別できない場合がある。そのため、補助動詞構成の場合、合成動詞なのか複合動詞なのかを区別する方法があり、「動詞 1」と「動詞 2」の間に連結語尾「-서 seo」を入れてみると明確に区別できる。

次の [例 3] をみよう。

[例 3] a. 그가 내 돈을 떼어먹었다.

[geu-ga ne don-eul ddeomeogeotta.]

(彼が私のお金を踏み倒した。)

*a. 그가 내 돈을 떼어서 먹었다.

[geu-ga ne don-eul ddeco-seo meogeotta.]

* (彼が私のお金を踏んで 倒した。)

b. 아이가 크리스마스 트리에 달린 과자를 떼어먹었다.

[ai-ga kurisumasu teuli-e dallin gwaja-leul ddeomeogeotta.]

(子供がクリスマスツリーに吊ってあるお菓子をもぎ取って食べた。)

b'. 아이가 크리스마스 트리에 달린 과자를 떼어서 먹었다

[ai-ga kurisumasu teuli-e dallin gwaja-leul ddeco-seo meogeotta.]

(子供がクリスマスツリーに吊ってあるお菓子をもぎ取り 食べた。)

[例 3] をみると分かるように、同じ「V₁ (어・아) +V₂] 型動詞でも状況によって複合動詞とみなされることもあれば、合成動詞とみなされることもある。[例 3] の動詞[떼어먹었다 ddeomeogeotta₂] は a の例文で「動詞 1」と「動詞 2」が結合して新しい意味を表し、「-서 seo」を入れると非文になる。一方、b は「動詞 1」と「動詞 2」の順で主語の行為を表すもので、2 つの動詞それぞれが持つ意味が変化していない。a の [떼어먹었다] は合成動詞であり、b の [떼어먹었다] は複合動詞といえる。

本稿では [例 3] の a のような「V₁ (어・아) +V₂] 型動詞類は合成動詞とみなすので、本稿で取り上げる「V₁ (어・아) +V₂] 型動詞類のほとんどは合成動詞である。合成動詞は単一動詞のように機能するものとみなされるため、その構成を分離させることやその間に他の語彙の挿入は許容することができないはずである⁵⁾。しかしながら、会話では合成動詞の中に「만」が出現することがあるが、その「意味・機能」についてはまだ考察されていない。そのように現れる「만」は会話にどのような影響をもたらすのかを調べる必要がある。

さらに、本稿では [例 1] と [例 2] の意味解釈は異なるものとみなす。

[例 1] 동수가 순이만 따라다닌다.

[Dongsu-ga Suni-man ddaladaninda.]

(トンスがスニだけ追い回す。)

[例 2] 동수가 순이를 따라만 다닌다.

[Dongsu-ga Suni-leul ddala-man daninda.]

(トンスがスニを追いだけ回す。)

上記の[例1]と[例2]の「만」の出現ところを比較してみる。[例1]の場合、「만」が限定する対象が明確である。つまり、明確な対象の「순이(スニ)」は「만」によって限定されると同時に取り立てられ、その限定対象の裏にあるそれ以外のことが「～はせず」という重義性をもたらすようになる。

一方、[例2]の場合、「만」が限定する対象は言葉の意味である。つまり、その動詞が示す行為に限定されるので含意分析はできない。

3. 文脈を通してみる「어・아」につく「만」について

ここでは会話に現れる「V₁(어・아)+V₂」型動詞の副詞的連用語尾「어 eo・아 a」につく「만 man」を取り上げて分析していく。事例分析を通して「어・아」につく「만」の「意味・機能」を観察する。先行研究では副詞的連用語尾「어・아」につく「만」の「意味・機能」は強調のみで重義性は持たないとみなされているが、本稿で取り上げる事例は内容に応じて「만」の出現場面を次の2つに分けることができる。

- (1) 含意文の類似形が表出している場合
- (2) 文脈から含意文が想定できる場合

(1) 含意文の類似形が表出している場合

含意文の類似形が文に表出している場合というのは、「만」の出現の下で想定される含意文に類似した内容が発話されているものを示す。下記の会話事例をみよう。

① 양돌만 / 민희 씨는 손도 참 예쁘다. 오늘 퇴근하고 뭐 할 거예요? 나랑 놀러갈래요?

Yang/ mini ssi-neun son-do cham yebbeuda. oneul tyegeunhago mwo hal geoyeyo? na-lang noleogalleyo.

이민희 / 손은 여자의 자존심이라고 엄마가 그랬

거든요. 그러니까요, 손대지 말고 여기다가

Lee/ son-eun yeoja-ui jajonsimilago eomma-ga geuletgedeodeunyo. geuleoniggayo, sondeji malgo yeogidaga

끼워만 주세요. 빨리요.

ggiwo- man juseyo. bballiyo.

양돌만 / 네엣?

Yang/ neet?

ヤン / ミンヒさんは手も、とてもきれいだな。今日仕事が終わったら何しますか?

僕と遊びに行きませんか?

ミンヒ / 手は女の誇りだと母が言いました。ですから、触らずに、ここにはめてだけください。はやく。

ヤン / はあ?

[『神話, SBS, 10回』2001年9月-11月]

② 윤성현 / 근데 민아, 내가 갖고 있는 사진들 중에 네 얼굴은 한 장도 없다.

Yun/ geunde Min-a, ne-ga gatgo issneun sajindeul jung-e ne eolgul-eun han jang-do eobta.

넌 맨 날 찍어만 주니까.

neon men nal jjiigeo-man junigga.

강민 / 아, 찍는 건 해도 찍히는 건 못 하겠더라. 영 어색해서. 왜?

Kang/ a, jjikneun geon hedo jjikhineun geon mot hagetdeola. young eosekheseo. we?

ユン / ところで、ミン、私の写真の中にあなたの顔が写ったものは一枚もないわ。

あなたはいつも撮っただけくれるからね。

カン / まあ、そうね。撮るのはいいけど、撮られるのはなんだか落ち着かなくてさ。

で、どうしたの?

[『クエンキ, KBS2, 22回』1999年5月-2000年1月]

③ 차승현 / 어머니 저 아직 결혼 같은 거 생각 없어요.

Cha/ eomeoni jeo ajik gyelhon gateun geo senggak cobseoyo.

차미희 / 당장 결혼하라는 게 아니라, 아가씨가
괜찮은 것 같아서 한 번 만나만 보라고.

Mihi/ dangjang gyelhonhalaneun ge anila, agassi-ga
gwenchaneun geot gataseo han-beon man-na-man
bolago.

チャ / お母さん、僕、まだ結婚なんか考えてい
ません。

미히 / 今すぐ結婚しろというのではないけど、
お嬢さんがけっこうやさそうなので、
一度会ってだけみたら。

『皇太子の初恋, MBC, 1回』
2004年6月 - 8月]

④재희 / 별건 대낮에 마당에서 둘이 그러구 안 있
으면, 어디서 뭘 어찌겠다는 거야?

Jehi/ beolgeon denaj-e madang-eseo dul-i geuleogu an
isseumyen, eodiseo mwol eojjeogetdaneun geoya?

유라 / 어, 네가 그래서 공부를 못 하는구나. 너
국어점수 몇 점 맞니? 문단이해를 그렇게 못
해?

Yula/ eo, ne-ga geuleseo gongbu-leul mot hanenguna.
neo gugeujeomsu myet jeom majni? mundanihe-
leul geuleohke mot he?

야, 그리고 너 혼자 좋다고 졸졸 졸 쫓아만
다니면 뭐가 어떻게 되니?

ya, geuligo neo honja johtagol joljoljol jjocha-man
danimyen mwo-ga eoddeohke dweni?

ゼヒ / こんな明るい昼間、二人が庭でそんなに
していなかったら、どこで何をどうしろっ
て言うの?

ユラ / ほら、だからあんたは勉強ができないの
よね、あんた、国語点数いくつ取っている
の?

文段理解がそんなにできないのかしら?
ほら、それに、あんた一人で好きだからっ
てちょろちょろ追いだけ回したら、何か変
わるの?

『プロポーズ, KBS, 8回』1997年6月 - 7月]

⑤장현우 / 그 얘기하기가 그렇게 힘드냐? 가서 고

백해 임마. 언제까지 쳐다만 볼거야? 혹시
Jang/ geu yegihagi-ga geuleohke himeunya? gaseo
gobekhe imma. eonjeggaji chyeoda-man
bolgeoya? hoksi

나 때문이라면 그건 네 착각이야.

na ddemunilamyeon geugeon ne chakkagiya.

하준서 / 너 잘난 거 세상이 다 안다. 잘난 의사노
릇 하는 거 솔직히 부러워. 하지만 어디까지

Ha/ neo jalnan geo sesang-i da anda. jalnan uisanoleut
haneun geo soljikhi bulwowo. hajiman eodiggaji
가 볼거야? 그 어린애를 데리고, 그것도 병
실에서. 하경이가 불쌍하다.

ga bolgeya? geu eoline-leul deligo, geugeotdo
byengsil-eseo. Hakyoung-i-ga bulssanghada.

チャン / その話がそんなにむずかしいの? 行っ
て告白しろよ、お前。いつまで見つめてだ
けいるんだ?

ひょっとして俺のためなら、それはお前の
錯覚だよ。

ハ / お前が優秀なのは世間の皆が知っている
よ。立派な医者として勤めてるの、正直う
らやましい。だが、どこまで行ってみるつ
もりだい? あんなちびっ子を連れて、それ
も病室で。ハキョンが可哀そうだ。

『ひまわり, MBC, 7回』1998年11月
- 1999年1月]

上記の会話事例①~⑤に現れた「만」によって
想定される含意文を文脈から考えてみよう。

事例①の「끼워만 주세요 ggiwo-man juseyo (はめ
てだけください)」には、「触らずに指輪だけ」、「他
ではなく私の指に」という含意文が想定できるが、
会話の中に「손대지 말고 sondeji malgo (触らずに)」
という言葉が発話されているので、文に含意文の
類似形が表出しているものと考えられる。

事例②の「찍어만 주니까 jjigeo-man junigga (撮っ
てだけくれるから)」から想定できる含意文は「自
分は撮られず」、「友達と一緒に写ることなく」で
ある。しかし、[カンミン] が「찍는 건 해도 찍히
는 건 못 하겠더라 jjikneun geon hedo jjikhineun geon

mot hagetdeola (撮るのはいいが、撮られるのはなんだか落ち着かなくてさ)」のように発話しているので、含意文に類似した内容が表出しているものと考えられる。

事例③の「만나만 보라고 manna-man bolago (会っただけみたら)」は「先のことはあまり深く考えず」、「直ちに付き合えということではなく」などの含意文が想定できる。しかし、[ミヒ]が「당장 결혼하라는 게 아니라 dangjang gyeolhonhalaneun ge anila (今すぐ結婚しろというのではなくて)」のように発言することで、含意文と類似した内容が「만나만 보라고 manna-man bolago (会っただけみたら)」につながっている。

事例④の「꽃아만 다니면 jjocha-man danimyeon (追っただけ回したら)」は「自分の気持は告げずに」、「相手のことは構わず」などの含意文が想定できる。しかし、「너 혼자 좋다고 neo honja johtago (あんた一人で好きだからって)」の発言から含意文に類似した内容が表出していると考えられる。

事例⑤の「쳐다만 볼거야 chyeoda-man bolgeoya (見つめてだけいるんだ)」は「気持ちを打ち明けずに」、「何もしないで」などの含意文が想定できる。しかし、「가서 고백해 gaseo gobekhe (行って告白しろよ)」のように含意文の類似した内容が[チャン]によって発言されている。

上記の「含意文の類似形が表出している場合」において、仮に含意文の類似形が文に表出していなかったとしても、ここで出現する「만」は含意文をもたせるものである。つまり、①～⑤の会話事例に現れた「만」は文に重義性をもたらすことができるものといえる。

さらに、発話文が含意文をもつとすれば、話し手はその含意文にあたる内容をあえて言わなくても、その内容について会話者同士は相互に認識しているはずである。それにもかかわらず、話し手は「만」によって想定される含意的な内容をあえて発話している。それは会話における「繰り返し」⁶⁾に類似するものと思われるが、「繰り返し」はある事柄を強調する時に用いる1つの方法である。

つまり、話し手は「만」によって表面上に現れなくても認知できる含意的な内容を実際に述べることで、「繰り返し」と同じく強調の効果を得ようとしているものと思われる。

(2) 文脈から含意文が想定できる場合

次の会話事例から「만」の働きを観察してみよう。

⑥민지훈 / 바빴나? 어제 하루 종일 기다렸다. 전화기도 전부 꺼 놓고…

Min/ babbatna? eoje halu jongil gidalyeta. jeonhwagido jeonbu ggeo nokko…

금희 / … 그래서 말인데 다른 기증자를 찾아봐야 할 것 같아. 다른 기증자를 찾으려면 어떻게

Geumhi/ geuleseo malinde daleun gijeungja-leul chajaboaya hal keot kata. daleun gijeungja-leul chajelyemeyen eoddeotke

해야 돼, 오빠? 가르쳐만 줘. 나, 엄마 살릴 수 있는 일이라면 뭐든지 다 할 거야.

heya dwe, obba? galeuchye-man jwo. na, eomma sallil su itneun ililameyon meodeunji da halgeoya.

ミン / 忙しかったの? 昨日、一日ずっと待っていたの。電話機も全部切ってしまっ…

クミ / …それだけで、他の寄贈者を探さなきゃいけないと思うの。他の寄贈者を探すためにはどうすればいいの、チフン、教えてだけくれる? 私、母さんの命が助かるんだったら何でもするわ。

[『威風堂々な彼女, MBC, 11回』

2003年3月-5月]

⑦어머니 / 애, 현재하고 지연이 불러라. 명태도 나오고 했는데 우리 잔치하자.

Eomeoni/ ye, Hyente-hago Jiyeni bulleola. Myengtedo naogo hetneunde uli janchihaja.

아버지 / 불러만 봐. 그놈들 오면 내가 집을 나갈 거야, 이거. 불러만 봐.

Abeoji/ bulleo-man bwa. geunomdel omyen ne-ga jibeul nagal geoya, igeo. bulleo-man bwa.

母親 / ほら、ヒョンテとチヨンを呼んでね。ミヨ

ンテも出所したことだし、皆でお祝いしよう。

父親 / 呼んでだけみて。あいつらが来たら俺が
家を出るから。まったく、呼んでだけみて。
[『コッチ, KBS, 36 回』 2000 年 3 月 - 9 月]

⑧주회장 / 너무 걱정하지 말아요. 이번에 신문에서
터뜨려만 주면, 아마 판도가 바뀔 거야.

Ju / neomu geokjeonghaji malayo. Ibeon-e sinmun-eseo
teoddeulye-man jumyen, amado pando-ga
baggyel geoya.

김사장 / 아무리 그래도 너무 무모해요. 이러다
정말 큰 일이라도 당하시면... 잘 될까요, 정
말?

Kim / amuli geuledo neomu mumoheyo. ileoda
jeongmal keun ililado danghasimyen... jal
dylggayo, jeongmal?

チュ会長 / そんなに心配しないでね。今回の新
聞でやつつけてだけくれたら、多分、版図
は変わるでしょう。

キム社長 / それにしても、あまりにも無謀だわ。
そんなことで、大変な目にあったら ...
うまくいけるのでしょうか、本当に?

[『復讐血戦, MBC, 10 回』 1997 年 12 月
- 1998 年 1 月]

⑨장회장 / 먼 길 오느라고 수고했네.

Jang / meon gil oneulago sugohetne.

김용남 / 죄송합니다. 제가 좀 늦었습니다.

Kim / jesonghamnida. je-ga jom neujeotssumnida.

장회장 부인 / 어머, 그렇게 계속 세워만 두실 거
예요?

Mrs. Jang / eomeo, geuleokke gesok sewo-man dusil
geoyeyo?

チャン会長 / 遠いところまで、大変だったな。

キム / 申し訳ありません。私が少し遅れました。

チャン会長夫人 / あら、ずっとそのまま 立たせ
ただけおくつもりですか?

[『新貴公子, MBC, 5 回』 2000 年 7 月 - 9 月]

⑩회장 / 해경이에게 남자가 생겼대. 넌 그것도 모
르고 뭘 수행하고 다녔다는거야!

Hwojang / Hegyounge-i-ege namja-ga senggyette. neon
geugeotto moleugo mwol sugeng-hago
danyettaneun geoya.

내 알아만 내면은 그냥, 내 손으로 요절을
내고 말텐데.

ne ala-man nemyeneun geunyang, ne son-eulo
yojeol-eul nego maltende.

이 실장 / 죄송합니다. 회장님! 죽을 죄를 지었습
니다. 용서해 주십시오.

Lee / jesonghamnida. hyejangnim! jugeul je-leul
jieotssumnida. youngseohe jusibsiyo.

会長 / ヘギョンに男ができたらしい。お前はそ
れも知らず、何を随行したと言っているの
だ!

俺が見つけだけ出したら、ただ俺の手でやつつ
けてしまうのに。

李室長 / 申し訳ありません、会長! とんでもない
過ちをおかしました。お許ください。

[『彼女は最高, KBS2, 3 回』 2003 年 11 月
- 2004 年 1 月]

上記の会話事例⑥~⑩に出現している「만 man」
によって想定される含意文を考えてみよう。⑥の
「가르쳐만 줘 galeuchye-man jwo (教えてだけく
れる)」に出現している「만」は「直接に手を打た
ず」、「時間やお金がかかることであっても」のよ
うに含意文が想定できる。

⑦の「불러만 봐 bulleo-man bwa (呼んでだけみた
ら)」の場合、想定される含意文は「俺の気持ちは
考えず」、「俺が許してないのに」になる。ここに
出現している「만」は排他的な役割を含んでいる。

⑧の「터뜨려만 주면 teoddeulye-man jumyen (やつ
つけてだけくれたら)」は「計画通り」、「他のこと
に引っかからず」のように含意文が想定できる。

⑨の「세워만 두실 sewo-man dusil (立たせてだけお
く)」からは「案内はせず」あるいは「疲れている
のに」などの含意文が想定できる。

⑩の「알아만 내면 ala-man nemyen (見つけだけ出

したら)」の場合、想定される含意文は「どこにいるのか」、「どんな輩か」である。

上記の(2)の事例文⑥～⑩の事例を文脈からみると、「만」が出現することによって意味解釈に重義性をもたらしている。このような含意分析ができるのは「만」の「意味・機能」が会話に影響していると思われる。

「V₁ (어・아) +V₂」型動詞の副詞的連用語尾につく「만」の「意味・機能」について、(1)「含意文の類似形が表出している場合」と(2)「文脈から含意文が想定できる場合」のように2つに分けて分析を行った。上記の(1)と(2)の事例分析を通して副詞的連用語尾「어 eo・아 a」につく「만」は含意文をもたらすことが分かった。言い換えると、「어・아」につく「만」の「意味・機能」を文脈からみると、文に重義性をもたらすことができる。つまり、会話における「만」の作用域は言葉に止まらず、文全体の意味に影響を及ぼすのである。

4. 単文を通してみる「어・아」につく「만」について

ここでは、3章で取り上げられた「V₁ (어・아) +V₂」型動詞の副詞的連用語尾につく「만」の出現事例を単文で取り上げて、その意味解釈を考えてみる。

(1) 含意文の類似形が表出している場合

下記は「만」が出現した事例である。

①여기다가 끼워만 주세요 yeogidagaggiwo- man juseyo.

(ここにはめてだけください).

①は、話し手の思っている事柄が強調されている。つまり、とにかく「はめてほしい」という話し手の気持ちを表している。すなわち、ここで「만」の役割は「はめてほしい」ということの強調である。

②맨날 찍어만 주니까 men nal jjigeo-man junigga.

(いつも撮っただけくれるから。)

②は、いつも「撮ってくれる」行為が「만 man」によって一層取り立てられる効果を得ている。

③한번 만나만 보라고 han-beon manna-man bolago.

(一度会っただけみたら。)

③は、話し手の要求の「会ってほしい」ということが強調されている。つまり、他の事柄ではなく「会う」というところに「만」の「意味・機能」が制限されている。

④쫓아만 다니면 뭐가 어떻게 되니 jjocha-man danimyen mwo-ga eoddeohke dweni?

(追っただけ回したら、何か変わる?)

④は、「追う」という事柄、つまり、無謀な行動に対して何も解決できないという話し手の気持ちが強調されている。

⑤언제까지 쳐다만 볼거야 eonjeggaji chyeoda-man bolgeoya?

(いつまで見つめてだけいるんだ?)

⑤は、優柔不断の相手に対する話し手の非難や不満が吐露されている。その話し手の気持ちが「만」によって強調されている。

以上のように、(1)「含意文の類似形が表出している場合」の事例を単文で取り上げて観察した。単文でみた場合、副詞的連用語尾につく「만」は重義性をもたらすことはなく、話し手の気持ちを強調する「意味・機能」だけに止まっていることが分かる。

(2) 文脈から含意文が想定される場合

ここでは、(2)「文脈から含意文が想定されえる場合」の事例を単文で取り上げて、意味解釈をみよう。

⑥어떻게 해야 돼, 가르쳐만 줘 eoddeotke heyadwe, galeuchye-man jwo.

(どうすればいいの、教えてだけくれ。)

⑥は、どうすればいいのか、解決方法を知らない切羽詰まった話し手の気持ちが「만」によって強調されている。

⑦…이거, 불러만 봐 igeo, bulleo-man bwa.

(…ほら、呼んでだけみて。)

⑦は、会いたくない対象に対する話し手の不快な感情が強調されている。

⑧터뜨려만 주면 판도가 바뀔 거야 teoddeulye-man jumyen pando-ga baggil geoya.

(やっつけてだけくれたら版図は変わる。)

⑧は、とにかく事件がうまく解決できることを願う話し手の期待が強調されている。

⑨그렇게 세워만 두실 거예요 geuleokke sewo-man dusil geoyeyo?

(そのまま立たせてだけおくつもりですか?)

⑨は、客の訪問に何も配慮せず、「待たせていること」に対して、申し訳ないという話し手の気持ちが「만」によって取り立てられている。

⑩내 알아만 내면 ne ala-man nemyen.

(俺、見つけだけ出したら。)

⑩は、どうしても「見つけ出したい」という話し手の気持ちが「만」によって取り立てられている。

以上のように、(1)と同様に、(2)「文脈から含意文が想定される場合」の事例を単文で取り上げて意味解釈を観察してみた。(1)と同じく、単文でみると「만」は強調を表す付加語的な役割をしている。付加語というのは、節や文の中のある特定のところに注意を集中させるために用いられる要素を指す。チョン・ヒジャ [2001] によると、付加語は焦点化と共に強調の役割をするものである。一般的に付加語というのはそれがなくても節や文は成り立つので、主に話し手の気持ちによっ

て用いられるものである。

5. おわりに

本稿では「V₁ (어・아) +V₂」型動詞を題材に次の2つの観点から分析を行った。

[1] 「어 eo・아 a」につく「만」を文脈でみる場合の「意味・機能」について。

[2] 「어 eo・아 a」につく「만」を単文でみる場合の「意味・機能」について。

まず、副詞的連用語尾「어 eo・아 a」につく「만 man」を検討するため、「V₁ (어・아) +V₂」型動詞の副詞的連用語尾につく「만」の事例を会話内容に応じて次のように2つに分けて観察した。

(1) 含意文の類似形が表出している場合

(2) 文脈から含意文が想定される場合

上記の(1)と(2)に取り上げられた会話事例を文脈でみると、会話事例に出現している「만」は重義性をもたらすことができる。つまり、会話における「만」の作用域は広い範囲に影響を及ぼしているのである。

次に、(1)と(2)に取り上げられた「만」の出現場面を単文でみると、「어・아」につく「만」の「意味・機能」は強調であった。つまり、この場合の「만」は付加語として用いられ、話し手の気持ちや心境を強調もしくは取り立てるものであり、重義性をもたらすことはできなかった。「어・아」につく「만」は「V₁」と「V₂」を結ぶ副詞的連用語尾について現れるものなので、単文でみると「만」の作用域が語彙レベルに限定されるために含意分析ができないのである。このような分析結果から、話し手は「만」を用いることで「重義性」と「強調」の効果を同時に得ることができ、それによって聞き手を会話に集中させることを図っていたように思われる。

今回の分析で確認されたのは、副詞的連用語尾「어・아」につく「만」は作用域の「広・狭」によって「意味・機能」に相違があるということである。つまり、単文でみる場合の「만」の作用域

は狭い範囲の語彙レベルであるために含意分析ができないが、文脈でみる場合の「만」の作用域は広い範囲の会話レベルであるために含意分析ができるということである。

従来の副詞的連用語尾「어・아」につく「만」の「意味・機能」は強調のみにみなされていたが、「어・아」につく「만」の「意味・機能」は作用域の「広・狭」によって異なるため、文脈を通してみると含意分析が可能であることが明らかになった。したがって、本研究を通して副詞的連用語尾につく「만」の「意味・機能」について、新たな一面を見出すことができたと思われる。

今後、「V₁ (고) +V₂」型動詞の副詞的連用語尾「고 go」につく「만」について観察が進み、「V₁ (어・아) +V₂」型動詞の副詞的連用語尾「어・아」につく「만」と比較することができれば、さらなる「만」の新たな一面の発見が期待される。

注

- 1) 「만」は研究者によって補助助詞、特殊助詞、限定助詞などの名称で呼ばれている。詳細なことは、김진호 [2000], 남윤진 [2000], 목정수 [1998], 이남순 [1996], 임동훈 [2004, 2007], 성광수 [1999], 채완 [1986, 1998], 황화상 [2003], 홍사만 [2002] など参照。
- 2) 최현배 [1961] では、補助用言と関連する「어 / 아」は副詞形の範疇に認め、서정수 [2005] では接続形態「어서」の特殊な用法の一つであるとし、홍사만 [2002] では副詞的連用語尾と称した。本稿では홍사만 [2002] と同様に副詞的連用語尾という用語を用いる。
- 3) 分析資料は1990年～2010年の間、韓国で放映されたテレビドラマから抽出した会話事例を用いる。
- 4) 「만」の和訳において、会話事例によっては「ばかり」や「のみ」の方が「だけ」よりふさわしい場合もあるが、文の統一のために「だけ」を用いることにする。尚、[例文] や会話事例の和訳は韓国語文の内容を優先して逐語訳を用いるため、日本語として不自然な文になる場合がある。
- 5) 韓国語の正書法では合成動詞は分かち書きしないが、本稿では「만」の出現を分かりやすく提示するため、「V₁ (어・아) +V₂」型動詞に「만」が出

現した場合、便宜上 [例2] のように分かち書きをして表すことにする。

- 6) 会話における「繰り返し」は強調として用いることが多いが、その役割について詳細なことは Tannen [1989:47-48], Brown・Levinson [1987:112] 参照。

参考文献

- 김기혁 (1995) 『국어 문법 연구』, 서울 도서출판 박이정 .
- 김진호 (2000) 「조점사와 통사의 의미」 『독일어 문학』, pp.379-403.
- 김진호 (2000) 『국어 특수조사의 통사 / 의미연구』, 역락 .
- 남윤진 (2000) 『현대국어의 조사에 대한 계량언어학적 연구』, 태학사 .
- 목정수 (1998) 「한국어 격조사와 특수조사의 지위와 그 의미 - 유형론적 접근 -」 『언어학』 23, pp.47-78.
- 서정수 (2005) 『한국어의 부사』, 서울대학교출판부 .
- 성광수 (1999) 『격 표현과 조사의 의미』, 월인 .
- 정희자 (2001) 『담화와 문법』, 한신문화사 .
- 이남순 (1996) 「특수조사의 통사기능」 『진단학보』 82, pp.217-235.
- 임동훈 (2004) 「한국어 조사의 하위 분류와 결합유형」 『국어학』 43, pp.119-154.
- (2007) 「한국어 조사 만과 도의 의미론」 『朝鮮學報』 205, pp.1-20.
- 최규련 (1998) 「국어 초점사 '다만과 '만' 의 의미」 『한글』, pp.299-322.
- 최재웅 (1996) 「만의 작용역 중의성」 『언어』, pp.673-692.
- (1998) 「한국어 특수조사 '만': 형식의미론적 분석」 『한국어 의미학』 3, pp.41-65.
- 채완 (1986) 「특수조사」, 『국어생활』 5, pp.91-101.
- (1998) 「특수 조사」 『문법 연구와 자료』, 태학사 .
- 최현배 (1961) 『우리말본』 (세번째 고침), 정음사 .
- 황화상 (2003) 「조사의 작용역과 조사중첩」 『국어학』 42, pp.115-140.
- 홍사만 (2002) 『국어 특수조사의 신연구』, 역락 .
- Brown, Penelope & Stephen Levinson (1987) *Discourse Analysis*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Tannen, Deborah (1989) *Talking Voices: Repetition, Dialogue, and Imagery in Conversational Discourse*. Cambridge: Cambridge University Press.

* 本稿は第22回国際高麗学会日本支部学術大会(2018年6月10日、於大阪教育大学)にて口頭発表した内容を加筆修正してまとめたものである。

研究ノート

光州事件と民主化運動

―「民衆」概念を通じた当事者と非当事者の接近―

佐藤雪絵（早稲田大学大学院政治学研究科博士後期課程）

キーワード：光州事件，民主化運動，集合的記憶，民衆

Key Words: Gwangju Uprising, Democratization Movement, Collective Memory, Peoples (*Minjung*)

1 はじめに

(1) 本稿の目的と背景

本稿は、1980年5月に韓国で発生した光州事件¹⁾の記憶が、いかにして韓国社会の内部で共有されたのかを明らかにするものである。

光州事件とその背景は、1979年10月までさかのぼってみると、次のように説明することができる。1979年10月26日、当時大統領であった朴正熙が暗殺された。これにより大統領不在となり、当時国務総理を務めていた崔圭夏が大統領代行となった。その後、1979年12月6日に実施された大統領選挙において、崔圭夏が正式に大統領に選出された。崔圭夏政権発足後は、一時的に政治的自由が認められるようになった。このような動きを受け、民主化の気運が高まった。学生運動などを理由に大学から除籍になっていた学生らの復学措置が取られるなどしたためである。学生らは、全国各地で学園の民主化や軍事教練反対を唱えるデモを展開した。[文京洙 2015: 138] 1979年12月12日に軍事クーデターによって全斗煥が実権を掌握すると、デモは激しさを増した。

韓国南西部に位置する地方都市である光州でも、崔圭夏政権発足後にみられた民主化の気運の高まりの影響は大きかった。のちに民主化運動の中心となる全南大学校に、多くの学生らが復学したのである[真鍋 2010: 35]。復学した全南大の学生らは、1980年5月14日、光州市に位置していた全羅南道道庁の前で「民主化聖会」を開いた。そこには6000人あまりの人々があつまった[金泳燁 1996: 339]。5月15日になると、全南大の学生以外にも、朝鮮大学校や光州教育大、専門大の学生らも合流して、三日間のデモを行った[徐仲錫 2008: 144]。このデモの散会の際、学生らは、全斗煥率いる軍部が大学への休校令を下した際には、全南大学校正門前に集合することを、前もって約束した。5月17日23時40分になると、全斗煥が実権を掌握していた韓国政府は「五月十七日二四時を期して非常戒厳令を全国に拡大する」と発表した。この戒厳令拡大によって、大学に休校令が下されたことを受け、翌18日の朝には、約束通り多くの学生らが全南大の正門前に集合した。学生らが集まった時にはすでに、戒厳軍が全南大を封鎖していた。戒厳軍は、集まった学生たちに暴力を加えた。その暴力を目の当たりにした学生らは、「少しでも早く市民に、暴力の真相と全斗煥一派の蛮行を暴露し、軍事クーデターの陰謀を粉碎しなければならない」と意見を一致させ、光州市の中心部へと行進していった[黄皙暎 1985a: 51]。こういった全南大生らの動きもあいまって、光州市での学生運動は徐々に規模を拡大し、学生以外の一

般市民らも参加していくようになった。しかし、5月27日に戒厳軍により行われた、武力を用いた鎮圧作戦により、光州市民らの運動は鎮圧された。5月18日から27日の10日間には、戒厳軍が行った二度の集団発砲やデモ隊への暴行、連行・拘束した市民への拷問などにより、多数の犠牲者が発生した。

本稿では、1980年5月18日から27日までのあいだに、光州を中心に発生した一連の出来事を、光州事件と称する。この光州事件は、全斗煥が軍事的な実権を掌握した1980年当時から、1987年の民主化宣言にいたるまで、長きにわたって、反政府運動や暴動として公式に定義されてきた。このため、運動の鎮圧過程における暴力や人権蹂躪について、政府が謝罪し補償することはおろか、真実を語ることもタブーとされていた²⁾。さらには、光州事件は、民主化を迎えるまでのあいだ、「抗争当事者とその支援勢力に対する新軍部政権の過酷な弾圧と、抗争自体に対する徹底した隠蔽歪曲工作により、地域外部に誤った認識をされ」[羅看采 1996: 155] てきた。

しかし、1987年の民主化宣言以後、韓国政府は、それ以前の軍部主導型権威主義政治体制下でなされた国家暴力や人権蹂躪を問い直す動きを活発化させた。なかでも、韓国政府が民主化以後に初めてこういった問い直しに取り組んだのが、光州事件である。光州事件をめぐる問い直しの取り組みは、その後、光州事件以外の国家暴力や人権蹂躪をめぐるそれにおいても、参照される事例となっている。

光州事件の問い直しが最初に試みられた背景には、事件以降1980年代に展開された、光州事件に関連した様々な運動——当事者の運動や学生運動、民主化運動——がある。そして、これら1980年代の運動において、光州事件は極めて重要な意味を有していた。たとえば、「複合的な闘争過程をあらわす記号としての『光州』は、八〇年代以降の運動を導く旗印となってきた」[真鍋 2010: 242]、「1980年代の社会運動は5・18光州抗争からはじまった。それは、1970年代の社会運動の限

界を超える典範として受け入れられ、1980年代に‘革命の夢’を見るすべての人々にとって、想像力の源泉であった」[金廷翰 2013: 200]、「光州民衆抗争は、一九八〇年代の民族運動の水路を開く歴史の分水嶺であった（中略）光州民衆抗争は、一九八〇年代の民族運動のあらゆる部門、あらゆる実践で鑑となり、滋養分となっている」[韓国民衆史研究会 1987: 243] などと、すでに数多く指摘されている。

一方で、光州事件が発生した直後から光州事件に関連した運動が韓国社会全体において活発化したわけではなかったことも、先行研究において指摘されている。1980年代前半の韓国社会において、光州事件に関連した運動は、光州事件を直接経験した当事者らにより行われていたのである[羅看采 1996, 崔晶基 2006]。この背景には、上述のように、軍部主導型権威主義政治体制側が光州事件の当事者らに対して徹底的な弾圧を加えたことや、報道統制などを通じて事件を隠蔽し、これを「反政府運動」や「暴動」として公式に定義したことなどが挙げられるだろう。だとすれば、当事者らが有していた光州事件をめぐる記憶や、運動における問題意識は、いかにして韓国社会の内部で共有され、韓国社会全体において極めて重要な意味をもつようになっていったのであろうか。

こういった問いについて、これまで当事者の外部の人々が運動に連帯し、また参与していった要因やその過程については、真鍋 [1997, 2010] や金廷翰 [2013] らによって分析がなされてきた。また、事件当時の当事者らの動きについて分析した研究としては、崔丁云 [2012] の著作などが挙げられる。さらに、事件以後の当事者らの運動について分析した先行研究としては、上述の羅看采 [1996] や崔晶基 [2006] などが挙げられる。しかしながら、当事者らが有していた光州事件をめぐる記憶や、運動における問題意識が当事者以外にも広く共有されてゆく過程について、とくに当事者とその外部との接触に光を当てながら分析を行うことは、十分になされてこなかったように思われる。

以上のような問題意識から、本稿では、二つの理論を参照する。第一に、集合的記憶論である。モーリス・アルヴァックスによれば、記憶は、「個人的記憶」と「集合的記憶」に分けられる。ある個人がした経験に基づく記憶は、その経験の直後には、「一定の人間を中心として集まり、その人間が自分の観点から」それを眺めることとなる。このとき、その記憶は「個人的記憶」に分類される。一方、その「一定の人間を中心として集ま」った記憶、すなわち「個人的記憶」が、「大規模ないし小規模の社会の内部に分配され、その社会の部分的イメージ」になると、それは「集合的記憶」へと変化したことになる。また、アルヴァックスは、「われわれは、それほど人から孤立しているのではない時でも、日々の継起に追われて、『何が起きているか』も知らずにいる期間が何としばしばあることであろう。後になって、われわれはおそらく、われわれの生活のこうした部分のまわりに、最も顕著な現代の公的出来事を改めて結びつけることを思いつくであろう」[M. アルヴァックス 1989: 49] とし、次のように指摘する。「出来事は、生起してしばらく経ってからしか、一連の歴史的事実の中に位置を占めることはない。それゆえ、われわれが国民的な出来事にわれわれの生活の種々の局面を結びつけるのは、その事後においてでしかない。われわれを、基準点へ振り向けるように、集合的生活の区分へ立ち返らせる操作が、どんなに人為的であり外的なものであるかを、このこと以上に証明するものは他にはないであろう」[M. アルヴァックス 1989: 51]。彼の議論を補助線とすれば、光州事件を直接経験した当事者らを中心として集まっていた「個人的記憶」もまた、生起してしばらく経ってから何らかの「人為的であり外的な」操作によって大規模ないし小規模の社会の内部に分配され、「集合的記憶」となり、「最も顕著な現代の公的出来事」へと変容していったと解釈することが可能であろう。

そして第二の理論が、社会運動論である。社会運動論では、1970年代以降、人々の不満や社会構造の問題だけで運動が必ず起きるわけではなく、

運動が起きる場合、人員、資金、専門的知識、人的ネットワークなどの「資源」が動員される必要があるという議論がなされるようになった。そしてその後、その動員の過程における運動による問題の提示の方法、すなわちフレーミングも、人々を運動に動員する上で重要であるという議論が生まれた。社会運動は、運動が解決を目指す問題に関わる具体的な行動や事件を解釈する上での枠組み（フレーム）を提示し、このフレームを通じて、運動の目的や理念の説明および問題の捉え方を、社会の多くの人々にとって受け入れられやすい形で提示するのである。[田中 2018: 5]

これら二つの理論を参照すると、すでに述べた問いは、以下の二つの問いに分節化することができる。第一に、「当事者を中心として集まっていた『個人的記憶』は、いつ、いかにして韓国社会の内部で共有され、『集合的記憶』となっていたのか」、すなわち、「当事者が『個人的記憶』として有していた光州事件の記憶は、いつ、いかにして韓国社会において『最も顕著な公的出来事』になったのか」という問いである。しかし、当事者を中心に集まる「個人的記憶」が「集合的記憶」となることは、当事者以外の民主化運動への参加を必ずしも意味しない。ここで、二つ目の問いへの分節化が必要となる。それは、「光州事件をめぐる運動のフレームはいかに変化し、当事者以外の人々をも運動に動員するにいたったのか」という問いである。

これら二つの問いに答えるため、本稿では、当事者が運動の過程で1980年から1987年にかけて生産した言説——ビラや声明文、リーフレットなど——を分析することにより、その運動のフレームの変化や外部との接触のあり方を明らかにする。具体的には、当事者らが生産したこれらの言説において、彼ら・彼女らが自らをいかに称し、また何を要求していたのか、そして当事者の外部といかに接続していったのかを分析する。これはすなわち、当事者が有していた「個人的記憶」がいかに外部に共有されていったのかを明らかにする作業でもある。

(2) 「当事者」とは誰か

ここで、すでに複数回用いた「当事者」というタームが、いかなる範疇を指すのかについて、定義しておかねばならない。「当事者」とは、誰であるのだろうか。近年この問題について、心理学や社会学の分野において議論が行われている。たとえば上野〔2008〕はその著書において、「当事者」を、「ニーズの帰属する主体」として定義している。「『当事者』とは、顕在化されたニーズの帰属先としての主体を意味する」のである〔上野 2008: 17〕。さらに上野は、当事者について、「たんに客観的にニーズの帰属を判定されるような『問題を抱えた個人』であるだけでなく、『ニーズを顕在化させた個人』であることになる。『ニーズの帰属先』であるだけなら、それは特定の社会的属性を示すにすぎないが、その『位置 position』に対して能動的な『同一化 identification』、別言すれば『位置的主体化 positional subjectification』を果たしたときに、個人は『当事者』となる」と論じている〔上野 2011: 79〕。すなわち、ニーズの帰属先であることは、「当事者である」ことを意味し、そのニーズを顕在化させた時に、その人は「当事者になる」のである。一方、天田〔2010〕は、仮に〈当事者〉を辞書的に『その出来事・事柄に直接関係している人びと』と漠然と定義するにしても、『その出来事・事柄への関係』の強度・深度・濃度・範囲などによって、また『その出来事・事柄に直接関係』する上での地位・立場・役割・制度・利害・力学などによって、『当事者は誰か』は全く異なる」と論じている。このため、『当事者は誰なのか』と『当事者探し』をしたり、『あなたは当事者ではない』と線引き・裁定することにはあまり意味がなく、むしろ『『当事者であること』が切実に問われる事態』について解明する必要がある、と主張している〔天田 2010: 121-122〕。

一方で、韓国、とくに光州において、光州事件の「当事者」を論ずる際、このタームは「関連者」や「遺族」を指して用いられることが一般的である。この「関連者」や「遺族」は、1990年に施行

された「光州民主化運動関連者補償等に関する法律」によって定義されている。光州事件の「関連者」と「遺族」に対する補償を定めた同法は、「1980年5月18日前後の光州民主化運動と関連して死亡したり行方不明になったりした者、または傷痕を負った者（以下“関連者”とする）とその遺族に対して国家が名誉を回復し、それにより関連者とその遺族に実質的な補償を行う」（第1条）と、その目的を説明している。さらに、「関連者」と「遺族」は、同法で「光州民主化運動と関連して死亡もしくは行方不明として確認された者の遺族」、「光州民主化運動に関連して傷痕を負った者もしくはその遺族」（第5条）と具体化されている。

1980年代前半の光州事件に関連した運動は、当事者が中心となっておこなっていたことを指摘した上述の先行研究においても、「当事者」はこのような範疇を指して用いられている。まず羅看采〔1996〕は、当事者を「遺家族」「負傷者」「拘束者」「行方不明者家族」と定義している。また、崔晶基〔2006〕は、「当事者」ではなく「被害当事者」という言葉を用い、これを、「遺族、拘束者、負傷者など」と定義している。このような背景から、本稿では、「当事者」を遺族や負傷者、拘束者、行方不明者家族などといった、直接的な被害者集団として定義し、論じることとする³⁾。

2 「個人的記憶」としての光州事件と関連運動

(1) 光州事件直後

1980年に光州事件が勃発したあと、この出来事に最初につけられた名は、「光州事態」であった。この「光州事態」という固有名詞が、新聞報道において初めて用いられたのは、5月22日のことであった。この日、新聞各紙では、5月21日に発表された陸軍大将李煥性の談話文を掲載するにあたり、「李戒厳司令官 光州事態に談話」という言及をしている〔『東亜日報』1980年5月22日；『中央日報』1980年5月22日〕。一方、掲載された談

話文の本文では、「光州事態」という固有名詞は用いられていない。このことから、李煥性が談話発表に際して、報道関係者に対し、口頭などで「光州事態」という用語を用いたことが推測される。そして、この談話発表の翌日である5月22日には、「光州事態」という固有名詞は、書面においても公式に用いられるようになった。国務総理であった朴忠勳が、5月22日に発表した談話文において、初めて公式に「光州事態」という固有名詞を用いたのである。では、5月21日から22日にかけて新たに作り出されたこの「光州事態」という固有名詞には、どのようなニュアンスが込められているのであろうか。

「光州事態」のニュアンスについて、真鍋〔2010〕は、新明解国語辞典の定義を引きながら、『『物事が進行して行き着いた』結果の客観的事実をさしながらも、『好ましくない（容易ならざる）状態』をあらわす』としている〔真鍋 2010: 57〕。また、鄭根埴〔2011〕は、「国家権力が予想、統制できない巨大な騒擾もしくは暴動という意味を持つこと、そして権力側が「国家暴力に抵抗する市民をすべて暴徒と認識」したことを指摘している〔鄭根埴 2011: 30〕。たしかに、「光州事態」という固有名詞が帯びる意味やイメージは、一般的にこのように定義される。

では、権力側に抵抗した光州市民らは、光州事件をいかにとらえ、また「光州事態」という固有名詞をいかにとらえていたのであろうか。たとえば、民主化運動の中心的なメンバーが結成した「光州事態収拾対策委員会」⁴⁾は、1980年5月25日に、「光州事態に対する我々の見解」と題し、声明を発表した。その内容は、以下の通りである。

光州事態に対する我々の見解

<光州事態の原因に関する我々の見解>

1. 5月18日と19日に強行された空挺部隊⁵⁾の殺傷蛮行が80万の市民を憤らせ、正当防衛としての市民蜂起（義挙）を誘導した。
2. 死傷者に対する虚偽報道と、自衛権を行使した民主市民に対し、動乱および武装暴徒だ

とした一方的な虚偽報道が市民をより憤らせた。

3. 交替した戒厳軍の無差別乱射とヘリコプターからの射撃（21日3時）は、市民軍隊の組織を強要する結果をもたらした。
4. 22日、朴忠勳国務総理の特別談話は、今一度政府に不信感を抱かせ、銃器の自主回収作業に致命的な逆効果をもたらした。

<光州事態解決に対する我々の見解（主張）>

1. 80万の光州市民の血に濡れた恨と、しこりとなった心の傷を、全民族的次元で治癒しなければならない。
2. 心から信頼して従える、政府の勇気ある決断を見せなければならない。
3. 光州市を民主化運動の聖域として整えることも、また大きな役割を占めるだろう。
4. 空挺部隊の責任者は処断されなければならない。

〔5・18民主有功者遺族会編 2012b: 77〕

この声明文では、収拾委員会が自ら、そして光州市民を「義挙」「民主化運動」と位置づけつつ、「光州事態」という用語を「空輸特戦団の殺傷蛮行」や「戒厳軍の無差別乱射」を指して用いている。ここから、「光州事態収拾対策委員会」が、「光州事態」という固有名詞を、「国家権力が予想、統制できない巨大な騒擾もしくは暴動」ではなく、むしろ新軍部や戒厳軍という国家権力（を代行するもの）による暴力を指した、「好ましくない状況」として用いていることが読み取れる。

では、彼ら・彼女らが自らを位置付けた「義挙」とは、いかなる意味を持っていたのであろうか。『延世韓国語辞典』によれば、「義挙」という語は、「正義のために起こす大きなこと」⁶⁾を意味する。つまり、「光州事態収拾対策委員会」は、自らを、そして光州市民を、「正義のために行動した」と位置づけているのである。一方、この時点では、上述のように、「光州事態」に代わる名を称することはなかった。しかし、この「光州事態」とは、5月21日から22日にかけて新軍部側が作り出した、新

たな造語としての「光州事態」とは正反対の意味で解釈されたものであることが推測される。権力による暴力を「好ましくない状況」、すなわち「事態」であると定義することにより、権力側が作り出した「光州事態」という固有名詞を、むしろ権力側を批判するものとして用いたと考えられるのである。

戒厳軍が5月27日に道庁の鎮圧作戦を「成功」させ、光州事件が一応の収束を見せると、戒厳司令部は「光州事態」と題して談話を発表した。この談話において、新軍部勢力は、光州事件を「5月18日に光州市内で大学生の示威を発端とし、5月27日に鎮圧されるまで、光州市一円で発生した暴動事態は、国家安保を脅かし、国政の正常的遂行を阻害したのみならず、国民の皆さんにも不安と深い念慮をもたらした、類例のない悲劇であった」と公式に定義した〔5・18民主有功者遺族会編2012b: 164〕。

その後、戒厳軍は、光州事件で連行された光州市民らに対して、軍事裁判を行った。この軍事裁判により、拘束されていた市民らに極刑が宣告されると、連行を免れた光州市民らが発表する要求には、「拘束者の救命と釈放」が登場するようになった。1981年1月に「光州事態拘束者の救命と釈放を切に訴えます」と題して発表された声明文をはじめ、類似したいくつかの声明文が存在する⁷⁾が、それらに共通するのは以下の三点である。第一に、光州事件の経緯を、市民の視点から詳細に描き出している。これにより、光州事件は光州市民が起こした暴動や内乱ではないということや、戒厳軍による武力鎮圧の残忍さを訴えている。第二に、光州事件により連行された人々が受けた軍事裁判がいかに不当であったのかを訴え、拘束者の釈放を要求している。第三に、「光州事態拘束者家族一同」と自らを称している。

光州事件当時、当事者らが「光州事態」という固有名詞に、権力側を糾弾する意味を付与していたであろうことは、先述の通りである。このことを合わせて考えると、この時点での当事者らの主張は、以下の二点に整理することが可能であろう。

まず、彼ら・彼女らが「事態」の主体であるという、権力側が作りだし、韓国社会で共有されるようになった認識への異議申立てである。換言すれば、光州事件の経緯を市民の視点から詳細に描写することにより、「事態」の主体が権力側、すなわち新軍部および戒厳軍であるということを告発しているのである。そしてもう一つが、彼ら・彼女らが、受けた・受けている抑圧といったアクチュアルな問題への、改善要請である。それは例えば、「事態」の主体であると誤認されているという問題でもあったし、家族が拘束され不当な軍事裁判を受けたという問題でもあった。

(2) 全斗煥大統領就任以後

その後、軍事裁判が継続されていた1981年2月には、全斗煥が選挙人団による間接選挙で大統領に選出された。さらに、同年3月31日には、軍事裁判の対象となっていた拘束者らの刑期が確定された。この刑期確定後に発表された当事者らの声明文には、拘束者らが極刑の宣告を受けたことによる、問題意識の変化が読み取れる。その例として、1981年4月2日に発表された「大統領閣下に差し上げる文」および「民正党に送る文」を見てみよう。

大統領閣下に差し上げる文

(前略) 私たち光州事態の家族らのみが、絶望と悲痛のなかでこの朝を迎えました。去る3月31日、大法院判決⁸⁾で全て棄却され、死刑言渡と重刑の確定を受け(中略)死刑が確定されたこの瞬間には、とても自身を取り直すことができません。私たちの切迫した心情と苦しい事情を勘案なさり、大統領閣下が速やかな赦免措置を施し、私たち家族らが喜びを抱いて家に帰ることができるようにしてください。(後略)

民正党に送る文

(前略) 去る80年、多くの事件のなかでもっとも悲惨で凄絶だった光州事態を皆さんは今

でも覚えているでしょう。全てを投げ打つても、光州事態の決定的原因は空挺部隊の残忍な蛮行のためでした。しかし、その結果の責任を私たちの家族らが取らなければならないというのですか？（後略）

[5・18 民主有功者遺族会編 2012b: 398-399]

これまでの当事者らの主張は、「我々は暴徒ではない」「軍の責任者を処罰せよ」「拘束者を釈放せよ」といった、ある種単純なものであった。しかしながら、連行された市民が恣意的な軍事裁判において極刑の宣告を受けたことにより、「新軍部が起こした光州事件の責任を市民が取らされている」という問題意識の変化が生じたのであろう。そして、当事者らの要求は、「拘束者の釈放」から「赦免措置」へと、現実を反映する形で変化した。

このような要求を受け、1981年4月3日には、政府が拘束者の一部に対して赦免措置を講じた。しかし、当事者らが望んでいた「全員赦免」とはならなかった。この「部分的釈放」を受け、当事者らは、1981年5月に「光州事態関連家族一同」として「光州事態一周忌を迎えて 全国の国民に差し上げる呼訴文」を発表した。この呼訴文では、「責任者処罰」を主張することをやめ、「全員釈放」のみを主張している。以下で、その文面を見てみよう。（傍線は筆者、以下同様）

（前略）もちろん当局では、4月3日、57名に対して赦免措置を行いました。しかし、私たちと良心ある民主国民、世界の世論が望むのは決して部分的な赦免措置ではありません。さらに、拘束者に対する赦免が今の現実政治で取引対象や交渉材料になっているのを見て、むしろ憤怒を禁ずることができません。昨年の光州事態期間中、光州に下ってきた崔圭夏大統領も言ったように、光州事態が誰かの失敗により起こったものでないとすれば、拘束者らは当然全員釈放されなければなりません。

[5・18 民主有功者遺族会編 2012b: 408]

この部分的赦免までは、当事者たちが新軍部に対し、「光州事態」により自らが被った被害の責任を取るよう求めてきた。そして、軍事裁判を通じて、新軍部側が拘束者に対して「光州事態」の責任を転嫁したと感じた当事者らは、「責任者処罰」への意識を一層強くした。しかし、この部分的赦免は、「責任者処罰」を主張しながらの「全員釈放」、すなわち全面的赦免は聞き入れられないということの意味していた。このため、当事者らは「責任者処罰」と引き換えに「全員釈放」を要求するようになったのだと推測される。

この部分的赦免以降、当事者の外部における運動、とくに学生運動において、光州事件の責任の所在を問う動きが見られ始めた。それは、反米運動という側面においてであった。その代表的事例が、釜山におけるアメリカ文化院への放火事件である⁹⁾。1982年3月18日に発生したこの釜山アメリカ文化院放火事件に際して、光州事件におけるアメリカの責任を問うピラがまかれたのである。それは、アメリカの光州事件支援の責任を問い、アメリカを完全に排除するための反米闘争を展開すべきだと主張するものであった。釜山アメリカ文化院放火事件は、大学をはじめとする韓国社会に大きな衝撃を与え、反米自主化闘争のきっかけとなったという。[徐仲錫 2008: 155]

このような学生運動の雰囲気もあいまって、この頃から、当事者らの声明にも、アメリカの責任を問う内容が盛りこまれ始めた。たとえば、1982年5月に「光州事態家族一同」として当事者らが発表した「5・18二周年に際した我々の主張」には、「アメリカは我々の真正なる友邦であろうとするならば、光州義拳がきちんと治癒される時まで、その責任を政府当局とともに取らなければならない」という、アメリカを対象とした主張が含まれている。一方、新軍部政権に対しては、「光州義拳を不穩視する態度を撤回し、その過ちが軍と当局にあることを述べる」よう要求するにとどまっている。[5・18 民主有功者遺族会編 2012b: 574-576]

すなわち、責任を問う対象が、新軍部政権からアメリカへと移行したのである。

1983年6月には、当事者団体の運動の傾向に、さらなる変化の兆しが見られた。それまで当事者らの団体は、「光州事態」という固有名詞を用いて自らを称し、ときに現実社会の動きを反映しながら、自らが直面している問題に対する抗議をおこなってきた。この当事者団体が、1983年6月に、初めて「光州義挙」を自称に用いたのである。「5・18 光州義挙遺族一同」として発表されたその呼訴文では、以下のような事項を要求している。

1. 光州義挙の真相を明らかにし、全国民が知ることができるよう報道せよ
2. 光州義挙の犠牲者を慰労し、その遺族に精神的・物質的に応分の補償をせよ
3. 全南地域開発協議会で推進中である慰労金は、遺族全員に一度に一律的に支援せよ
4. 遺族を支援するという理由での墓地移葬は、どんな条件でも受け入れない
5. 光州義挙被害復旧費として挙国的な義捐金が集まった。義捐金でこども大公園を建立した理由を明らかにせよ

[5・18 民主有功者遺族会編 2012b: 91]

ここで、これまで「光州事態」および「光州義挙」という用語を用いる際に、当事者たちがそれぞれの語に付与してきた意味を、もう一度振り返っておこう。当初戒厳軍側が市民らを反政府暴動として規定するために作り出した「光州事態」という固有名詞に、当事者らは、新軍部を非難する意味を新たに付与して用いてきた。また、「光州事態」の遺族として自らを称しながらも、「光州義挙」という呼称を用いる場合もあった。この場合、被害者としての自称に用いるのは「光州事態」であり、その主張のなかで自らに正当性や正義があることをアピールする際には、「光州義挙」を用いるという使い分けを行っていた。これを前提に考えると、1983年6月頃、当事者らは、自らを被害者としてアピールすることよりも、自らに正当性や正

義があるとアピールすることを選んだのであろう。しかし、その主張の内容は、依然としてアクチュアルな問題を反映したものであった。

以上、本節では、光州事件が発生した1980年から1983年頃までの当事者らの自称や主張の変遷を分析してきた。この時期は、特に全斗煥率いる新軍部勢力、そしてその後の全斗煥政権が「反政府勢力」に対して強硬的な姿勢をとっていた時期でもある。では、このあと、当事者の自称や主張はいかに変化してゆくのであろうか。1983年以降の動きについて、次節で考察する。

3 見いだされた「民衆」

1983年末から1984年の初めにかけて、全斗煥政権は「反政府勢力」に対し、いわゆる「宥和政策」を展開した。これにより、1980年以来拘束されていた、民主化を求める運動勢力がキャンパスに戻ってきた。特に、1983年12月の「学園自律化措置」以来、学生運動の組織化が進み、1984年11月には、全国42大学からなる「民主化闘争全国学生連合」が結成され、さらに翌4月には、62大学の連合体である「全国学生総連合」へと発展した〔真鍋 1997: 153〕。この宥和政策は、アジア大会やソウルオリンピックの開催地としてふさわしい政権の正統性を確立することや、政権に批判的な勢力を抱き込んだり、孤立化させたりすることを目的に行われた。しかし、結果として、民主化運動や学生運動を活気づけ、これらを復興させた。〔文京洙 2015: 154〕

この頃復興した学生運動や民主化運動は、「三民主義」が特徴であることがすでに数多く指摘されている。例えば木宮〔2008〕は、「1980年代の韓国の民主化運動は、手続き的民主主義を志向したのではなく、解放後の韓国を取り巻く構造的条件であった冷戦体制と対外従属構造を『再検討』しなければならないという民族的課題を有していた。よって、民主化運動は『民主』化運動であっ

たのみならず、『民衆』運動（民衆の生存権の確保）、『民族』主義運動（民族統一、民族自主化）でもあったと考えることができる」と指摘している[木宮 2008: 389-390]。この「民主・民衆・民族」という「三民主義」について、真鍋[1997]は、「一九八〇年五月の光州事件を起点とした八〇年代の民衆運動は、反米・民族色を強めた『民主・民衆・民族』の三民主義を特徴とする。このような方向性を決定づけたのは、一九七九年一〇月二六日の朴正熙暗殺から全斗煥將軍による政権掌握に到るまでの過程を、駐韓米軍が暗黙のうちに承認し支援したことにある」としている[真鍋 1997: 152]。しかし、「三民主義を特徴とする」「光州事件を起点とした」1980年代の運動は、これまでにみてきたように、光州事件直後から自然発生的に展開されたわけではなかった。では、いかにして光州事件をめぐる運動が「三民主義を特徴とする」ようになったのであろうか。

この問いに、一つの糸口を提示しているのが、崔丁云[2012]である。彼は、宥和政策以降の学生運動側が、光州事件から「民衆」の概念を見いだしたことを、次のように指摘している。「1984年5月19日、民主化運動青年連合の〈ああ、五月よ！永遠なる民主化の炎よ！〉は、5・18¹⁰⁾から『民衆』を発見し、闘争の新たな路線を提示した。『民衆』という我々の時代の政治言語は、彼らが発明したものであった」[崔丁云 2012: 69]。ここで崔丁云が言及している「ああ、五月よ！永遠なる民主化の炎よ！」では、「民主化運動青年連合」が、光州事件について、「80年5月の、独裁を打倒しようとした『民主』は、外勢を排撃し統一を叫んだ『民族』は、経済的平等を実現しようとした『民衆』は、5月の光州の記憶のなかで今でも生々しく生きている」と述べている[5・18民主有功者遺族会編 2012c: 226]。この文章を引用しながら、崔丁云はさらに、「民衆」が「民主」および「民族」を包括する概念であったことを指摘した上で、「民族が統一の主体だとすれば、民衆は『民主化運動の主体』であった。民衆とは労働者、青年、学生、農民、宗教人など『ごく少数の特権層を除外した

全ての大衆』を意味する、すなわち最小限の支配層を除外した包括的なものである」と続けている[崔丁云 2012: 69-70]。

この「民主化運動青年連合」が「民衆」という「政治言語」を新たに「発明」したか否かは、さらなる実証的な検討を要する。しかし、学生運動側が光州事件から「民衆」概念を見だし、これを「民衆運動」と定義したことは指摘しておくに値するだろう。すなわち、「民主」と「民族」を包括する「民衆」が、光州事件から見いだされたのである。こうして、光州事件は、民主抗争（民主化運動）や民族解放運動（南北統一）とも同一視されるようになり、「最小限の支配層を除外した包括的な」人々が新たな当事者として浮上した。これは、遺族や負傷者、拘束者といった、直接的な当事者ではなかった人々が、光州事件を、自らの問題として受容するようになったことを意味すると考えられる。

では、この外部によって見いだされた「民衆」概念や、新たな当事者の浮上に対し、直接的な当事者らはいかに反応したのであろうか。この問いに、当事者らの言説の分析を通じて答えることを試みたい。

たとえば、この頃に発足した「光州拘束者協議会」について見てみよう。この「光州拘束者協議会」は、光州事件の際に権力側によって拘束された人々が組織した団体である。この団体は、その発足の際に、次のような声明文を発表している。

80年5月の暴力と死、圧政と弾圧の過酷であつたくびきは、民衆の憤怒をかきたてた歴史的進運に昇華し、そのような進運はまさに歴史を率いる民衆的エネルギーに糾合し、暴力と死の代わりに平和と生、圧政と弾圧の代わりに自由と解放を渴求する民主、民衆、民族の叫びである5.18の偉大なるたいまつとして燃え上がった。

[5・18民主有功者遺族会編 2012c: 349]

光州事件の直接的な当事者ではない、外部により

見いだされた「民衆」概念を、当事者団体が内部へと取り入れていることが読み取れる¹¹⁾。しかし、この時点では、当事者らの運動のフレームには、従前のそれと大きな差異は見られなかった。では、「民衆」概念が見いだされ、当事者らがこれを受容したのち、彼ら・彼女らの運動は、いかにして民主化運動の求心力となりうるフレームを提示していったのであろうか。次節では、1985年以降に見られた、当事者団体の運動のフレームの変化と、非当事者団体の運動との接触について検討する。

4 「最も顕著な現代の公的出来事」としての光州事件

第3節で述べたように、1984年に光州事件から「民衆」概念が見いだされ、多くの人に当事者的自覚を与えた。また、この「民衆」の概念は、当事者団体内部においても受容された。こうして、当事者団体の内外において、光州事件が「民族」「民主」「民衆」に共有される問題として認識されるようになった。こういった変化を受け、当事者団体は、その主張のフレームを、記念事業の実施へと拡張した。その発端は、「光州5・18民衆革命犠牲者慰霊塔建立および記念事業汎国民運動推進委員会」（以下、5推委）の創立であるといえるだろう。

5推委は当初、「5.18光州義挙記念事業および慰霊塔建立推進委員会構成のための準備委員会」（以下、準備委員会）としてその活動を開始した。この準備委員会には、「5.18光州義挙拘束者協議会」「5.18光州義挙遺族協議会」「5.18光州義挙負傷者協議会」「5.18光州義挙拘束者家族協議会」、そして「全南民主青年運動協議会」¹²⁾が名を連ねている。この準備委員会は、1985年3月に「5.18光州義挙記念事業および慰霊塔建立推進委員会構成のための準備委員会発起文」¹³⁾と題して、次のような発起文を発表した。

当時軍部の軍靴の足と銃剣に立ち向かい、祖国の民主主義と民衆の生存権死守および国の

民族統一のために、裸の胸で戦った我々光州義挙関連者一同は、歴史的原理を順序よく追って、我々の胸にこびりついた恥ずかしさの一端を免ずるためであっても、5.18光州義挙の記念事業と慰霊塔を建立するための推進委員会を構成するために、準備委員会組織を発起する。

[5・18民主有功者遺族会編 2012c: 389]

こうして発表された発起宣言に対して、さらに「民主化運動青年連合」が応答した。それは、1985年5月9日のことであった。この日、「5・18光州義挙記念事業および慰霊塔建立推進委員会構成のための準備委員会の発足を全幅支持する」と題して、以下のように準備委員会の発足への支持を表明したのである。

光州の民主、民衆、民族精神を継承発展させ、我々皆の胸に深く定着させることは当面の課題である。光州抗争の真相を糾明し、その責任者の問責を要求し、首謀者集団である現軍事独裁体制を退陣させるとともに、抗争に参加した義・烈士らの業績を探し出し、褒め称え、その意を崇め継承し、彼らの義魂を慰労することは課題解決の方法となるであろう。よって、我々はこの度の5.18光州抗争義挙記念事業および慰霊塔建立推進委員会構成のための準備委員会の発足を意味ある始発点として歓迎する。

[5・18民主有功者遺族会編 2012c: 454]

この部分から、二点のことが言える。第一に、1984年には光州事件から「民衆」を見いだした主体であった「民主化運動青年連合」が、その「民衆」を受容した当事者らの、慰霊塔の建立を含む記念事業推進の動きを、肯定的に評価しているという点である。第二に、当事者と非当事者、それも光州や全南地域以外の非当事者が、書面上であれ直接的な接点を持ったという点である。

以上のように、「民主化運動青年連合」という、

当事者から見れば外部が見いだした「民衆」概念を、当事者たちが内部へと受容した。さらに、その受容に対し、外部が肯定的評価を加えた。このようにしながら、5 推委が発足していったのである。そして、その過程で、当事者たちの主張の核となる部分は、アクチュアルな問題への改善要請から、記念事業の実施へと拡張した。

また、これと同時期に、当事者の外部の運動団体においても、フレームの変化が見られたという。この時期の運動理念は、先述のように、「三民主義」を特徴とする。カンシンチョル [1988] によれば、「三民主義」は、「学生運動の内部ではすでに整理され共有されていたが、こういった理念性が大衆（学内・外の）の前に公開的に提示され始めたのは 85 年からであった。（中略）特に 80 年の光州民衆抗争は学生運動を含むこの地の民主化運動において、自身の進路をきちんと捉えるのに決定的な契機になった」[カンシンチョル 1988: 94-95] という。

すなわち、学生運動団体が、「三民」という概念、そしてそこに含まれる「民衆」という概念を大衆にも受容されうるものとして提示することを試みる過程で、これらが光州事件にも該当することが見いだされたと考えられるのである。さらに、当事者の外部が見いだしたこの「民衆」概念は、当事者らにも受容された。この受容を、「民衆」概念を見いだした学生運動団体は、肯定的に評価した。このようにして、当事者と非当事者が接近した。また、この過程で、当事者の運動において提示されるフレームは、アクチュアルな問題の解決から、記念事業の実施へと拡張した。これは、当事者の運動が、当事者以外の多くの人々に受け入れられやすい形へとそのフレームを変容させたことを意味すると考えられる。同時に、「民衆」概念を見いだすという、「外的かつ人為的な操作」を一つの要因として、光州事件は「最も顕著な現代の公的出来事」として共有されていった。こうして、当事者と非当事者は接近し、ともに記念事業の推進をその要求の軸として、運動を展開していったのである。

5 おわりに

1980 年 5 月に光州事件が発生して以後、1983 年頃まで、当事者たちは、戒厳軍が作り出した「光州事態」という固有名詞を自称に用いながら、自らが直面している問題に対する改善要求を幾度となく続けてきた。この「光州事態」という固有名詞は、新軍部勢力側が、光州市民の運動を反政府暴動と定義し、光州での出来事を騒擾事態であると非難する意味で作り出したものであった。一方、当事者たちは、この「光州事態」という新たな固有名詞を、新軍部および戒厳軍という国家権力による暴力を指す意味で解釈していたことが推測される。「光州事態」という固有名詞を、自らが被害者であることをアピールする道具として用いたのである。こうした自称を用いながら、当事者たちは、現実には直面している問題を反映しながら、その要求・主張を変化させていった。

1983 年末から 1984 年にかけて、全国的に学生運動が復興し、民主化運動が活気を取り戻すと、当事者の外部によって、光州事件から「民衆」概念が見いだされた。この「民衆」とは、民主・民族を包括する概念であった。これにより、光州事件の主体は民衆であると認識されるようになった。これは、光州事件が「民主抗争（民主化運動）」「民族解放（南北統一）」といった問題と同一視されてゆくことを意味した。こうして、光州事件は、遺族や負傷者、拘束者といった直接的な当事者ではなかった人々に、当事者的意識をもって受容されるようになった。

以上のように見いだされた「民衆」概念は、当事者たちにも受容され、当事者たちも、光州事件を、「民主、民衆、民族の叫び」であったと位置づけるようになった。こうした変化とともに、アクチュアルな問題に対する改善要請が大部分であった当事者らの運動のフレームは、徐々に記念事業の実施を含むものへと拡張していった。さらには、当事者団体のフレームの変化と同時期に、外部の

運動団体においても、運動理念の大衆化が見られた。このような韓国社会全体の雰囲気の中で、当事者団体の運動は、外部の民主化運動に接近した。また、これと同時に進行的に、当事者以外の運動勢力は、当事者の意識をもって光州事件を受容するようになっていった。

ここで、当初の問いに立ち返ってみたい。それは、当事者らが有していた光州事件をめぐる記憶や問題意識が、いかにして韓国社会の内部で共有され、民主化運動の求心力となっていたのかという問いである。そして、本稿では、二つの理論を参照しつつ、この問いを二つに分節化した。第一に、当事者が有していた光州事件をめぐる「個人的記憶」がいかに韓国社会内部で共有されていたのかという問いである。そして第二に、光州事件をめぐる運動のフレームはいかに変化し、当事者以外の人々をも運動に動員するにいたったのかという問いである。

これらの問いに答える形で、本稿をまとめてみると、次のようになる。1980年から1984年ごろまで、光州事件をめぐる「個人的記憶」は、当事者に専有されていた。そして、全斗煥政権の「宥和政策」にともない民主化運動が活発化すると、その過程で、光州事件から「民衆」が見いだされた。これは、光州事件の「個人的記憶」を韓国社会内部で共有し、これを「集会的記憶」へと変容させる、「外的かつ人為的操作」の一つであったと考えられる。これを機に、光州事件という一つの出来事をめぐる「個人的記憶」は、当事者以外にも当事者の自覚を持って受容されていった。さらに、当事者の運動にも変化がみられた。光州事件の当事者らが、外的に見いだされた概念である「民衆」を、内部へと受容したのである。のみならず、「民衆」（あるいは「三民」）の概念に符合する形で、自らの運動を変容させた。「民衆」概念に合う形で、自らの運動をフレーミングしたことが推測される。これにより、当事者らの運動は、当事者以外の多くの人々にも受け入れられやすいフレームを有するものとなっていった。「民衆」概念が、当事者と当事者以外の運動団体の接近をうながしたと

同時に、民主化運動への人々の動員をもうながしたと考えられるのである。このようにして、光州事件という一つの出来事をめぐる当事者の「個人的記憶」や、それに基づく運動の問題意識は、韓国社会の内部で共有された。そして、これが、光州事件が「最も顕著な現代の公的出来事」となり得た一つの要因となっていたのである。

以上のことが明らかになった一方で、本稿には限界があることも述べておかねばならない。具体的には、五つの限界を挙げておきたい。第一に、本稿では、遺族や負傷者、拘束者らの運動を、「当事者の運動」として論じたが、その内部における議論や対立などについては分析することができなかった。加えて、当事者の運動の過程で生産された言説に、何が書かれ、また何が書かれなかったのか、そして、何が残され、また何が残されなかったのかについても、さらに分析する必要があるだろう。第二に、「民衆」概念が見いだされたとされる時期の前後に、当事者以外の運動において、光州事件や「民衆」概念がいかに語られていたのかについても、分析することができなかった。光州事件をめぐる運動の変化や、「民衆」概念が指す範疇の変化について、より立体的に分析するためには、今後当事者以外の運動についてさらなる分析を行う必要があるだろう。第三に、当事者が運動の過程で生産した言説を通じた分析を行うことはできたが、それ以外の言説については十分に検討することができなかった。また、光州事件を扱う文学作品や芸術作品についても、分析対象として扱うことができなかった。このため、光州事件が「最も顕著な現代の公的出来事」となった一つの要因について指摘することはできたが、韓国社会の全体像を描き出すことはできなかった。第四に、先行研究を参照し、「民衆」概念が当事者の外部によって光州事件から見いだされたことや、光州事件直後の運動において当事者と非当事者に距離があったことを本稿の前提としたが、これらの既存の議論についても、より実証的かつ批判的に検討する必要がある。第五に、本稿では、民主化以後に行われた、政府による被害補償や名誉回復など

の取り組みや、それをめぐる対立などについては扱うことができなかった。以上の限界は、今後の課題としたい。

注

- 1) 韓国国内では、軍部主導型権威主義政治体制側が命名した「光州事態」や、それに対抗して用いられた「光州義挙」「光州民衆抗争」、民主化後に政府により公式に命名された「光州民主化運動」など、複数の呼称が存在し、今日でも用いられている。一方、今日の日本では、「光州事件」という呼称が一般的である。本稿では、複数存在する韓国での呼称を扱うため、地の文では便宜的に、日本で一般的に用いられている「光州事件」という呼称を採用することとする。
- 2) たとえば鄭根植 [2011] は、「光州抗争が終息するや否や、戒厳司令部はいわゆる『光州事態』に関する発表を行った。この発表は、真相を隠蔽し犠牲を縮小したものであったが、これに対する疑問を提起したり抗争の真相を語ったりすれば流言蜚語流布罪で検挙された。このため、光州市民の闘争の真実は、一九八〇年代前半期には明らかにされないままベールに包まれていた」としている。[鄭根植 2011: 35]
- 3) これらの直接的被害者集団は、上野 [2011] の議論に基づけば、ニーズを顕在化させ、能動的に自らを同一化した、「当事者であり」かつ「当事者にな」った当事者であると言える。一方、光州事件に関連して言えば、ニーズを顕在化させつつも集団に同一化することをせずにいる、もしくはできずにいる人々がいる。それは、「関連者」には包含されない人々である。例えば、光州事件の現場を目撃し、その後トラウマ (PTSD) を抱えることとなった人々や、近しい友人を光州事件によって失った人々、のちに事件を知ることにより憤怒や負債感を抱き、光州の人々への連帯を誓った人々などが挙げられる。こういった、「関連者」には含まれないが「当事者」でありえる／になりえる人々の運動についても、今後分析していく必要があるだろう。
- 4) この組織は、1980年5月22日に、15人のメンバーにより結成され、戒厳軍側との交渉に当たった。23日には、大学生を含める形で組織が拡大再編され、引き続き戒厳軍側との交渉に当たったが、難航した。5月26日には、戒厳軍が光州市再侵入作戦を決行した。これを受けて同委員会の収拾会議が開かれ、戒厳軍への降伏の是非が議論されたが、主張が対立した。闘争の継続を主張したのは、主に大学生らであった。この対立の結果、闘争継続を

主張した者のみが、道庁に残った。[韓国現代史史料研究所 1990: 126-127]

以上より、収拾委員会は、5月25日時点では光州市民を代表する一つの組織を維持していた。よって、5月25日の声明文は、市民側を代表するものとして解釈することができるであろう。ただし、この収拾対策委員会の組織をきっかけに「運動内部に亀裂が入り始め」、「収拾委員会は先にできた市民・有志らの『一般収拾委員会』と学生収拾委員会とに分離され、一般収拾委員会は主として軍部との協商や市民の説得に重点を置き、学生収拾委員会は実質的な対民間業務を担」ったことは注記しておく必要がある [黃哲暎 1985b: 138]。最後まで闘争を継続したのは、この「学生収拾委員会」のメンバーらが中心であった。

- 5) 韓国語原文では「空輸特戦団」「空輸部隊」など複数の名称が用いられているが、本稿ではこれらを日本語の定訳である「空挺部隊」に統一した。
- 6) 原文では、「정의를 위하여 일으킨 큰 일」。
- 7) 市民らが手書きで書き写しながらビラを作成していく過程で、内容の追加や書き換えなどが生じていたものと思われる。
- 8) 原文の直訳は、「大法判決」。
- 9) 1980年12月に光州でもアメリカ文化院への放火事件があったが、大きく報じられることはなかった。
- 10) 光州事件を指す。1980年5月18日に光州事件が勃発したことに由来する。
- 11) ただし、この時点までの当事者らの声明文に「民衆」という言葉が登場しないわけではない。しかし、韓国における80年代の民主化運動の特徴であるとされる「三民主義」を示す「民衆」、すなわち、民主および民族という二つの単語をとまう形での「民衆」への言及は、当事者らが運動の過程で生産した言説においては、このときが初めてであると思われる。
- 12) この「全南民主青年運動協議会」とは、全南地域で1984年11月に結成された団体である。この団体は発足時、「新たな旗のもとに進んでいこう！—『全南民主青年運動協議会』を発足させよう—」（原題は「새로운 깃발 아래 함께 나아가자!—『전남민주청년운동협의회』를 발족하면서—」）と題して、以下のように設立趣旨を発表した。ここから、この「全南民主青年運動協議会」の活動趣旨が、「民主化運動青年連合」の運動方針と極めて類似していることが指摘できるであろう。

「(前略) 我々はすっかりボロになってしまった民衆、民主、統一の旗を再び旗台の上に高く掲げ、民族史の新たな地平の上にたなびかせようとしている。(中略) 今日全南民主青年運動協議

会の発足が、韓半島全体の民衆、民主、統一運動の発展的契機として受け止められることを望みつつ、この大衆的拡散と結集力の確保のために全ての青年同志らの愛情のこもった批判と責任ある介入を期待する。(後略)」「5・18民主有功者遺族会編 2012c: 312]

- 13) 原題は「5.18 광주의거 기념사업 및 위령탑 건립 추진위원회 구성을 위한 준비위원회 발기문」。

参照文献・参考文献

▶新聞

京郷新聞 (경향신문)
中央日報 (중앙일보)
朝鮮日報 (조선일보)
東亜日報 (동아일보)
毎日経済新聞 (매일경제신문)

▶英語・日本語文献

Robert D. Benford and David A. Snow (2000) “Framing Processes and Social Movements: An Overview and Assessment,” *Annual Review of Sociology*, vol. 26, pp.611-639.

M. アルヴァックス (1989)、小関藤一郎訳『集会的記憶』、行路社。

天田城介 (2010)「底に触れているものたちは声を失い - 声を与える——〈老い衰えゆくこと〉をめぐる残酷な結び目」宮内洋・好井裕明編著『〈当事者〉をめぐる社会学: 調査での出会いを通して』、北大路出版、pp.121-139。

上野千鶴子 (2008)「当事者とは誰か?: ニーズ中心の福祉社会のために」上野千鶴子・中西正司編著『ニーズ中心の福祉社会へ: 当事者主権の次世代福祉戦略』、医学書院、pp. 10-37。

——— (2011)『ケアの社会学: 当事者主権の福祉社会へ』、太田出版。

大畑裕嗣・成元哲・道場親信・樋口直人編 (2004)、『社会運動の社会学』、有斐閣。

韓国民衆史研究会 (1987)、高崎宗司訳『韓国民衆史現代編』、木犀社。

徐仲錫 (2008)、民主化運動記念事業会企画、文京洙訳『韓国現代史 60 年』、明石書店。

曾良中清司・長谷川公一・町村敬志・樋口直人編著 (2004)『社会運動という公共空間——理論と方法のフロンティア——』、成文堂。

鄭根植 (2011)、林雄介訳「韓国の民主主義、光州抗争、

移行期正義』『歴史評論』738、歴史科学協議会編、校倉書房、pp.29-41。

田中ひかる編著 (2018)『社会運動のグローバル・ヒストリー 共鳴する人と思想』、ミネルヴァ書房。

中西正司・上野千鶴子 (2003)『当事者主権』、岩波書店。

黄皙暎 (1985a)、全南社会運動協議会編、光州事件調査委員会訳『全記録光州蜂起』、拓殖書房。

——— (1985b)、光州義挙追慕会訳『光州 5 月民衆抗争の記録 死を越えて、時代の暗闇を越えて』、日本カトリック正義と平和協議会。

真鍋祐子 (1997)『烈士の誕生: 韓国の民衆運動における「恨」の力学』、平川出版社。

——— (2010)『[増補] 光州事件で読む現代韓国』、平凡社。

文京洙 (2015)『新・韓国現代史』、岩波書店。

▶韓国語文献

5・18 민주유공자유족회역음 (2012a~c)『5・18 성명서』(1)~(3)、5・18 기념재단。

강신철 (1988)『80년대 학생운동사』、형성사。

기미야 다다시 (2008)『박정희 정부의 선택』、후마니타스。

김영택 (1996)『實錄 5・18 광주민중항쟁』、창작시대사。

김정환 (2013)『1980 대중 봉기의 민주주의』、소명출판。

나간채 (1996)「광주지역 5.18 운동조직의 형성과 발전 - 5.18 당사자 조직을 중심으로」『한국사회학회 사회학대회 논문집』、한국사회학회、pp.155-162。

연세대학교언어정보개발연구원 (1998)『연세한국어사전』、두산동아。

이성우 (2011)「국가폭력에 대한 기억투쟁: 5.18 과 4.3 비교연구」『OUGHTOPIA』26 (1)、경희대학교 인류사회재건연구원、pp.63-86。

최정기 (2006)「과거청산에서의 기억 전쟁과 이행기 정의의 난점들 - 광주민주화운동 관련 보상과 피해자의 트라우마를 중심으로」『지역사회연구』14 (2)、한국지역사회학회、pp.3-22。

——— (2008)「5.18 기념공간과 사회적 갈등 — 기념공간 관련 논쟁 및 갈등을 중심으로」『민주주의와 인권』8 (1)、전남대학교 5.18 연구소、pp.51-78。

최정운 (2012)『오월의 사회과학』、오월의봄。

한국현대사자료연구소 (1990)『광주오월민중항쟁사료전집』、폴빛。

2018 年度国際高麗学会日本支部学術大会テーマに寄せて

第 22 回国際高麗学会日本支部学術大会報告

高正子（神戸大非常勤講師）

2018 年 6 月 10 日、第 22 回国際高麗学会日本支部の学術大会が開かれた。2018 年は政治的には大きな動があった年である。同年 4 月 27 日は、板門店で南北首脳会談が開催され、6 月 12 日にはシンガポールで史上初めての米朝首脳会談が開かれるというタイミングでの国際高麗学会の学術大会が開催されたのだ。このような政治的出来事のなかで学術大会が開催されるに当たって事務局としては、むしろ、今だからこそ足元の在日コリアンに目を向けようという意見が出た。これまで、国際高麗学会は政治的イシューに取り組む傾向が強かったが、今回の学術大会では在日の文化をテーマにしようということになった。

在日の文化といっても文学もあれば音楽・舞踊など多様な領域があるだろう。そこで、朝鮮半島で育まれている民族芸能を日本でどのように継承されているのかを知る。同時に、かれらの「声」を実際に聴く時間をもつことにした。

当日は、国際高麗学会日本支部の会員だけではなく、民族芸能に関心のある方が約 80 名集まった。最初にドキュメンタリー映画「アリラン峠を越えていく－在日コリアンの音楽」のダイジェスト版を観た。この映画は 2014 年に国立民族学博物館で開催された在日コリアンの音楽を紹介する研究公演を基軸にして出演者たちの生の「声」を拾い集めた作品だ。この映画に関しては、今号にレビューが掲載されているので一読願いたい。その後に、「朝鮮半島の民族芸能と在日コリアン」というテーマで学術大会が開催された。

ここからは、当日の学術大会の内容について順を追って整理してみたい。

朝鮮半島の民謡

民謡は世界各国に存在し、いずれもその国の民衆の特色が色濃く反映されている。民謡は民謡歌手という専門家から一般民の間まで幅広く歌われ、親しまれ、また長年に渡って伝えられてきた。なぜ、このように世界中の人々から親しまれる民謡は、民族や国、そして地域の風土、感情、リズム、そしてその地方で発せられる言葉などが、色濃く鮮明に表現されているといえるだろう。

出演者のレジュメに沿って整理すると、朝鮮半島は「8 道江山」といわれ、8 つの道に分けられている。しかし、朝鮮の民謡は大きく 5 つの地域に分けて、その特徴がある。その 5 つとは

- ①京畿民謡（キョンギミニョ）→ソウルを中心とする中部地域
- ②西道民謡（ソドミニョ）→黄海道や平安道の地域
- ③南道民謡（ナムドミニョ）→全羅道を中心とする地域
- ④東部民謡（ドンブミニョ）→江原道を中心とする地域
- ⑤済州民謡（チェジュミニョ）→済州島の民謡

朝鮮民謡といえば、日本で一般的によく知られ

ているのは「アリラン」だ。わたしたちがよく知っているこのアリランは、1920年代に作られた新民謡で、朝鮮民族の民謡として世界中に知られている。そこで、日本ではなじみの薄い西道民謡とその対極にある南道民謡について学ぶことにした。



最初に北の西道民謡について宋明花さんが教えてくれた。

西道民謡（宋明花そんみょんふあ）

西道民謡歌手の宋明花さんについて簡単に紹介すると、出身は松山で「四国朝鮮学校」で学び、高校は広島朝鮮高級学校、同時に朝鮮民主主義人民共和国へ「通信教育」という制度（朝鮮学校で選抜された高校生が、夏休みの三年間平壤に行き学ぶ）で平壤音楽大学の専門部（民族声乐科）を卒業し、卒業後は1995年から金剛山歌劇団に入団する。この間、西道民謡の継承者であるアン・ビョングク、キム・グァンボ、ケ・チュニ先生に西道民謡を師事した。また、西道民謡の音域を広げる為に、チョン・ミョン先生にベルカントを基礎とし

たボイストレーニングを受けた。2016年に金剛山歌劇団を退団したのだが、1995年から2006年までにピョンヤン公演に多数参加し、1999年ニューヨーク公演、2003年韓国公演に参加する。また、ユン・ドヒョンバンドや韓国の国立国楽管弦楽団と共演し、東京シティ・フィルハーモニック管弦楽団、大阪フィルハーモニー交響楽団（2009年）と共演し、平壤春の祭典にて「龍江キナリ」を歌い金賞受賞した。現在は、コンサートや宋明花朝鮮民謡教室を開講している。

ここからは宋さんの発表を少し簡単に紹介しよう。

西道民謡の平安道と黄海道地域に伝承されている民謡で代表的なものとして平安北道地域の旧寧辺歌（クニョンビョング）、平安南道地域の龍江キナリ（リョングンキナリ）だ。これらの地域は愁心歌調（スシムガ：レミソラドの5音階、5度高いラとラから3度高いドが主要音階）発祥の地域といわれている。他方、黄海北道地域は難逢歌（ナンボンガ）、黄海南道地域は夢金浦打鈴（モングムボタリョン）が代表的でこれらの地域の民謡は念佛調（ソラレ、レラソ）発祥の地域といわれている。その他慈江道民謡、京畿道から伝った一部民謡をはじめ、唱夫打鈴などのノレカラクが含まれる。

西道民謡の節の特徴は、①雫が流れ落ちる様に美しく優雅で、明るく伸びやかな節。②2度、4度などの音階の規則的な上下への声の揺れ（ロンソソ）の合間に多数表れる小さくやわらかい節（クルリム）が西道民謡の深みと美しさを一層引き立たせる。③高め、低めといった未分音も情緒をより深いものにしている。代表的な西道民謡の「龍江キナリ」を例に教えてもらった。龍江キナリは＜キナリ＞と＜打鈴＞で構成されていて、キナリは愁心歌調でゆったりと伸びやかな旋律で、打鈴は念佛調で大波をイメージする力強く、躍動的で高音から低音を激しく移動する旋律である。12弦の伝統伽倻琴で伴奏して唄ってくれた。

南道民謡（安留奈あんゆな）

日本ではなかなか聞く機会がない南道民謡を紹介してくれたのは、安留奈さんだ。安さんは東京生まれで、朝鮮高校で北の共和国で演奏されている伽倻琴を学び、その後姜貞烈先生の伽倻琴に魅せられ、全州の先生のお宅に足しげく通い教えてもらったとのことだった。安留奈さんは韓国指定重要無形文化財第23号伽倻琴散調及び併唱専修者で、ソウル市重要無形文化財第44号三絃六角奚琴専修者でもある。また、姜貞烈（韓国指定重要無形文化財第23号伽倻琴散調及び、併唱芸能保有者）先生師事し、裴舞扇（朱然禧）先生に伽倻琴散調を師事、現在は韓国と日本での公演を行い、日本では安留奈の韓国伝統芸術世界「嘉楽の会」代表として活躍している。この日はたまたま日本に公演に来ていた、鼓手の李眞秀（イジンス）も参加してくれた。李さんは全南大学音楽大学国楽科卒業（同大学大学院修士課程修了）し、韓国指定重要無形文化財第5号パンソリ鼓法履修者として、第15回全国国楽大典名鼓部文化体育部長官賞受賞、インドンチョ国楽大祭典一般部大賞受賞、全羅南道道知事賞受賞している若手の実力者だ。

南道民謡について安留奈さんは、韓国の南の地方に位置する全羅道と忠清南道の一部、また慶尚南道の一部で作られ歌い継がれてきた民謡で、南道民謡の代表作には六字ベギ（육자배기）、そして鳥打令（새타령）、珍島アリラン（진도아리랑）などが有名である。軽快で明るい旋律やリズムが特徴である京畿民謡に比べ、南道民謡の代表的な六字ベギ調の特徴は、揺らす（떠는 ㄴㄹ）、曲げる（ㄱ는 ㄴㄹ）音である。では「揺らす」と「曲げる」というのはどのような音なのだろうか。安留奈さんの説明によると、喉を揺らして出すビブラートの幅を大きく揺らすもので、高い音から一音もしくは一音半下げる唱法（창법）が用いられる。西洋音楽の音階を借りるなら、レ、ミ、ソ、ラ、ドという五音階からなりたっている。主には旋律が上がるときは、ミ、ラ、ド、下がるときはミ、ラ、

シ、ドから構成されている事が多い。

音で言うと、ミは揺らす音（떠는 음）、ラは伸ばす音（내는 음）、ドは曲げる音（ㄱ는 음）である。

次にリズム体系について述べると、リズムを朝鮮半島では長短（チャンダン）という。南道民謡の長短は、パンソリや散調（サンジョ：ゆっくりしたリズムから早いリズムへと移る独奏の形式の民俗音楽）などで用いられるチニャンジョ（진양조：ゆっくりしたリズム 24 拍）、チュンモリ（중모리：中間の速さ 12 拍）、チュンジュンモリ（중중모리：少し早く）、チャジンモリ（자진모리：早いリズム）などに分類され用いられている。旋律の特徴としては、先に述べた六字ベギ調で、哀切な旋律や上がり下がりが明確なため逆に、力強く感じる部分もある。南道民謡として「タルマジカセ（月見に行こう）」「珍島アリラン」「椿のタリョン」を実演してくれた。

最後に、南の全羅道地方を中心に継承されているパンソリについて安聖民さんが教えてくれた。

パンソリ（安聖民あんそんみん）

パンソリは一人の唱者（チャンチャ）が太鼓の伴奏に合わせて歌とせりふ、身振りで物語を語っていく伝統芸能。18世紀末に原型ができた頃には祭りや市の日に村の広場で、パンソルムと呼ばれる大道芸の一つとして演じられるものだった。在日コリアン3世の安聖民さんは大学生の時から韓国語を学び始めた。そのような安さんが韓国でパンソリを、重要無形文化財第5号パンソリ「水宮歌」技能保有者・南海星先生に師事し、2016年履修者として認定された。2013年の第40回南原春香国楽大典・名唱部にて審査員特別賞受賞した。2016年ソウルと大阪にて「水宮歌」完唱公演を行った。鼓手の趙倫子（チョリュンジャ）さんは、大阪府大東市生まれで、韓国の東亜大学校日語日文学科修士課程修了後、2008年から民族文化牌マダンで活動する。楽士はもとより、創作パンソリ

やマダン劇の脚本をてがけている。

パンソリの起源について安聖民さんは次のように記している。

民衆芸能を蔑視していた朝鮮時代の文人たちがパンソリについて記録することは稀で、また広大（クァンデ）と呼ばれた唱者は賤民階級に属し、記録文化を持たなかったため、その伝承は口伝でのみ行われたため、始まりや起源についての断定が難しい。最も古い記録としては、柳振漢（ユヂナン：1711～1791）の漢文詩集『晩華集』に古典演目の一つ「春香歌」の一節が載っている。パンソリは幾つかの説があり、その一つの説は口碑叙事詩である口碑巫歌から始まった。二つには綱渡り芸人が歌う古歌から始まったなどである。全羅道の世襲巫の場合、姑から嫁への巫業の世襲が行われ、男性は巫楽の伴奏手（ファレンイ：助巫楽工）になる。巫楽の伴奏手だけでは生活できないため、パンソリの歌い手や伴奏を行うことや、曲芸師や綱渡り芸人になることもあった。整理すると、パンソリの歌い手は全羅道の世襲巫の家族出身者から始まり、後に出身身分や地域が多様化したと考えられる。叙事巫歌やパンソリはともにチャン（歌）とアニリ（語り）から成る長編叙事詩であるというスタイルの共通性があり、全羅道の巫歌の旋律やリズム、パンソリの旋律やリズムに多く見られることや、音楽的な共通性などからも「叙事巫歌起源論」が有力な説であるといえるだろう。

現在、古典演目として「春香歌」、「沈清歌」、「興甫歌」、「水宮歌」、「赤壁歌」の五つが現存する。19世紀の中頃までは人気の高い演目が12本ほどあったといわれているが、徐々に失われていき19世紀末に申在孝（シンジェホ）によって脚本化された五つの作品が今も上演されている。

パンソリは伝承されてきた系譜によって、音楽的に異なった特徴を持ついくつかの流派に分けられている。これを制（チェ）という。パンソリの制には東便制、西便制、中高制があり、東便制は比較的テンポが速く、歌い方が単純で身振りも少なく、「聞かせるパンソリ」と言われる。反対に、西便制は技巧に優れ、テンポもゆっくりで身振り

が多く、「見せるパンソリ」と言われている。パンソリは、日本の芸能と違って制を越えて伝承されることが許されている。例えば、東便制の「水宮歌」を習得した者が、西便制の「春香歌」を別の師匠から習うということがあり得るのである。

安聖民さんは日本で公演するときに、パンソリを観客とともに楽しむため韓国語が分からない人のために字幕を提供している。今回は、2018年に創作されたパンソリ「四月の物語（サウォルイヤギ）」を披露してもらった。この「四月の物語」の内容を紹介すると、済州 4. 3 事件（1948年4月に南だけの単独選挙に反対して起きた人民抗争で、終結までの間に済州島民の約3万人が犠牲になった）当時、済州島から大阪にはたくさんの済州島民が避難して渡って来た。この43事件の暗い影は異郷である日本でも逃れることはできなかった。「四月の物語」の最後は次のように宣言する。

「70 年が過ぎた。

私たちは彼らを慰める言葉を持たない。

だから、私たちは彼らを忘れないことにした。

そして、彼らのことを語り伝えることにした。

彼らの物語が私たちの物語になるように。」

脚本：趙倫子、作唱：安聖民

三人の歌姫の実演が終了後、休憩をはさんで二部では2人のコメンテータを招いて、朝鮮半島の民族芸能を継承する在日コリアンの音楽活動についての意見を聞いた。まず、最初はドキュメンタリー映画『アラン峠を越えていくー在日コリアンの音楽』の製作者の一人でもある国立民族学博物館学術資源研究開発センター教授寺田吉孝（てらだよしとか）さんからコメントを頂いた。寺田さんは1980年代からアジアの伝統音楽と欧米のアジア系移民社会の音楽実践の研究に従事している。著書には『音楽からインド社会を知るー弟子と研究者のはざま』（2016年）がある。他方、映像音響メディアにも興味をもち『大阪のエイサーー思いの交わる場』（2003年）、『怒ー大阪浪速の太鼓集団』（2010年）などの映像制作番組がある。

寺田さんは音楽がマイノリティにとってどのような意味をもっているのかを自らの経験を交え、北米にいるマイノリティたちの事例をあげて話した。かれらが北米社会で受けている抑圧や差別によって、自己表現や居場所を持てないでいる。そのなかで、音楽活動を通して当事者にはそぐわなかったステレオタイプのマイノリティイメージを払拭していった。個人にとって音楽が持っている役割について言及した。

二人目には、在日コリアン3世として作家活動をしている姜信子（かんしんじゃ）さんに来てもらった。姜信子さんが最初に「とても濃い人たち」という言葉を発した。何が濃いかというと、ここに集まった出演者たちは、少なくとも在日のコミュニティのなかで育った人たちというのだ。姜信子さんはご承知のように横浜生まれで、主な著書に『棄郷ノート』（作品社）、『ノレ・ノスタルギーヤ』『ナミイ八重山のおばあの歌物語』（ぶねうま舎）などの著書がある。

姜信子には在日のコミュニティのなかで育つことがなかったが、生活の中には文化があったという。例えば、1931年に日本に渡ってきた祖父は、いつも関東大震災の話をした。そのなかで「白い

チョゴリの御婆ちゃんが火のなかに放り込まれた話」や、朝鮮語訛りの日本語によって選別され酷い目にあったという話を何度も聞いた。日本で生きるために使用する日本語には、その裏面に朝鮮語がある。そして、言葉を放つ「声」は、その周辺に場が構築される。そのことを八重山のサンシンを弾くおばあの言葉を引用した。「歌う人が歌の主人」、声には小さな神様がいるというのだ。声の上にいる神様、そこには物語や記憶があり、小さな共同体が生まれる。この小さな共同体の揺るがしが、大きな共同体を揺るがすにちがいない。

二人のコメントの後、宋明花、安留奈、安聖民さんを交えて「伝統」についての意見やそれぞれが民族芸能を学ぶ過程の苦労話などを聞くことができた。朝鮮半島の民族音楽に魅せられたかれらの血の滲むような努力が生み出した「声」には、どのような状況にあっても「ステレオタイプでないわたし」や「ありのままのわたし」「自分らしく」という思いがほとぼしっていた。その「声」に触れながら、「声」の神様に引き寄せられる人々が集まる小さな共同体に期待してみる希望が見えてきた時間でもあった。

朝鮮民主主義人民共和国における切手の発行と付与された役割

任正嫻（朝鮮大学校）

1. はじめに

切手はコレクターズ・アイテムのなかでもっとも人気の高いものの一つである。本来は郵便物の料金前納印紙の役割を果たすものであるが、そこに描かれた多彩な図柄によってコレクターの対象となり、それを意識して世界各国で様々な切手を発行している。

朝鮮民主主義人民共和国（以下、共和国）の切手も例外ではなく、その図柄は、文化や歴史であったり、芸術であったり、花鳥風月であったり、人物であったり、時の社会政治的スローガンであったり、経済建設に関するものであったり、実に多様である。色彩も美しく、そこには朝鮮の昨日と今日が映し出されている。

しかし、日本で共和国の切手を知る機会のごく限られている。そこで、本稿ではまず共和国における切手発行の経緯を確認し、次に基本資料を紹介する。そして、それに基づいて切手にどのような役割が付与され、どのような切手が発行されているのかについて見てみたい。

2. 朝鮮における郵便事業

郵便の始まりは1840年のイギリスで、全国均一料金制度とポスト投函制度が施行された。切手は、この料金の前納証紙のことである。日本における

「切手」という用語は「切符手形」の略で、もともとは様々な商品に対応するものであったが、現在は郵便料金に対してのみ用いている。

朝鮮で近代郵便制度が確立したのは朝鮮王朝末期のいわゆる「開化期」のことである。1876年に朝鮮は開港、以後、国家の近代化を図った。しかし、それを達成する前に日本の植民地に転落するが、「開化期」とはその時期のことである。まず、1884年に開化派によって郵政局が設置され最初の切手が発行された。ところが、そこを舞台とした甲申政変が失敗に終わり、中断を余儀なくされる。そして、その10年後に甲午改革の一環として通信局が設置されて郵便制度が再開、1900年には万国郵便連盟に加入し外国への郵便も可能となったが、1905年以降は日本の支配下に入る。

1884年に最初に発行された切手の名称は「大朝鮮国郵鈔」であった。その後、一時中断を経て1895年に発行された際には「조선우표（朝鮮郵票）」、国号を「大韓帝国」を改めた後は「大韓帝国郵票」となった。そして、郵票（우표）という名称が現在も用いられている。ただし、本稿は日本語なので、「切手」という用語をそのまま用いる。

植民地解放後、北朝鮮地域では北朝鮮臨時人民委員会に行政10局の一つとして通信局が設置され郵便事業が始まるが、その指針となったのは1945年12月7日に行われた金日成将軍と通信局長との談話である。そこでは、郵便事業を早急に正常化するとともに、切手も朝鮮の現実と民の生活感情に合わせて新しく作らなければならないと

強調されている。そして、1946年3月12日に最初の切手「むくげ20銭」(【切手1】)と「三仙岩50銭」(【切手2】)が発行される。むくげは古くから民衆がこよなく愛した花であり、三仙岩は朝鮮の名山金剛山にある有名な奇岩である。なお、この2枚の切手は1895年に発行された切手と同様「조선우표」と表記されている。1956年までの共和国の切手は一部を除いて1957年に再版されるのだが、そこでは「조선우표」となっている。

また、8月15日には解放1周年に際して、金日成將軍の肖像を描いた記念切手(【切手3】)が発行されている。以降、今日まで共和国では約6000種の切手が発行されている。



【切手1】

【切手2】

【切手3】

3. 基本資料

共和国の切手についての基本資料となるのが、カタログと雑誌『朝鮮郵票』である。もっとも古いカタログは1961年に通信省郵票社から発行された『朝鮮郵票目録』で、1959年までに発行された174種の切手が掲載されている。このカタログの特徴は、切手の種別(額面值段)、発行枚数、発行年月、色彩、規格、印刷方法などの基本事項とともに、図柄を説明していることである。ただし、現在ではカタログとしての役割を終えた歴史的文献というべきものである。

その後、ハングル・英語版、英語版など、その時期ごとに刊行されているが、本稿で参照したのは2006年に出版されたハングル・英語版で、以下これを『目録』と表記する。この『目録』にはそれぞれの切手のタイトルとともに、セットで発行

された場合は全体のタイトルも記載されている。本稿における切手のタイトルは、2007年以降のものを除いてみなこの『目録』による。

『朝鮮郵票』は1961年から切手収集家のために発行された雑誌で、内容は図柄の解説、発行切手案内、切手鑑賞の方法、切手収集の手引きなどである。朝鮮大学校図書館では1961年4号から65年6号までを所蔵しているが、残念ながら欠号もあり雑誌自体もいつまで発行されていたのかもわからない。末尾には単に編集委員会とあるが通信出版社から出版されており、切手を発行する側の考えを伝える記事も多く、共和国の切手について考察するうえで貴重な文献といえる。

その1964年1号に「切手収集の目的と意義はどこにあるのか」という興味深い文章が掲載されているが、要約すれば以下ようになる。

- ①切手はそれ自体の使命とともに、わが党の路線と政策を直観的に解説宣伝する宣伝者の役割と、人々を社会主義建設へと鼓舞推動する扇動者の役割を果たす。
- ②わが祖国が歩んできた政治、経済、文化などすべての部門の発展面貌を見せる切手帳形式の年代記となる。
- ③歴史的事実と自然現象についての認識教養的に意義がある資料を分かりやすく簡単な図柄で見せることで、それぞれの時代の新しい資料とともに通俗的な常識をもたらし。
- ④多様な形式と内容の簡潔さによって、現実の理解を本を読むよりも早く得られる。
- ⑤切手は精密な小形芸術作品であり、美術に対する一般的な常識を得られる。
- ⑥切手は該当時期の印刷技術の発展程度を考察することができる歴史的資料となる。

大きく分けて①～③までは切手の役割、④～⑥は収集の意義といえる。そこで本稿では①～③に即して、宣伝・扇動者としての切手、年代記としての切手、知識／情報を伝える切手に分けて、その典型と思われる切手を取りあげる。また、意義についてはその過程で自ずと理解が得られるはずである。ただし、項目⑤に関しては専門的な考察

が必要となるだろう。

3. 宣伝・扇動者としての切手

1) 革命伝統の切手

革命伝統に関する切手でもっとも早いのは1960年に発行された「偉大な首領金日成同志の革命活動」と題した切手である。「祖国光復の大志を抱いて」、「共青会議を指導する金日成同志」、「苦難の行軍」、「普天堡の烽火」、「凱旋演説を行う金日成同志」の5枚セットで、金日成主席の抗日革命闘争を年代順に描いている。

1960年までは朝鮮解放において旧ソ連軍隊が大きな役割を果たしたとし、8・15記念切手もソ連の旗をあしらったものが多かった。そのような図柄の切手は解放15周年の1960年に発行された切手が最後である。そして、金日成將軍による抗日パルチザン闘争の重要性が強調され、以降、切手が発行されるようになったのである。

1960年に発行された切手は、青あるいは赤の単色であるが、「偉大な首領金日成同志の革命活動」と題された切手は、その後カラーで1969～1976年まで5回発行されている。ただし、76年に発行されたものは解放以降の金日成主席の活動を描いている。また、1982年生誕70周年には革命活動を描いた16枚の記念切手が発行されているが、そこには英語説明文が印刷されている。その他、革命伝統に関する切手としては、抗日革命闘士たちの肖像を描いた切手、戦闘場面を描いた切手、革命史跡地の切手など、数多く発行されている。

2) 各種スローガンの切手

なんらかのスローガンが印刷された切手のなかでもっとも古いものは、1954年に発行された「すべてのものを戦後人民経済復旧発展へ」で、その次は1957年に発行された「増産と節約へ」である。いずれも、男性労働者の力強い姿を図柄としている。そして1964年に「党中央委員会第4期5回全員会議決定貫徹へ」と題された4枚セットの切手

が発行されている。続いて同じ年に4期7回、1966年には4期12回全員会議決定貫徹を呼びかける切手が発行されている。さらに、1970年には「党代表者会議決定貫徹へ」と題された3枚セットと、「千里馬大高潮」と題された5枚セットの切手が発行されている。

以降、スローガンを印刷した切手が数多く発行されているが、1983年に発行された「80年代速度を創造しよう」という切手以降はあまり見当たらない。この切手は共和国の街角や工場などで見られる宣伝ポスターのような図柄となっており、この頃には切手よりもそちらの方に重点が置かれたという事情があるのかもしれない。そして、2001年に「共同社説」というタイトルで、「苦難の行軍に勝利した氣勢で、新しい世紀の進撃路を拓こう」というスローガンと「強盛大国」と印刷された切手が発行されている。2008年には同じく「共同社説」をテーマに共和国創建60周年に向けてのスローガンが印刷された3枚セットの切手が発行されている。

「理想が実現する年」といわれた2009年には様々な建設現場の成果を図柄とした9枚切手のシートが、「総攻撃の年」といわれた2010年には朝鮮労働党65周年に向けた各分野のスローガンを印刷した9枚切手のシートが発行されている。そして、2016年に朝鮮労働党第七回大会を記念して社会主義強国建設のスローガンが明示された8枚の切手が発行された。

4. 年代記としての切手

1) 建設目標・計画の切手

現在、共和国は社会主義強国建設に邁進しているが、その過程を辿ることができる建設目標・計画の切手が時期ごとに発行されている。

まず、もっとも古いのは「雄大な計画」と題された1959年に発行された12枚セットの切手である。1枚は「雄大な計画」とあり、その他の11枚は、電力、石炭、鋼鉄、銑鉄および粒鉄、セメン

ト、化学肥料、穀物、漁獲、織物、果樹面積、砂糖で、それぞれの目標値が掲げられている。次に、1962年「六つの高地」として石炭、穀物、水産物、織物、鋼鉄、住宅の目標を掲げた6枚が発行されている。さらに、1963年には「六つの高地の強固化」と題し、それぞれの分野で奮闘する労働者たちを描いた切手が発行されている。この3つのセットの図柄は限られた色使いの木版画のような素朴なもので、個人的には共和国の切手の良さを一番よく示すものではないかと思っている。

また、1961年には社会主義工業国を目指した「7ヵ年人民経済計画」の5枚セットが発行されている。1971年から始まった社会主義完全勝利を目標とした6ヵ年計画に関しては、71～72年に三大技術革命の3枚をはじめ、33枚の切手が発行されている。みな、右端に「6ヵ年計画」とあり、各部門のスローガンが印刷されている。

そして、1978年にチュチェ化・現代化・科学化のスローガンが印刷された第2次7ヵ年計画の5枚セットが発行され、1枚に2つずつ計10の目標が掲げられている。計画は1984年までであるが、1981年には「朝鮮労働党第六回大会決定を貫徹するために総進軍しよう」というスローガンとともに、1980年代10大経済目標を掲げた切手も発行されている。10大経済目標は、鋼鉄1500万トン、有色金属150万トン、電力100億kwh、石炭1億2000万トン、穀物1000万トン、干拓地30万町歩、セメント2000万トン、化学肥料700万トン、水産物500万トン、織物15億メートルで、それがどの程度達成されたのかは分からないが、共和国で最高生産水準に達したのは1980年代末とされる。

1990年代は「苦難の行軍」時期でもあり、経済目標に関する切手は見当たらない。そして、2016年に36年ぶりに朝鮮労働党第7回大会が開催され、経済発展5ヵ年戦略が提示された。党7回大会を記念する切手の一枚「経済強国建設、人民経済発展戦略」には、5ヵ年戦略と大きく印刷されている。

ここで取りあげた切手は発行当時は宣伝者的役割を果たすものだが、このように年代順に並べて

みるとまさに共和国における社会主義建設の年代記となっていることを確認できる。前述のスローガンの切手も同様である。

2) 平壤の建築物と街並

平壤の建築物の切手でもっとも古いのは、1956年に発行された「牡丹峰劇場」である。1958年には「平壤駅舎」、「東平壤アパート」、「労働者アパート」の切手が発行されているが、この頃から平壤の本格的な建設が始まったといえるだろう。1960年には「平壤の新しい姿」と題して、「凱旋門広場」、「大同江遊歩道」、「青年通り」、「栄光通り」、「勝利通り」の5枚セットが発行されている。このタイトルは『目録』によるが、切手自体には凱旋門広場は毛沢東広場、栄光通りは人民軍通り、勝利通りはスターリン通りと印刷されており、当時はそのように呼ばれていたことがわかる。

ほぼ10年後の1972年に「平壤の千里馬通り」3枚セットが発行されているが、これまでの素朴な図柄と比べてイラストがより細密となっている。1973年には「平壤の現代建築」と題し、「金日成総合大学科学図書館」、「金日成総合大学2号校舎」、「祖国解放戦争勝利記念館」、「人民文化宮殿」、「平壤体育館」の5枚セットの切手が発行されている。セピア調でそれぞれの色も少しずつ違い、また、飛行機やヘリコプターが小さくあしらわれている。題名の通り、現代性を強調しているのだろう。

1975年に「平壤の新しい通りと建物」と題した3枚セット、1983年には、「平壤第一百貨店」、「清流館」、「氷上館」、「人民大学習堂」などをカラーで発行している。華麗な色彩ではなく、どこか懐かしい色使いで、共和国らしい切手である。

その10年後の1993年には「平壤の通り」と題して、「光復通り」、「千里馬通り」、「紋繡通り」、「牡丹峰通り」、「統一通り」、「蒼光通り」の6枚が発行されている。平壤の主要通りであるが、切手自体は写真を図柄にしており、個人的には面白みに欠けると思っている。最近の切手も同様である。これらの切手によって平壤の変遷を垣間見ること

ができるが、同時に切手の印刷技術や表現の変化なども見てとれる。

5. 知識／情報を伝える切手

切手はすべて何らかの情報を伝えるものであるが、ここではとくに朝鮮を知るという観点から、歴史および科学技術史に関連する切手となんらかの話題を提供する切手を取りあげる。

1) 歴史の切手

朝鮮は約五千年の歴史を持つといわれているが、その始まりが古朝鮮で始祖は檀君である。平壤市江東郡には「檀君陵」と伝えられた遺跡があり、そこから発掘された二体の人骨が約五千年前のものと鑑定された。共和国ではこの遺跡を檀君陵と断定し、1994年に新たな陵を建立し周辺に石像などを配置した。そして、翌年に檀君陵と琵琶型短剣のモニュメント、記蹟碑の切手を発行した。

その後、しばらくの時を経て三国時代になるが、共和国では現在の北朝鮮地域から満州まで広い領土を占めた高句麗の切手を多数発行している。まず、1993年に建国者である東明王陵（朱蒙）の改建を記念して、武術の鍛錬を行なう若き日の朱蒙と王となった朱蒙を描いた切手、東明王陵と願堂として建設された定陵寺の切手が発行されている。

2004年に高句麗の陵墓郡と壁画がユネスコの世界文化遺産に登録されたが、その切手はこれまで何度も発行されている。もっとも早いものは、1975年に発行された江西大墓・江西大墓の「青龍」、「白虎」、「朱雀」、「玄武」の四神図である。この四神図こそは高句麗古墳壁画の最高峰といわれるものである。次は1985年の壁画と広開土王陵碑の小型シート2枚、さらに2005年の大城山城、將軍塚、舞踊塚壁画の二枚シート、そして2008年の「世界遺産」と題した2枚シートなどである。題材となったのは高句麗墳墓のなかでもっとも規模が大きい安岳3号古墳である。

高句麗の文化遺産登録後、次に期待されたのが高麗の都である開城である。それと関連して2005年に「開城の遺跡と遺物」と題する5枚の切手シートが発行されている。それぞれカッコで王建王陵、成均館・靈通寺、朴淵滝、そして開城南大門・恭愍王陵・善竹橋・崇陽書院・安和寺と印刷されている。この5枚によって開城の名所を要領よく知ることができる。ちなみに、開城が世界文化遺産に登録されたのは2013年のことである。

次の朝鮮王朝時代であるが、後述する科学史や美術工芸品などを除いて、関連する切手はごくわずかである。共和国歴史学界では高麗に比べて朝鮮王朝に対して批判的であり、また都も現在のソウルであることが関係しているのかもしれない。そんななかで目を惹くのが壬辰倭乱の切手である。1998年には「壬辰祖国戦争勝利400周年」と題された切手が発行されているが、それらは海戦を指揮する李舜臣將軍を描いた小型切手シートと、戦勝を記した「延城大捷碑」、「鳴梁大捷碑」、「西山清虚堂休静大師碑」の3枚である。さらに、2009年には日本に持ち出された「北関大捷碑」の返還を記念する切手も発行されている。

また、1960年代には朝鮮末期の「シャーマン号」撃沈闘争や甲午農民戦争の切手、植民地時代の三・一人民蜂起や光州学生抗日運動、さらには労働者のストライキや農民暴動の切手などが相次いで発行されている。そして、それらが革命伝統の切手へと繋がっていくのである。

2) 科学史の切手

朝鮮は世界に誇る優れた科学技術的業績を残している。次にその切手を発行順に紹介しよう。まず、1959年にライプチヒ国際書図書芸術覧会に際して発行された切手シートに描かれた、「金属活字」と「訓民正音（ハングル）」である。次は、朝鮮文化の黄金時代といわれる世宗時代に編纂された医学百科事典『医方類聚』の切手で1962年に発行されている。

世宗時代には天文学でも大きな発展を遂げたが、それに大きく貢献したのが技術者・蔣英実で、

1980年に彼が制作した独創的な日時計「仰釜日晷」の切手が発行されている。

木版印刷の最高峰といわれるのが高麗の『八万大蔵経』であるが、1988年に版木を背景にその経文を図柄と発行された切手している。なお、それによる印本は妙香山・普賢寺に保管されているが、保管庫の切手も1986年に発行されている。

さらに、1989年には現存する世界最古の天文台といわれる瞻星台と、朝鮮王朝初期に製作された『天象列次分野之図』が一緒に描かれた切手が発行された。

また、地図学者・金正浩と『大東輿地図』を図柄とした切手が、1991年と2011年に発行されている。『大東輿地図』発行130周年、150年を記念したものである。最近では2017年に朝鮮の三大医書といわれる『郷薬集成方』、『医方類聚』、『東医宝鑑』の切手が発行されている。そこには、簡単な解説とともに著者である蘆重礼、許浚の肖像が描かれている。

以上の切手は朝鮮科学史の代表的業績を紹介するものであるが、重要なものが一つ欠けている。世界最初の雨量計で近代気象学の始まりともいえる「測雨器」で、いずれ切手が発行されることを期待しよう。

3) 科学者の切手

次に現代科学と関連して科学者の切手を紹介しよう。まずは、1991年に発行された蚕学者・桂応祥博士の切手である。貧しい炭焼人の家に生まれ、あらゆる困難を乗り越えて共和国で最初の博士号を授与されたその人生は壮絶で、『探求者の生涯』という小説にもなっている。切手には彼の写真と品種改良を行ったコナラカイコ、トウゴマカイコ、天蚕（ヤマカイコ）、家蚕、ハシバミカイコの五種類の蚕が描かれている。

1992年には鳥類学者として知られる元洪九博士の肖像を描いた切手が二種類発行されている。一つは博士の肖像とキタタキ、キジ、コウノトリ、八色鳥、沙鷄、黒雷鳥、シベリヤコムク鳥の七種が描かれた切手シートで、もう一つはシベリヤコム

ク鳥だけを描いた小型シートである。後者の切手が発行された理由は、この鳥にまつわるエピソードと関係している。

共和国の科学者のなかでもっとも有名な人は、ビナロンの発明者である李升基博士だろう。1998年には「ビナロンの発明家」と題して、ビナロンの分子模型図を描いたものと実験を行う李升基博士の写真を載せた二枚の切手が発行されている。また、2011年にはキュリー夫人ノーベル賞受賞100周年を記念して企画された世界化学年に際して2人の写真を図柄とした切手も発行された。

共和国の科学者のなかで切手になっているのは、前述の3人の他にもう1人いる。医学者の金鳳漢博士である。ただし、その切手は『目録』には掲載されていない。1960年代に金鳳漢博士は東洋医学の「経絡」を確認し、さらに細胞の前段階に「サンアル」という核酸が存在するという「サンアル学説」を発表した。共和国では生物学上の大発見と大々的に宣伝し、1964年に3枚セットの切手が発行された。雑誌『朝鮮郵票』1964年3号では「偉大な発見」と題して切手を紹介しているが、5頁にもおよぶ異例の扱いである。さらに、66年にも8枚からなる切手シートが発行されている。

ところが、その学説は誤りでデータも改ざんされたものであるとされ、切手も『目録』からはずされたのである。それでも『目録』には発行番号が欠落しているところが2ヶ所あり、この切手が発行されたことを間接的に確認することができる。まさに、切手は時代の証言者であることを物語る。

3) 宇宙科学の切手

現在、共和国は社会主義強国建設に邁進しているが、その推進力となるのが科学技術であり、「科学技術強国」を第一の課題としてあげている。それを牽引するのは宇宙科学で、その中心は人工地球衛星「光明星」号打ち上げ事業である。

1998年に共和国は自国の技術による「光明星」一号の発射を成功させるが、それは世界で10番目

の快挙であった。科学技術強国建設の実質的なスタートはここにあると個人的には考えている。その後、2008年の第二号、2012年の第三号2号機、そして2016年の第四号と、4回打ち上げに成功、それぞれ発射直後に記念切手が発行されている。



【切手 4】

「光明星」号と関連して興味深い切手がある。1999年に発行された「火星と天体歴史」(【切手 4】)と題した切手で、火星の表面をロケットや探査機が飛び交うSF風の切手である。下部にはコペルニクス、ケプラー、ガリレオ、ニュートン、ハレーらの肖像が描かれており、天文学発展に貢献した学者たちの系譜を知ることができる。さらに、左端に瞻星台が、右端には光明星号と思われるロケットが描かれている。瞻星台は朝鮮における天文観測の象徴であり、その延長線上に光明星号があることを示唆しているのだろう。興味深いのは、その光明星号のデザインはその10年後に発射される第二号とほぼ同じということである。切手が時代を先取りしていたのである。

4) 話題となる切手

最後に、何らかの話題となる切手を紹介しよう。ある意味で切手の面白さを一番愉しめる切手である。まずは、1991年に発行された南極探検の切手である。共和国が南極探検を行っていることはあまり知られていないが、「季節1」と名づけられた基地もある。切手には1990年5月5日という日付があるが、この日に共和国の探検隊はチェシュコ

バオアシスに標示板と国旗を立てたのである。なお、この切手はフランスで開催された「92切手世界カップ」で入賞している。共和国の切手は海外でも評価が高く、イタリアのリッチョーネで開催された国際切手市場でしばしば入賞している。

次に、2015年に発行された道路の起点を明記した標識碑の切手である。平壤の中心である金日成広場の主席壇の真下が起点で、そこに標識碑が置かれている。これと関連して高速道路の切手(2001年)や道路交通標識の切手(1987年)なども発行されている。

また、同じ2015年に新たに制定された「平壤時間」に関する切手が発行された。東経127度30分を基準にしたもので、それによって以前と比べて30分遅くなった。2015年は朝鮮解放70周年であり、植民地時代に日本による標準時間を是正したのである。(ただし、現在は元に戻された。)

最後に、朝鮮の伝統食品に関する切手を紹介しよう。2007年には、いも餅、なずなキムチ、カレイ食塩、凍みいも餅の4枚の切手が発行されたが、切手には咸鏡道特産とある。また2008年にも、よもぎ餅、焼き饅頭、緑豆チジミ、芽にんにく醤油漬の4枚の切手が発行されている。ただし、いずれも郷土食なので的確な日本語訳にはなっていないかもしれない。料理の切手は珍しいと勝手に思っていたのだが、諸外国でもしばしば発行されており、日本も和食の切手を発行している。

6. おわりに

切手は「小さな外交官」といわれるように自国を紹介するうえで効果的な手段である。むろん、共和国の切手も例外ではないが、共和国ではより積極的な役割を付与している。本稿では、宣伝・扇動者としての切手、年代記としての切手、知識／情報を伝える切手に分けて、典型的な切手を紹介した。とくに、宣伝・扇動者としての切手は共和国ならではのものであり、共和国の特徴的切手といえるだろう。その他、本稿で紹介したように特

色ある切手が多数発行されている。

他方、本稿では触れなかったが多くの国々と同様に切手は外貨獲得の手段でもあり、それを意識した切手も発行している。ユニークな切手も多く、それらの切手の図柄を検討することも共和国の切手を理解するうえで必要となるだろう。

さて、切手はその役割を果たすためには切手自体の完成度が高くなければならない。すなわち、

人々の目を惹きつけ、描く主題の内容が正確に伝わり、かつ強く印象に残るように工夫されなければならない。そのために美しい色彩と斬新な図柄が要求されるだろう。共和国の切手がそれを満たすものであるかは検証が必要であるが、個人的には高い水準にあると思っている。眺めているだけで十分に楽しい、それが共和国の切手である。

キルチャビ

映画『アラン峠を越えていく—在日コリアン音楽の今』を鑑賞して

味村考祐（大谷大学）

2014年に国立民族学博物館で行なわれた在日コリアンによるコンサートがきっかけになり、演奏者たちのインタビューを基調としたドキュメンタリーを鑑賞した。映画の感想を書くにあたって私が抱いたのは、是非ともこの映画を観て気づいたことを表現したいという気持ちと、私自身の立場から言えることなどあるのだろうかという躊躇の念であった。というのも在日コリアンを主題として何かを思い浮かべるとき、必ず日本国内における社会問題や外交上の問題が連想されてくるからである。その連想の中では在日コリアンに対する良いイメージはほとんどない。ただしこのことは私自身が悪いイメージを持っていることを意味するのではない。そうではなく、テレビや新聞で報じられるニュースや、地域社会で広まっている在日コリアンに対するネガティブな捉え方が私自身の内にもいつのまにか浸透しているということである。

私は80年代後半から90年代前半に大阪市内の小・中学校に通った。友人の中には中学校に上がったときに朝鮮名を名乗り始めた者もいたし、中学校卒業の時点で初めて明らかにした者もいた。彼らの多くは在日コリアンの三世であった。中学校の担任の先生からは在日コリアンを蔑視してはいけないという話を何度も聞かされたが、その度にそれまで同類だと思っていた友人たちが別人になるようで嫌な気持ちになった。中学校を卒業して今に至るまでに、その友人たちとの付き合いはなくなってしまった。理由は二つある。一つは

私自身が九州地方から大阪に出てきた両親を持ち、そもそも大阪に基盤を置く家庭ではなかったことであり、もう一つは鉄道員をしていた父親が在日コリアンを嫌っていたことである。ただし父親が嫌うのは明らかに個々人の誰かではなく、実体の見えないその言葉の総称であった。一方で私は在日コリアンの友人を持ち、他方では印象の良くない言葉として在日コリアンという言葉覚えていた。このような経緯から、私がこの映画を観るにあたって最も関心を持ったことは、登場する在日コリアンの方たちが何を思っているのかということであった。

私自身の個人的な理由から、関心は登場人物の多くが在日コリアン三世の人々であることに向けられた。彼らは日本で生まれた親を持ち、自身も日本で生まれ育ち、そして日本語を話す。その点において、いわゆる日本人と変わりがないように見える。しかし彼らの生まれ育った環境、家庭、そして社会的立場は、個々人の意向とは関係なく、周囲の日本人から区別されて見られている。つまり彼らは日本社会の中で特別な事情にある人々とみなされてきたのである。たとえば国籍に関わる事情がある。現在の日本では二重国籍は認められていない。それゆえ原則として複数の国籍を持つ者は22歳になるまでにいずれか一つを選ばねばならない。日本人として生きることの問題を持たない人は次のように言うかもしれない。「同じ時代に生きて同じ社会で同じように暮らしているのだから、日本国籍を取ればよい。そうしたくないと思

うなら韓国籍を選べばよい」、「問題はそれほど複雑なものではない」と。しかし本当にそれほど簡単に解決できるものだろうか。そのように安易な捉え方が可能なのは、その人が日本人であることに何の違和感も持っていないからではないか。もっと言えば、その人自身は自分の国籍を自分で選んだのだろうか。現代に生きる在日コリアンが見ている景色を、その人はまだ見ていないのではないだろうか。

本編の登場人物たちはみな、朝鮮半島に起源をもつ音楽に携わっている。ある人々は北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）の民族音楽を、またある人々は韓国の伝統音楽であるパンソリを、そしてまた別の人々は韓国のフォークソングを演奏する。朝鮮半島の音楽に出会うきっかけや演奏の目的は各人各様である。だが長い期間に渡って継続している演奏活動の中で、何を思い、何を感じているのか、それを知ることは私にとって貴重であった。彼らの語りからは、自分自身の存在のルーツにある音に耳を傾けようとする姿勢が伺えた。

映画はインタビューと各音楽の演奏シーンとによって紡がれていく。そして日本で生まれ育ちつつも朝鮮半島の音楽を演奏している、今の彼らの思いが語られる。最初は「わたしは誰？」というテーマで、彼らが日本社会に生きる上で生じる問題についてそれぞれの思いが告白される。それは自分自身の存在の曖昧さ、周囲との違和感、友人との間の距離感、そして名前が二つあることへの疑問といったことである。続いて「音楽との出会い」というテーマの下、朝鮮半島の音楽に携わることになった経緯が語られる。金剛山歌劇団の宋明花さんは「ウリマル（私たちの言葉）の響きが好きだった」と話す。ウリマル、つまり朝鮮語の言葉の響きに魅力を感じたという。安聖民さんは子供のころから歌が好きで、とくにテープで聴いたパンソリに惹かれたそう。李政美さんは、韓国のフォークソングを歌わないか、と誘われたことがきっかけになりながらも、日本社会において不当に処罰を受けている同胞を救う活動の一環として歌っていたという。音楽との出会いも目的も

それぞれである。

しかしながら、どの人も口にするのは自分自身の存在に対する戸惑いであった。日本では「朝鮮人」とみなされ、しかし他方で留学や研修で渡った朝鮮や韓国では「日本人」と呼ばれる。どちらにいても自分はよそ者だと言われるのである。その結果自分のことを日本人としても、朝鮮人としてもみることができなくなる。いったい自分の存在とは何かという問いを持たざるを得ない状況になる。

彼らが朝鮮半島の言葉や音楽に関心を持つことには特別な意味がある。それは自分のルーツをたどるという意味である。日本社会で生きる朝鮮人として、周囲とは違う事情を抱える原因となっているところのものを尋ねようという思いが出てくるのは自然なことだろう。そんな彼らが語る内容がとても興味深かった。安さんはパンソリに心惹かれる理由がパンソリの物語性にあると回顧する。喜んだり悲しんだり苦しんだりしながらも、それでもやっぱり人と生きていこうという知恵がパンソリに隠されてあるのだという。李さんは「京成線」という歌を作った。現に自分が生活の場としてきた日本の「このまちもまたふるさと」だと考える。宋さんは朝鮮人として日本で生まれ育った思いを歌に込めることが大事だと話す。

さらに金剛山歌劇団の他のメンバーの方の意見も興味深いものであった。河栄守さんは、本場である朝鮮に渡った時に目の当たりにしたものが本物であると初めは思ったが、日本で習ったリズムや自分の内にあるドキドキやワクワクを求めると、日本でやってきた音楽に価値があると思うようになったと語る。金栄美さんは自分に意味付けをすることにしんどくなったときがあったと振り返る。自分がやりたいことだからやっているのだという点を大事にしたい、自然にやってないと言いきると、そして、「良いのは良い」と受け入れるようにしていると語る。

彼らはそれが原因であるために日本社会の中で他と区別される存在となっているところのもの、つまり「朝鮮人であること」、そのことを何らかの

形で受け止めねばならない境遇に置かれてきたわけである。では、そのような境遇と音楽活動とはいかに関係するものなのだろうか。これは推測に過ぎないのだが、もしかすると音楽活動には「朝鮮的なもの」を音楽の中に見出すという可能性があるのではないだろうか。たとえば「蛍の光」が聞こえてきたら、たとえそれが真昼間であったとしても、誰もが閉店や閉館を思い浮かべてしまうといったことがある。もちろんこの曲自体に「閉店」という意味はない。しかし、社会的な習慣として日本ではおなじみのBGMとなっている。もちろん別の仕方の理解もあるが、この場合の「閉店」は日本の文化・習慣におけるこの曲に対する一つの理解なのである。つまり思い切って言えば、音楽を聴くことの中に日本文化の理解が含まれているということになる。このようにもし聴く者をその曲が属している世界へと導き入れる力が音楽にあるとすれば、たとえ実生活には存在しないとしても、音楽においては自分の中の「朝鮮的なもの」を理解する可能性があると考えることができるのではないだろうか。

インタビューに答える彼らの姿から見えてきた

ことは、日本で彼らが行なってきた活動、そして今後も続く活動を彼ら自身が肯定するという姿勢であった。だがそれは長い道のりの結果、最終的には日本人であることを受け入れたということの意味するのではないだろう。そうではなくて、日本人であるか朝鮮人であるかという二者択一の問題を越えた場所において出された、「わたしは誰？」という問いに対する答えであるように思われる。もちろんこれも私の推測に過ぎないものではあるが、しかしこのような理解は私にとってとても有意義なものである。なぜなら私自身もこれまでは朝鮮人か日本人かという区別でしか在日コリアンの人々を見ることができないでいたからである。彼らの語りや歌を聴いて気づかされたことは、彼らが自分自身の言葉そして自分自身の演奏によって、自分の中にある「朝鮮的なもの」を理解し、それを表現しているということである。「わたしは誰？」の問いに「語り」や「演奏」によって答える姿は、単に在日コリアンのみならず、自分自身の存在について迷い、悩んでいる多くの人たちに勇気を与えるものであるように思えた。

キルチャビ

「アリラン峠を越えていく—在日コリアン音楽の今」を鑑賞して

光川眞翔（大谷大学）

高正子先生が製作に携わられた「アリラン峠を越えていく——在日コリアン音楽の今」を鑑賞する機会をいただいた。あっという間の76分であったにもかかわらず、様々な余韻を胸に残すドキュメンタリーであった。また、生きづらさをもたらす日本の社会とは何なのか。その社会を構成する一人である私は、今までどのように歴史や社会と向き合ってきたのかなど、多くの問いかけをいただいた。

この作品で初めてパンソリやコリアンの伝統音楽にふれることができた。と同時に、在日コリアンの方々にとってパンソリや伝統音楽がいわゆる「民族の伝統音楽」にとどまらない意味があることも知った。出演されていた在日コリアンの方々もパンソリや伝統音楽をとおして、自身のルーツをたどり、それぞれ異なった境遇のなかで、その人の音楽あるいは自分自身を獲得していく姿が印象深い。「アリラン峠を超えていく」という題が象徴的に示しているように、それぞれが抱えている峠を超えていく物語が映し出されている。

インタビューでは、ときどき次の言葉を考えている姿が映し出されている。その沈黙には語りきれない言葉が内包されていて、かえって言葉以上のものがそこから伝わってくる。どれだけの葛藤とともに今まで歩んできたのか——。本編からやむを得なくカットされたインタビューが数多くあることを思うと、選ばれた言葉はより一層その重さを増してくる。

ドキュメンタリー冒頭に、「アリラン峠 それは

はざまに生きる在日コリアンの象徴」という言葉が投げかけられる。〈はざま〉とは、物と物の小さなすき間をあらわし、「どちらでもあり、どちらでもない」ということを意味している。物事のあいだで揺れ動かなければならない複雑な心境が、〈はざま〉という言葉には凝縮されている。また、ある方が「本国の音楽に近づけていくこととは違う」と語られていたように、本国に近似させればいいのかといえそうでもない。朝鮮と日本のどちらかではなく、〈はざま〉に生きる在日コリアンだからこそ出せる音がある。〈はざま〉に生きてきた者にしか出せない音の深みがあるということであろう。

この「はざまに生きる」という言葉は、「真宗学」という親鸞思想を研究している私の課題と重なりあい、共鳴するものであった。それは私が常に〈はざま〉で揺れ動き、悩み葛藤する自分をどのように生きるのかという問題を抱えているからである。親鸞思想の特徴の一つに「転じて成る」という考え方がある。私は〈はざま〉から生み出される苦悩や悲しみが、人生において意味あるものとして転じられていくことを親鸞から教わった。親鸞の思想は、現代においては人生における悲しみや苦しみ、あるいは葛藤という行き詰まりを生きる力に転じていく道があることを示唆している。

ドキュメンタリー終盤に、ある言葉が引き出される。在日コリアンが伝統音楽をする「意味づけ」についてである。「やっている意味を考えながら生きていくのは大変です。意味づけがしんどいとき

もある。けど意味づけを忘れたわけではない。こうしなきゃいけないという考えにおしつぶされそうになる」(取意)。意味づけによっては原動力となることもある一面、またそれに縛られていくこともある。人生には意味づけしてもなお、そこで終わらない問題を抱えている。この言葉には、絶えず問いを持ち考えつづけていくことの重要性が示されていた。

人は多くの〈はざま〉を生き、その〈はざま〉に

葛藤する。しかし、その〈はざま〉がかえって自分自身とは何者なのか、という「問い」に立たせる。その問いは誰もが終生抱えながら生きていかざるを得ないが、またその問いが生涯を歩む原動力ともなる。その揺らぎのなかを生きていく——。「アリラン峠を越えていく—在日コリアン音楽の今」は、私たちが抱える人生の問題を考える「今」をも伝えてくれている。

キルチャビ

石綿被害者と在日同胞労働者 —大阪府泉南市—

姜健栄（大同クリニック）

最近、原一男監督の映画「ニッポン国 VS 泉南石綿村」が話題を呼んでいる。朝日新聞にも 2018 年だけで三度も石綿被害者や裁判闘争に関する記事が掲載された。この映画に現れる在日同胞は約 6 人であり、泉南市の同胞石綿労働者の中、約 9 人が石綿による疾患で死亡している。2010 年以降、石綿被害による同胞死亡者数はさらに増えていると考えられる。

筆者はかつて、大阪府南部に位置する泉南市に近い堺市の国立近畿中央病院で 8 年間勤務した経歴があり、当時、ここは日本全国で石綿肺患者を最も多く診療していた国立病院であった。瀬良好澄院長を中心に、筆者も院長の指示のもとで、結核患者以外に石綿肺患者の外来や入院を一部担当していた。そして「石綿肺に合併した胸膜中皮腫の 1 例」を医学誌に発表したのが、この症例が日本での第 1 例となった。

泉南市へは、筆者は何度も往診に行き、約 65 箇所もある泉南市の石綿工場へ調査に出かけた。ことに私の入院患者でもあった在日同胞老人の家に往診に行き、診療を行っていた。

当時の石綿肺の専門医として体験したことや泉南村石綿工場には在日同胞が多かったこと、さらに「石綿肺と悪性腫瘍合併」についても皆様に報告したいと思う。

石綿が発癌性の有害粉じんであることを、全社会に知れ渡ったのは、2005 年 6 月 29 日のマスコミによる「クボタ騒動」以来である。尼崎の大手

石綿製造工場「クボタ」が、自社で働いていた従業員や退職者 79 人が石綿が原因で肺癌や中皮腫で死亡したことを新聞紙上で公表した。大阪泉南地域に石綿産業が創業されたのは 1870 年代であり、有余 137 年が経過した。しかし、今、大阪泉南の石綿企業は 2005 年を持って最後の 1 社が廃業した。今回は 2008 年～2010 年度の石綿による癌発生数と住民による国家賠償訴訟裁判の結果などについて調査を行った。

1) 石綿の用途

石綿は、耐熱、耐圧、絶縁性、耐酸および繊維性の特徴を融資、石綿スレートおよび保温材などの防火用材、絶縁体、充填材、建材などとして用いられた。また自動車のブレーキライニング、クラッチフエシングなど約 3,000 種類におよぶ広範な用途がある。

2) 石綿による疾患

石綿の吸引による肺は「びまん性繊維増殖」をきたして石綿肺となる。その特徴は間質性肺炎としてレントゲンや CT で確認できる。職業上アスベスト粉じんを 10 年以上吸入した労働者に起こるとされる。潜伏期間は 15～20 年といわれ、石綿曝露をやめた後でも進行する。他のじん肺（ア

ルミ肺を除く）と異なり石綿肺は肺変化の多くが両中下肺野に現われる。

臨床症状として初期はほとんど症状がない。進展すると呼吸困難、咳嗽、心悸亢進、胸痛、体重減少などが起こり、重症になると太鼓バチ状指、チアノーゼなどを認める。一般にX線像で異常が軽度であるにも拘らず、肺機能の異常を認める者が多い点も珪肺等と趣を異にする。

悪性中皮腫は石綿曝露の指標となる腫瘍（Signal Tumor）といわれる。中皮腫の発生は石綿肺と異なり、少量の低濃度曝露でも約30年後に発生する。石綿曝露歴があり、原因不明の胸水や頑固な胸痛、胸部X線写真に胸水貯留の異常陰影を見たら、膿胸以外に中皮腫を疑うべきである。

2010年度の中皮腫死亡数は1,209人（男1,014、女195）で、都道府県別では兵庫県が最多で122人、大阪府121人、東京都101人、神奈川県82、福岡県63人となっている。2010年度の中皮腫死亡数は、2009年度の中皮腫死亡数1,156人より53人多い。

2010年度の石綿による全国の労災請求数は1,142件（前年度1,174件）となっている。前年度との比較では、32件減少（2.8%減）となった。このうち、肺癌が509件（前年度540件）、中皮腫が552件（同571件）。前年度との比較では肺癌が31件の減少、中皮腫が19件の減少となっている。

次に、2010年度の決定件数をみると全体で994件（前年度1,071）と77件（7.7%減）の減少となった。肺癌と中皮腫の別では、肺癌が495件（業務上認424件）、中皮腫が527件（同498件）となっている。

2006年度の肺癌・中皮腫認定件数が最も多く、2007年度は減少したが、2008年度には増加し、2010年度にはやや減少している。しかし、2006年から5年連続で毎年1,000件を超えている。（表1. 省略）

1970年代前半、大阪府泉南地方には石綿紡織工場が65社が操業し、隣接の阪南市を入ると石綿労働者は約2,000人に達していた。当時、筆者が勤務していた堺市、国立近畿中央病院に入院した

石綿肺患者は石綿粉塵を大量吸入し、重症の肺線維症を起して、呼吸不全で死亡した患者が多かった。

2005年2月の調査で、大阪府下で特定粉塵（石綿）届出工場（廃業・使用中止を除く）は14社に減り、阪南市4、大阪市3、泉南市1、等となっていたが、泉南市の1社も2年前に廃業した。（大阪府環境指導室発表）

3. じん肺症例の肺癌および中皮腫合併率

石綿肺患者の肺癌合併率は国立近畿中央病院の症例（1955～1988.12）では、じん肺1,274例中、石綿肺208例の肺癌合併率19.2%（40例）であるのに対し、珪肺880例は9.8%（86例）であった。石綿肺癌40例の中には悪性中皮腫3例が含まれている。1970-80年代の当時はまだ中皮腫が多くなかった。しかしその後、同病院のデーターは次の通りである。

近畿中央胸部疾患センター（旧国立近畿中央病院）のデーターによると（表2）、2000～2011年の中皮腫は88例で、いずれも胸膜中皮腫。年齢43～86歳、男79名、女9名。2006年～2009年の中皮腫13例（67～83歳）に対し、2010年～2011年（表3.）の中皮腫4例（60～70歳）は少ない。（林清二院長提供）

表2 最近の中皮腫症例（2000～2011年）

中皮腫	88例	胸膜中皮腫	88例、	腹膜中皮腫	0例
年齢および性別		43～86歳	男79名、		
		女	9名		
病理組織型	上皮型 22例、肉腫型 9例	両相	27例、分別	他	
		不能	23例		
アスベスト職歴	取り扱い職歴	20人（22.7%）			
	他の粉じん吸入歴	11人（12.5%）			
	職歴なし不明	30人（34.1%）			
		不詳27人（30.7%）			

近畿中央胸部疾患センター
（旧国立近畿中央病院）

4. 胸膜中皮腫症例と歯科検査技師の石綿肺

症例 1. 胸膜中皮腫

65 歳男性 断熱材加工の経営者

職業歴 : 白石綿 20 年、青石綿 4 年、白石綿
およびガラス繊維 5 年と約 29 年間
各種石綿粉じん曝露された。
1972 年 5 月入院、1972 年 7 月死亡。

肺機能検査 : % FVC61.5%、1 秒率 74.1% と拘束
性換気障害の像を示した。

胸部 X 線所見 : 右上中野にかけて縦隔に接して
6x4cm 大、右中野外側壁に近く
2.5cm 大の均等な陰影を認める。
部検により腫瘍組織は多様性の胸
膜中皮腫と診断された。本症例は
本邦第 1 例の胸膜中皮腫であっ
た。

症例 2. 胸膜中皮腫

77 歳男性、コンクリート製水道管製造に勤務、兵
庫県クボタ鉄鋼恩加島工場

胸膜中皮腫と診断され、2005 年 9 月 7 日、近畿中
央胸部疾患センターで死亡。

CT ガイド下生検 : leiomyosarcoma

同標本の免疫染色 : mesothelioma, sarcomatoid type

Tumor Marker 値 :

2005.6.20. CEA 7.4, CYFRA 9.5

2005.7.13. CEA 9.4, CYFRA 58.8

近畿中央胸部疾患センター林院長提供
(旧国立近畿中央病院)

症例 3. 胸膜中皮腫

73 歳 男性、建設業

2006 年 2 月、胸痛を訴えて来院、胸部 X 線写真で
右胸水を指摘された。胸部疾患病院で胸膜生検を
行い、血性胸水あり、悪性胸膜中皮腫と診断され
た。2006 年 10 月初旬に死亡。

職業歴 : 15 歳から建設現場の作業に従事し、同環

境の下で 60 歳頃まで働いた建設会社経
営者。Spo₂ 90 ~ 95%、在宅酸素療法実
施。

腫瘍マーカー : CEA0.9 ng/ml (正 常 5.0 以下)、
TPA520 ng/L (70 以下)、NSE19.9
ng/L (10.0 以下)、シフラー 21-1
35.4 ng/L (2.8 以下)。CEA は正常
値以下で腫瘍マーカーはいずれも
高値を示した。Spo₂ 95%、拘束性
換気障害、石綿肺Ⅱ型。

症例 4. 歯科技工士

石綿肺、気管支喘息、肺気腫による COPD

男 76 歳、

職歴 : 35 年間 歯科技工士

タバコ 20 本/日、(20 ~ 45 歳)

太鼓ばち状指 (Clubbed Finger)

肺機能検査 :

FVC 2.27 L 72%

FEV1 0.8 L 38%

Index 25.6%、混合型 (Combined) 肺
機能障害

1990 年代の歯科技工士たちは、過酷で低賃金の
労働環境に置かれていた。劣悪な設備で、プラス
チックや金属粉塵、石綿、焼燃ガスを長年吸引す
るため、肺疾患が非常に多く、肺癌も一般より多
いことがわかった、肺 X 線画像で珪肺と石綿肺所
見を示し、じん肺 4 型の症例もある。本症例も胸
部 X 線写真で石綿肺と珪肺の所見を示した。

5. 泉南訴訟による国家賠償裁判

2006 年 5 月、大阪府泉南地域の石綿紡績工場の
元労働者や周辺住民ら 29 人が、弁護士を立てて石
綿肺や肺癌などになったのは、国が石綿の規制を
怠ったのが原因だとして、国に計 9 億 4000 万円の
賠償を求めた訴訟を起こした。2010 年 5 月 19 日、
大阪地裁は国の不作為を認定し、26 人へ総額 4 億

3500 万円の賠償を認めた判決を下した。勝訴したのは 26 人で賠償額は 1 人あたり約 440 万～680 万円であった。29 人のうち「近隣暴露」の被害者としての周辺住民 3 人は除外された。

しかし、泉南石綿訴訟に対し、国の「不作為責任」を認めた大阪地裁の判決を政府は 2010 年 6 月 1 日、不服として控訴している。泉南市にある市民の会代表は柚岡一禎氏である。

泉南の石綿訴訟の原告・弁護団は早期解決を求める要望書を当時の首相に送った。

6. 石綿被害の救済

石綿工場で働き石綿疾患になった場合、労災保険法に基づき、休業補償や医療費などが給付される。死亡した場合、遺族年金も出る、2006 年 3 月施行の石綿救済法では医療費と療養手当（月給 10 万円）、死亡した場合、遺族に葬祭料（約 20 万円）が給付される。対象疾患は中皮腫と肺癌のみで、石綿肺等や工場の周辺住民は対象外である。一方、中央環境審議会は 2010 年 5 月、重症の石綿とびまん性胸膜肥厚も対象に加えるよう政府に答申した。そこで 2010 年 7 月より重症の石綿肺とびまん性胸膜肥厚が石綿救済法に追加されることになる。表 6. には石綿被害補償と救済制度の法成立を示した。石綿新法の改正が 2012 年 3 月 27 日までであったが、さらに 2022 年 3 月 7 日まで延期された。

表 3. 日本の石綿被害補償と救済

労災補償と救済	
法律施行例	1998 年 2 月 9 日
法改正	2008 年 6 月
石綿救済法（石綿新法）と救済	
救済法律	2006 年 3 月 27 日
新法改正案	2008 年 5 月 29 日
新法改正	2012 年 3 月 27 日まで
改正石綿健康被害救済法	2011 年 8 月 30 日
更に延期	2022 年 3 月 27 日まで

7. 石綿病変 2 割が発見される

環境省は 2010 年 7 月 5 日、2006～2009 年に石綿工場周辺住民を調査し、工場の周辺に住み、工場で働いたことのない人々のうち約 2 割（352 人／1669 人）に「胸膜ブランク」が見つかったと公表した。調査対象は大阪府泉南地域、兵庫県尼崎市、横浜市鶴見区など全国 7 地域である。今回は希望者 3648 人に検診を行ったが、環境省は今年度からこの 7 地域で新たに 8800 人を 5 年間追跡調査する考えだという。（表 4）

表 4. 周辺住民の石綿病変検診（2006～2009 年）

対象者	調査地域
3648 人	大阪府泉南地域、兵庫県尼崎市、横浜市鶴見区ほか全国 7 地域
1669 人（石綿工場で働かず） 胸膜ブランクの陽性率	
	21.1%（352 人／1669 人）

環境省、2010.7.5. 公表

8. 今後の予測

石綿による健康被害は拡大しつつあり、肺癌と中皮腫の労災認定数が、2000 年前後は年 40～50 件だったのが、2006 年度以降は 1,000 件以上になった。一時減少したように思えたが 2008 年度は 1,063 件と増加している。2004 年に石綿の使用禁止となったが、石綿は今も各地のビルや学校などに残っている。2010 年 4 月には学校建物での石綿被害が初めて明らかになった。2002 年に中皮腫で死亡した教諭（当時 56 歳）が体育館の天井に吹き付けられた石綿が原因として公務災害と認められた。石綿対策が不十分な船舶修理工場で働かされた中皮腫になった大阪市の元作業員が造船会社に 3,300 万円の損害賠償を求める訴訟を大阪地裁に起こし係争中である。

石綿関連疾病は潜伏期間が長く、平均して中皮腫は 40 年、肺癌 30 年、石綿肺は 10 年とされる。

日本国内で使用される石綿は全量が輸入で、そのピークは1970年の35万tであり、この状態が1989年まで続いた。

将来の予測では中皮腫による死者数は2020年前後まで増え続け、2030年頃には2008年の5倍に近い4500人になると推定されている。韓国のPeakは2045年頃である。韓国忠清南道洪城郡には日帝時代からの石綿鉱山がある。2030年頃から米国や豪州のように中皮腫は減少していくと予測されている。(表5.)

ある国会議員は東京、横浜両地裁で係争中の「首都圏アスベスト集団訴訟」などをあげ、「国の敗訴が続けば、救済を求める声はさらに広がり、その補償額は想像もつかなくなる」と政治解決の難しさを指摘している。

石綿を原因とする肺癌も、喫煙などと区別がつきにくい。肺癌の労災認定者は中皮腫より少ないが、実際は認定数の2倍以上の患者がいると推定されている。肺のX線画像だけで診断が難しい場合、約5gの肺組織を採取して検査するが、それ自体が体への大きな負担となり検査を見送られ、原因が未確認のまま死亡する患者も多い。また、時には、特発性肺線維症（IPF）と石綿肺との鑑別が困難な場合がある。今後、腫瘍マーカーをはじめ、簡便でより正確な診断法が求められるが、最近順天堂大学で中皮腫発生前に血液で診断する方法が報告されている。

最近、一人社長の石綿小工場での労働者にも、労

災認定がなされようとしている。

表 5. 石綿産業と中皮腫発生の Peak 予想

	石綿産業の成長期	石綿産業の Peak	中皮腫発生の上昇期	石綿使用禁止	中皮腫の Peak
日本	1960's	1974	2000's	2004	2030
韓国	1970's	1990's	2010's	2009	2045
豪州	1970's	1970-1979	1970-1985	2003	2020
米国	1960's	1950-1973	1980's	1986	1993'

「泉南地域の石綿被害と市民の会」は「大阪・泉南アスベスト国賠訴訟」を起こし、2014年10月9日、最高裁で勝訴した。また、資料館が「アトリエ泉南石綿の館」として泉南市に2019年4月20日、完成の予定となっている。

参考文献

- 1) 瀬良好澄、姜健栄：「鉱物性じん肺」『新内科学体系、呼吸器疾患Ⅲ b』中山書店、1979.3.23.
- 2) 姜健栄：『アスベスト公害と癌発症』朱鳥社、2006.
- 3) 永尾俊彦：日本の「最底辺」で生きた人々．（アスベスト被害を歩く）週刊金曜日 2008.5.30.（704号）
- 4) Kang, KY., and Yamamura, Y.: Antinuclear factor in pneumoconiosis. (letter), New Eng. J. Med., 288: 164, 1973.
- 5) Kang, K.Y. and Salvaggio, J.: Effect of Asbestos and Beryllium on Release of Alveolar Macrophage Enzymes. Arch. Environ. Health, 34: 133-140, 1979.

(2019. 3. 25.)

書評

鄭栄鎮『在日朝鮮人アイデンティティの変容と揺らぎ―「民族」の想像／創造』

〔法律文化社、2018〕

伊地知紀子（大阪市立大学）

最近、在日朝鮮人による運動史を出版した、あるいは準備中という話を聞く。いずれも各団体単位の歴史である。私自身、在日朝鮮人の歴史と生活を学ぶ者として、より包括的な在日朝鮮人の運動史を読みたいと思ってきた。その思いを一定叶えてくれる書籍が登場した。本書である。本書は、筆者である鄭栄鎮さんが「序章」で断っているように、運動史そのものを扱うのではない。それゆえ先に「一定叶えてくれる」と記したには訳がある。本書はタイトルから予想するにはやや困難が伴うが、在日朝鮮人運動史におけるアイデンティティ言説の変遷を精査した力作なのである。

在日朝鮮人の運動史というと、どの団体に関わったのかによって思い浮かぶ人びとの顔ぶれ、場面、組織図は異なるだろう。それぐらい、在日朝鮮人の運動団体は多様に存在してきた。把握できる限りの各団体の概要については、国際高麗学会日本支部『在日コリアン辞典』編集委員会『在日コリアン辞典』（明石書店、2010）を繰っていただくことにして、本書の特徴を述べておこう。

本書が在日朝鮮人の運動史ではない理由は、在日朝鮮人であることを自明の前提としない、という姿勢による。つまり、在日朝鮮人であるという言明がなぜ必要とされ、誰によって担われ、どのように用いられてきたのか、という諸相を解放後の象徴的なトピックを時系列で振り返りながら考察することによって、言明の構築過程を検証していくのである。歴史的に存在してきた各運動団体は、血縁的系譜的關係により朝鮮人であることを

自明の前提として活動を展開してきた。「誰が朝鮮人であることをどうやって証明するのか」という問いに対して、「血縁およびルーツがあるからと答える」という定式に従えば納得が成立するということである。ところが、これらが擬制であることは学術的には自明である。鄭栄鎮さんは、自らも運動に身を置くなかで、この運動言説に違和感を感じたことが本書の発端としてあるようだ。こうした違和感を述べると、「それは日本で生まれた二世だから仕方がない」という人もいる。「言葉と文化を学ぶこと確認できる」という説明もある。

しかし、鄭栄鎮さんの問いは「朝鮮人は朝鮮人としてうまれるのではなく、朝鮮人になるのではないか」（p.182）である。つまり、「在日朝鮮人」言説の生成と変容を読み解くということが本書の問いなのである。この問いを読んで思い出した会話がある。20年ほど前、とある研究会で「在日は世代が進むなかで民族意識が希薄になり日本人に同化する可能性が高まっている。それが問題だ」という発言があった。これに対して、「同化するという捉え方には、そもそも個人の中に同化されるに値する本質があるという前提に立っている。では、日本人と朝鮮人の親の間に生まれた子供については、どう捉えれば良いのか」という疑問が投げかけられたのである。問われた側は当時答えに窮していたことを覚えている。

実は、歴史的な迫害や戦争、近代においては植民地支配、加えて国民国家建設といった大規模な社会変動のなかでマイノリティとなった人びとの

アイデンティティについては、文化人類学や社会学のなかで議論が蓄積されてきた。エスニシティをキーワードとして、大きくは本質主義と構築主義という立場の間で論争が重ねられてきた。本書で検証している「血統」や「民族」、あるいは「国籍」にまつわる言説は、この図式に落とし込んで分析できるものだ。では、ここで本書の内容を概観しておこう。

各章紹介

序章 本書の視角

第1章 在日朝鮮人はいかに自己を規定し、呼ぼうとするの

—「在日朝鮮人」「在日韓国人」「在日コリアン」「在日」

第2章 朝鮮に対するコンプレックス—北朝鮮「帰国」をめぐる

第3章 朝鮮人でなくされた朝鮮人—金嬉老事件と在日朝鮮人の「民族」

第4章 自らの民族性をとりもどす闘い—反差別闘争と「民族性」の堅持

第5章 日本でしか生活しえない存在—一定住化と指紋押捺拒否運動

第6章 最も身近な外国人—国籍条項撤廃運動をめぐる

第7章 「コリア系日本人」という衣装に着替える時代

—日本国籍取得論争をめぐる

終章 在日朝鮮人を「在日朝鮮人」たらしめるのは何か

序章においては、上記した問題意識が述べられ、これを受けた各章が続く。第1章では、本書で検討する対象である、1945年以降の在日朝鮮人のカテゴリー名称の変遷を考察している。その生成過程は当然、権力構造に規定されており、意味付与の内実は時代とともに変遷するが構造そのものは変わらない。そのことを指摘したうえで、鄭栄鎮さんは「血縁的系譜的關係をも疑っている」と宣言する。

第2章では、1950年代末の在日朝鮮人の北朝鮮帰国運動をめぐる、日本人と在日朝鮮人による北朝鮮の描き方とその影響を分析している。生活の活路を北朝鮮に見いだすにあたり、「朝鮮」という言葉への意味付与が否定から肯定に変わる節目を立てる必要があった。この部分を担った言説を扱っている。

第3章では、1960年代末に起きた「金嬉老事件」への共感と嫌悪を、在日朝鮮人の「民族」を映し出す表と裏として読み解き、在日朝鮮人として生きるにあたって確立すべき「民族」像が固定化されてきた時期と位置付ける。

第4章では、1970年代以降日本への定着が現実となったとされる在日朝鮮人の権利獲得運動を対象とし、部落差別運動との関係、日本人の立場に言及したうえで、民族差別撤廃運動が抱かざるをえない集団の画定と内部の画一化を指摘している。

第5章では、前章とは異なり、「たった一人の反乱」として知られる1980年代の指紋押捺拒否運動に焦点をあてる。この運動が従前のものと異なるのは、組織ではなく個人が始めたということ、加えて在日朝鮮人が日本社会の「市民」あるいは「住民」であるという立脚点を明確にしたところにある。第4章で取り上げた権利獲得運動と本章の事例は、前者が在日朝鮮人の生活権拡充が課題であり組織運動であったが、後者は日本社会の制度にとどまらず連帯のあり方そのものの変革を求める個々人の運動であったところに違いがある。同じ社会の住民でありながら、在日朝鮮人のみ犯罪者扱いする指紋押捺を義務付けた社会のあり方を全住民で変革しようとする運動であった。

第6章では、1990年代にピークを迎えた国籍条項撤廃運動を取り上げ、日本における「公権力の行使又は公の意思の形成」への参加をめぐる行政側の論理と運動言説との攻防を読み解きながら、運動の成果は生み出されたものの、他方で「公」にかかる議論が展開されることはなかったという限界を示している。

第7章では、日本を生活の根拠地とする在日朝

鮮人が社会参画していくにあたり、1960年代末からすでに選択肢として日本国籍取得を提示してきた事例を紹介しながら、根底に存在する「アイデンティティと帰属のズレ」への違和感、つまり「単一的アイデンティティへの肯定感」に対して、自身の疑問を呈している。

終章では、文化人類学で活用されていた「戦略の本質主義」を採用しながら、運動言説そのものが時代のなかで変容せざるをえず、必要に応じて主体形成を求められたと指摘し、今後は「これまでの定義に囚われない新たな『在日朝鮮人』」を言説化すべきではないかと提案する。そこでは、「日本人」もまた問いの対象に含まれる。

* * *

以上が、本書の概要である。従来の在日朝鮮人に関する研究では、本書が各章で取り上げた事例ごとにトピック化しその歴史的な位置づけや運動的意義、日本社会における問題性などが検討されてきた。しかし、本書はこれらを時系列に振り返り主体を形成してきた言説を分析することで、時代ごとの「在日朝鮮人」像を相対化している。もちろん、従来の構築主義者がはまりがちであった虚無感に陥ってはいない。それは、鄭栄鎮さん自身が一つの運動体に身を置いてきたからこそ、次の作法を考えるからなのかもしれない。

主体化の必要性を認めつつ、柔軟なアイデンティティ形成の可能性を追求するという、運動史を扱いながらのこの距離の取り方はなかなか舵取りが難しいだけに、そこに取り組んだ本書が世に出たことは大変意義深い。さらに、通史的に在日朝鮮人の運動史言説を分析する手法をとることにより、運動史を概観でき、在日朝鮮人についてこれから学ぶ者にとって非常に参考になるだけではなく、すでに学んできた私のような者にとっても大変有難い書物なのである。そこで、少し注文を出してみたい。

私自身が長年在日朝鮮人について学んできたので、本書を読んでも内容や語彙選択に馴染みがあり勉強になるところも多々あった。しかし、本書は外延をどこまで広げているのだろうかという懸念

が他方であった。それは、主たる読者を在日朝鮮人でかつ運動に携わっている人を意識的にか無意識的にか念頭に置いてまとめたのではないのだろうか、という気がかりである。例えば、在日朝鮮人の運動史をあまり知らない者が読むと、様々な在日朝鮮人にかかる団体のなかで、民闘連やトッカビがどのような位置にあるのかわからないといった心配をしてしまうのである。

また、「外国人」という表現についてもかなり躓いた。本書は、立脚点を「朝鮮人になる」というところに置き、「日本人」も含めて民族や国籍を構築主義から捉え、戦略の本質主義の必要性も認めつつ、新たなアイデンティティ形成の地平を模索するという構成を採っている。ただ、論を展開していくなかで、在日朝鮮人は誰を指すのかと考えながら読んでみると、外国籍者として制度によって規定される側面と意識による側面とが混同して論じられているところが見受けられる。例えば、国籍条項撤廃運動において問題となるのは国籍である。そこで「外国人」という表現を混入すると、日本国籍を有する在日朝鮮人はどう論じられるのだろうかと考えてしまう。構築主義の立場をとる場合、主観によるアイデンティティ形成は折り込み済みであるので、国籍の有無に関わらず自身を在日朝鮮人と捉えるという立場にも目配りが必要となる。この点について、ややブレがあるように感じた。「外国人」という表現の揺れは、「常識知」という語彙を用いる点についてもある。

「常識知」という単語は、専門用語ではないが、本書においてはキーワードの一つとして再三登場する。狙いは、「日本人」であること、「朝鮮人」であることを支えている知を意味することにあるのだが、やはり事前に概念としての説明が欲しいところだ。

また、本書全体を見渡して思うところは、隣接研究との関係である。概要紹介の前に触れたが、こうしたアイデンティティ形成にかかる議論は、エスニシティやディアスポラをキーワードとしてかなりの理論的蓄積がある。終章で数点言及しているけれど、鄭栄鎮さんが本書で目指した流動的な

アイデンティティの可能性の議論が、定型化されがちな運動言説の変容を考察したうえで、どのような汎用性を有するのか、知りたいところである。この点について、在日朝鮮人にとどまらない先行

研究の蓄積と合わせて検討する部分が加わることにより、他なる主体形成をめぐる研究とのつながりへと広がるのではないだろうか。

書評

梁聖宗・金良淑・伊地知紀子（編著）『済州島を知るための 55 章』

〔明石書店、2018 年〕

鄭栄鎭（大阪市立大学）

明石書店が発行する『エリア・スタディーズ』は、第一線の研究者たちの執筆によって、世界各国・地域の歴史や現況等のトピックを、手軽にもかかわらず充実した内容で紹介するシリーズである。評者も、各国・地域の歴史等を知るためにまずはこれに頼ることも多い。このシリーズでこれまでに朝鮮半島をテーマにしたものでは、「現代韓国」「韓国の暮らしと文化」「韓国の歴史」「北朝鮮」が各出版されているが、新たに「済州島」がシリーズの 166 番目に加わった。朝鮮半島の一地域である済州島が独立して加わるということは、それだけ、朝鮮半島本土とは異なる済州島の風習・文化等の独自性があり、かつ、済州島研究の蓄積が豊富であることのあらわれであろう。

本書は、「漢拏山の裾野に広がる豊かな自然、国家の枠組みにとらわれず東シナ海を縦横無尽に往来していた海民の文化や歴史、海女や牧畜、ミカン、観光産業のほか、朝鮮半島と日本の狭間にあって沖縄と共通する住民虐殺の歴史や基地問題を抱えながらも「平和の島」をめざす今日の歩み、古代から現在に至るまで続く日本との深いつながりなど、済州島の多彩な姿を紹介する入門書である」（p.4）とあるとおりに、済州島の多彩な姿を紹介している。

済州島出身の在日朝鮮人は多い。永野によれば、2007 年 12 月末現在での在日韓国・朝鮮籍の在日コリアン 59 万 3489 人のうち、済州島出身者は慶尚道について多く、16.1%の 9 万 5247 人である。さらに推計では、約 15 万人の済州島出身者が日本

に居住しており、その数は済州島人口の約 27%に該当するともいう〔永野 2010〕。

多くの済州島出身者が日本にいるのならば、その背景はまさしく多様であるにちがいないはずである。にもかかわらず、済州島出身者のバックボーンや「ルーツ」は、上記にあるような「現代韓国」や「北朝鮮」という、つまりは「国」というフィルターを通してでしか、まずは理解を深めていくほかなかったのではないだろうか。また、済州島そのものに対しては、「東洋のハワイ」といった言葉や、近年の韓流ドラマ・映画の撮影地といったものに代表されるような、観光地としての理解がほとんどであったと思われる。

もちろん、このような興味関心から済州島に関心を持つことや、済州島にルーツを持つ在日朝鮮人への理解を深めることをすべて否定すべきではない。しかしながら、あまりにも一面的な理解は、結果としてそれら対象への偏見を強めることにもつながりかねない。本書を通じて、済州島への理解が済州島ルーツの在日朝鮮人への理解へとつながってほしいところである。

さて、本書の構成は、「済州島の自然と風土」「基層文化と伝統社会」「済州島の歴史（古代から解放まで）」「日本と済州島」「4・3 事件と再生する島」「済州島の「再発見」」の全 6 部 55 章と 12 のコラムである。30 人にもわたる執筆者によって、これらは記述されている。そのなかでも、特筆すべきは「済州 4・3」に 1 部をあてていることではないだろうか。

近年、遺族や関係者等の血の滲むような努力によって、ここ日本でも「済州4・3」は知られるようになってきた。しかしながら、先に記したとおりに、済州島は「東洋のハワイ」といわれるような観光地として広く知られてきたのであり、現在もそのような理解がほとんどを占めている。たしかに、済州島を訪れると、まさしく風光明媚といえる景色や美食に囲まれ、この地で3万人もの島民が犠牲になった事件があったとは到底考えにくいのが正直なところである。恥ずかしながら、評者は幾度も済州島に墓参りにも行っていたにもかかわらず、「済州4・3」を知ったのは、わずか数年前のことである。その後、学校の教員、しかも、長く在日朝鮮人教育に携わってきた教員たちとで済州島研修旅行を組んだこともあるが、「済州4・3」を知る者は皆無であった。また、すでに亡くなってしまったが、評者の父は1947年頃に日本に渡ってきたと聞いていた。安定した生活を求めていると理解していたことが、「済州4・3」を知ることによって、推測ではあるものの、父の行動の背景には異なる意味があるのではとの思いに至ったものである。

このような現況を鑑みると、「済州4・3」が現在の済州島のみならず、在日朝鮮人に多大な影響をあたえたことを語り継ぐことは、済州島の多様な姿をあらわすだけにとどまらず、在日朝鮮人という存在の「政治的避難民」、すなわち「難民」ともいえる一面を知らしめることにもなる。一様な主体とされがちな在日朝鮮人の多様な側面や内面への理解をふかめるためにも、きわめて重要である。本書は、「4・3事件に関しては日本における研究の層の厚さを反映して、非常に充実した内容となっている（略）4・3事件の入門書としても読んでいただけるのではないか」（p.5）とあるとおり、済州4・3に関してはきわめて充実した内容となっている。済州島、そして「済州4・3」を知りたい人に、本書は自信を持っておすすめできる一冊である。

ただし、本書へは少なからず不満もある。近年の済州島についてである。ピークは過ぎたかもし

れないが、近年の済州島は中国資本の進出が著しい。中国からの観光客も多くを占めている。済州国際空港の出国ターミナルには、中国資本の企業による、中国からの投資移民を求める広告が多数掲げられ、空港免税店では中国のタバコしか売られていないこともあった。済州島出身の在日朝鮮人による、これまでの済州島への「貢献」が忘れ去られているかのようでもある。中国資本によるマンションやホテル等の開発・建設が土地価格の暴騰を招き、自然が破壊されつつもある。済州島の自然に惹かれた観光や開発がその自然を破壊するとはまったく笑えない皮肉ではあるが、これが済州島のおかれている現状である。評者の現地の友人は「土地を持っていない親をはじめて恨んだ」と笑いながら言ったことがあったが、いずれにしろ、近年の中国資本の進出が旧来のコミュニティの変動を招いているのではないだろうか。このような現況を、本書はコラムにてあつかってはいるが、ここはやはり、1章、もしくはそれ以上を割いて、よりていねいに紹介してほしいと感じる。

また、済州島各地には在日朝鮮人の寄贈等を顕彰する「功德碑」があるが、これについて本書ではほぼふれられていない。済州島において在日朝鮮人といった存在がいかに記憶・表象され、継承されているか、あるいは、済州島と在日朝鮮人の関係性を理解するには、「功德碑」は絶好の素材ではないかと評者は考えている。近年ではその研究も済州島ではすすみつつあるようだが、これについて、なんらかの記述がほしかったと感じる。無理強いかもしれないが、今後、改訂版が発行されることとなれば、以上はぜひとも章立てして加えてほしい。

なお、本書では、済州島民の「移動」の歴史が繰り返して述べられている。四方を海に囲まれた済州島では、「移動」は生きるために不可欠なものとならざるをえなかったであろう。しかしながら、歴史と移動が紐づけられることで、「移動」が済州島民の本質的傾向と捉えられかねない。ここは留意が必要かもしれない。

このような評者の不満はあるものの、それを差し引いても、本書は済州島を知るには充実した内容となっており、最良、かつ、自信を持っておすすめできる一冊である。本書の出版が済州島、済州島にルーツを持つ人たちへの多様な関心と理解へと結びつくことを、済州島にルーツがあるもの

の一人として、評者は願ってやまない。

(参考文献)

永野慎一郎、2010、「済州島社会経済発展への在日済州人の貢献」、永野慎一郎編『韓国の経済発展と在日韓国企業人の役割』、193-208、岩波書店

書評

張慶姫著『北朝鮮の博物館』 池貞姫・村上和弘・松永悦枝訳

〔同成社、2018年〕

高正子（神戸大非常勤講師）

本書のタイトル『北朝鮮の博物館』を最初に聞いた時、わたしはてっきり北の朝鮮民主主義人民共和国（以下、共和国）で出版された本を日本語に翻訳したと思った。「うわっ、翻訳者が大変だ」と思ったのが偽らざる感想だった。しかし、本書を手にして、それはいらぬ早合点であることがわかった。本書の著者は大韓民国（以下韓国）の韓端大学美術史専攻の張慶姫教授だったのだ。張教授は文化財委員をなさるほどで、文化財への造詣が深い方だ。そのせいか、本書に掲載された遺物の選択がとても面白い。それに、本書に掲載された遺物の写真がとても鮮明で、写真家が撮影したものであることは一目で分かる。これは北の政府の協力がなければとうていありえないと思った。事実、日本語版にむけての著者の文章には、本書が南北政府の良好な関係のなかで出版が可能であったと記されていた。

著者の張慶姫さんは共和国の博物館に興味をもち2000年から博物館通いをした。その成果として2008年には『平壤朝鮮中央歴史博物館』が韓国で出版され、好評を博した。この本をもとにより調査を進めて2010年本書の原作となる『北朝鮮の博物館』が韓国で刊行された。だが、この著の刊行と同時に韓国で政権交代が起これ、南北関係が悪化した。そのなかで本著は埋もれてしまったのだ。

ところが2012年、韓国で『平壤朝鮮中央歴史博物館』を偶然手にした愛媛大学東アジア古代鉄文化研究センター長の村上恭通の目にとまった。かれは、「それまで図面やモノクロ写真でしか見たこ

とがなかった図面や発掘出土品が高画質のカラー写真で紹介」されていたと、その時の感想を『北朝鮮の博物館』の「本書について」（P270）に記している。著者は韓端大の張慶姫さんだった。韓端大は愛媛大と交流協定校であったので、かれは日本に戻ってまず翻訳者の池貞姫さんに相談し、張慶姫さんを招聘して北の共和国の博物館事情について講演してもらい、その後に翻訳することが決まったそうだ。翻訳者は朝鮮語担当の池貞姫さん、民俗学の村上和弘さん、韓国考古学の松永悦枝さんの三人の研究者が当たり5年の歳月を要したという。本書を手にとると、長い期間にかけて遺物の名前をはじめ説明文などについて翻訳者たちの苦心が感じとれる。そこも、是非関心を持っていただきたい。

では、本書の構成について簡単に紹介しよう。まず、最初に北の共和国の博物館の基本的な知識としての沿革史、規模、所蔵品について、博物館の組織、展示などが簡潔に述べられている。とくに展示に関しては、展示館の環境が余りよくないので、絵画作品などは模写がかけられていて遺物は複製品が展示されているという博物館の状況の記述がある。展示品は歴史的な大枠を重視し、歴史軸が理解できるように教育的観点から配慮されている。著者は「イデオロギー的に分断されてはいても、民族的アイデンティティと歴史の同質性を確認する文化財を南北ともに受け入れている」（P25）と言う。そして、古朝鮮や渤海、高句麗、

高麗などが比較的充実しているが、百済や新羅などの内容は貧弱であるので、南北交流によって互いに欠けている所蔵品の貸与・展示などが行われることで、分断されてしまった歴史と文化をつなぎ合わせるという役割を担わなければならないとしている。

さらに、この一冊で共和国の博物館を北の端である「清津歴史博物館」から「海州歴史博物館」に至るまでの9つの地域博物館、つまり、「咸興歴史博物館」「江界歴史博物館」「元山歴史博物館」「新義州歴史博物館」「香山歴史博物館」「平城歴史博物館」「沙里院歴史博物館」、そして平壤と開城の博物館として「朝鮮中央歴史博物館」「朝鮮美術博物館」「朝鮮民俗博物館」「高麗博物館」の博物館が設置されている地域とあわせて13の博物館の展示品が紹介されている。著者が美術史を専攻しているだけあって、博物館の遺物の選択や説明文がとても面白いのだ。共和国に行ったことのないわたしは、本書によって北の博物館めぐりをしているような錯覚に陥るほど、この本を見ていると時間と空間をこえ共和国を見て回るような楽しさを味わうことができた。さらに、美術などに門外漢のわたしでも楽しめるように遺物のついでの説明がわかりやすいのだ。ページをめくるたびに新しい発見がある。また、ハングル表記の遺物の名前も楽しい。例えば、P128の棍棒頭という星形の石製品の武器であり、狩猟時の道具がある。この

ハングル名が「곤봉대가리(コンボンテガリ)」だ。곤봉は棍棒で대가리가動物の頭や長いものの頭部を指す固有語だ。このように名前に漢字語と固有語が混ざっている名が多い。他にも面白い名前がたくさんある。遺物も王族が使っていたものと言うより、地方の豪族が使っていたようなものが多く、現代でも通用しそうなデザインのものもある。絵画としては見ることが叶わない高句麗の壁画、朝鮮時代の誰もが知っている有名な画家たち(金弘道、申潤福、申師任堂など)の作品、植民地期の画家たち、いわゆる越北した画家たちの作品から南北を結ぶ民族の現代史が読み取れる。もちろん、現代朝鮮の画家たちの作品も紹介されている。全体的にイデオロギーや政治的なものではなく、文化財を通して民族の全体を感じることができるような作品の選択がなされている。他にも博物館の図録などにはない、朝鮮半島の時代区分やコラム、年表までも記されていて、文化財理解を助けるための朝鮮通史が挿入されるなどの工夫がみられる。

本書が学校や公共の図書館に置かれ、コリアンの子どもたちだけではなく日本人の子どもたちも手にできればと願う。本書を手にした子どもたちは、豊かな古の遺物を目にするすることで、東アジアに共通する歴史を感じ取ることができるだろう。そんな一冊になることを願っている。

書評

南玉瓊『第2のコリアン・ディアスポラ ― 中国朝鮮族の国内移動とコミュニティ形成』

〔創土社、2018年〕

今里 基（立命館大学大学院生）

在外同胞財団のホームページによれば、世界には約740万人の在外コリアンがいるとされている。その中でも特に中国朝鮮族（以下、朝鮮族とする）は、朝鮮語がかなりの割合で維持されてきたこと、また元々のルーツである朝鮮半島との地理的条件も手伝って1992年の中韓国交正常化後に一定数が大韓民国へ移動するという現象が生じているのは周知の通りである。また、これに関する論考は社会学や人類学において既に多く検討されている[e.g. 金永基 2007、鄭雅英 2008]。また、筆者も触れているが、朝鮮族の移動は中国国内でも生じており、移動先で彼らがどのような生活やコミュニティを築いているかも検討がなされてきた[e.g. 佐々木衛 2007、イエ・ドンゲン 2010]。しかし、それらは居住地からコミュニティへの移動のメカニズムへの着目やエスニックコミュニティが主体的に維持されていることに着目しているが、経済的側面ばかりに目が向かい、民族に対する愛着などエスニシティ自体をどう生かしているのかへの着目は見られなかった。そこで本書は朝鮮族の国内移動、それも居住地（本書では「伝統的居住地域」）と移動先（本書では「非伝統的居住地域」）の間の人的資源や経済的資源の循環システムによって言語や文化、アイデンティティの継承が行われていることを示したという点で意義のある研究である。以下、構成と内容について紹介する。

本書は、序章、第1章から第5章、終章で構成

されており、主に第2章から第5章で著者によるフィールドワークの成果が記述されている。

序章では、研究目的や用語の定義、理論的枠組みを示している。筆者によれば、移動先での朝鮮族による新たなコミュニティの形成・維持の内的メカニズムは長いあいだ明らかにされてこなかった。近年登場した朝鮮族の新たなコミュニティの形成・維持に関する研究は、彼らのコミュニティが国内的・国際的連携のもとにあることを明らかにしたものの、彼らがどのようにエスニシティを維持しているかの検討が弱いとする。その弱い原因を筆者は民族に対する愛着などを経済的な資源としてどのように活用しているかが先行研究で検討されてこなかったからだとする。そこで、彼らのコミュニティ形成の内的メカニズムを論じるうえで、筆者が独自につくりだしたモデルが「国内外の経済的資源・社会的資源の相互依存モデル」である。このモデルを筆者は「朝鮮族コミュニティ内部において、社会的資源と経済的資源が相互に転換しあい、相互依存的に相乗効果を発揮する状態（p.22）」だとする。その仕組みは、エスニック/ローカル（エスニックコミュニティ）、ナショナル（政府）、トランスナショナル/グローバル（海外）の三つの主体があり、この三つの中で循環が起きているという分析枠組みである。また、それは原始的特性重心論と用具論を援用しつつも、原始的愛着も考察することによって提示できるとしている。

第1章では、序章で区分した伝統的居住地域と

非伝統的居住地域を用いて、中国の少数民族に対する政策、朝鮮族の人口分布、構成などについて国家の統計資料を中心に朝鮮族の社会的位置を考察し、伝統的居住地域と非伝統的居住地域の社会状況の比較を行っている。

第2章は、非伝統的居住地域の朝鮮族コミュニティの事例に先だって、伝統的居住地域の事例としてハルビンの朝鮮族コミュニティを描写している。ハルビンでは朝鮮族に対する政府からの援助や民族保護などのナショナルな側面が経済面でも社会面でも強く重要な役割を果たしている一方で、社会的紐帯と経済的紐帯の相互転換が上手くいっていないこと、地理的にビジネスを行うのに制限が伴うこと、またナショナルな側面が強いゆえに韓国などとのグローバルな側面の連携がそれほどうまくいっていないことが明らかとなったとする。

第3章から第5章は、深圳、青島、燕郊鎮を事例に非伝統的居住地域のコミュニティの学校や経済団体、それらの間のつながりの考察を行なっている。第3章では、深圳を取り上げている。深圳の朝鮮族の移動は、深圳が経済特区であることに起因する。1980年代以降に日本企業や韓国企業が進出してきた結果、従来第一外国語として日本語を学んでいたこと、さらに中国語も朝鮮語もできることを活かして、多くの朝鮮族が移動したとされる。深圳の事例では、社会的紐帯として広東省朝鮮民族聯合会、経済的紐帯として OKTA（世界韓人貿易協会）深圳市支部を取り上げ、ローカルな側面において経済的紐帯が強く働き、筆者が主張する「国内外社会的資源・経済的資源相互依存モデル」における社会的資源（社会関係資本や経済活動の基礎となる人脈、言語、文化、礼儀作法など（p.23））と経済的資源（経済的団体が社会関係資本形成のために提供する資金や寄付される物品（p.23））の相互転換及び依存がなされている。他方で市政府などとのナショナルなつながりは弱いことが示される。また、グローバルな側面として韓国との経済的活動が活発であるが、朝鮮族の全日制学校がないことを理由に韓国との社会的資

源の交換はなされていないことが指摘される。

第4章では、青島を取り上げている。青島は伝統的居住地域以外で朝鮮族が最も多く居住する地域であり、また韓国との地理的近さから韓国企業が多く進出している地域である。筆者は青島の朝鮮族の社会的紐帯は、①民族教育、②運動会などの交流事業、③民族系マスメディアなどから構成されているとし、特に民族教育に関してページを割いて記述している。そこでは特に韓国を意識した教育が行われている。経済的紐帯については青島市朝鮮族企業協会と OKTA 青島支部を事例としている。このうち前者は経済的紐帯と社会的紐帯を創出し、相互依存させ、相乗効果をもたらす機能があるとし、後者は朝鮮族が世界のコリアンと経済的に交流する機能を持ち、経済利益を生み出しながら「朝鮮族文化」の発展を推進させていることが明らかにされる。

第5章では、燕郊鎮を取り上げている。燕郊鎮の朝鮮族の特徴は複数ある。第一に、燕郊鎮そのものが北京の近郊にあり、従来から北京で国家机关に務めるエリート朝鮮族を中心とした集住地域があったものの、中韓国交正常化をきっかけに韓国企業が集まることで、韓国人相手の仕事が増加したこと。第二に、朝鮮族の若者が大学卒業後に北京の韓国企業に就職していること。第三に、北京五輪をきっかけに北京市内の地価が高騰した結果として、北京にいた朝鮮族が燕郊鎮に移り、さらに伝統的居住地域に居住していた彼らの両親も移り住むようになったことである。燕郊鎮の朝鮮族の社会的紐帯については京東朝鮮族経済文化発展聯合總會と三河市光大学校国際部・朝鮮語クラスを事例としている。前者は、従来存在していた企業家協会ではカバーできない企業家でない人も含め朝鮮族同士で交流できるようにするために設立されたもので、中国政府の認証も受け経済的紐帯を、また行事を通じて伝統的居住地域との社会的紐帯を維持している。後者は、経済的紐帯の役割を果たす三河京東企業家聯合会と OKTA 三河支部によって設立された。この学校は小学校から高校まであり、特に高校部には韓国の有名大学への

進学クラスもある。また朝鮮語の授業でも朝鮮語教育を意識しつつも「韓国語」も使いこなせることを企図した特徴がみられている。経済的紐帯に関しては前述した三河京東企業家联合会と OKTA 三河支部を事例とし、前者は朝鮮族だけでなく中国国内の他民族との交流も企図して活動しており、後者は世界のコリアン・ネットワークと中国の経済システムを接合することを企図した活動を行う。また両団体は前述の学校のように連携して経済的資源と社会的資源を相互依存させる役割を果たしている。

終章では、これらの事例を総括し、それぞれの都市の共通点や差異をまとめた上で、本書が示した複数拠点三層構造による「国内外社会的・経済的資源の相互依存モデル」の意義を主張し、国内及び国外にまたがる経済的資源や社会的資源がそれぞれ相互に依存しあい、相乗効果を発揮し、システムとして循環していることをオリジナリティとして結んでいる。

以下では、評者が研究しているコリアンマイノリティ及びエスニックアイデンティティに関する分野を中心に、コメントと批評を述べる。まず、筆者が本書で示した「国内外社会的・経済的資源の相互依存モデル」は、マルチサイトッドエスノグラフィという調査手法を用いて構想されている。この手法は人・物・資本・情報の移動を追って調査者も複数の場所でフィールドワークを行う手法である。筆者は各都市で約2週間ほど滞在し、聞き取りや参与観察を行っている。ただし、燕郊鎮の調査は1回のみ(p.28-29)であり、第4章で民族学校に関する記述の厚さに比して、やや記述が薄い。

また、本書では、朝鮮族の国内移動とそれに伴うネットワークがどのように機能しているかに重点が置かれている。それゆえ、本書では「韓国」という単語が頻出するものの、韓国との関係それ自体を取り上げたものとはなっていない。前述の通り、1992年の中韓国交正常化以降、韓国企業などが中国に進出するようになり、朝鮮族にとって韓国は切っても切れない関係となった。朝鮮族自身

も韓国に移動や出稼ぎするようになり、現在では筆者が言う「伝統的居住地域」から人口の半分以上が中国国内の他地域や韓国を含めた海外に流出している。本書では、先行研究が提示してきた朝鮮族の伝統的居住地域と非伝統的居住地域間のコミュニティの循環においてエスニシティ維持の努力の記述が足りないことを問題意識として出発したはずである。確かに筆者が提示しているモデルに沿って、両地域、あるいは韓国との相互循環が、各地域で強弱がありながらも、機能している点は読み取ることができた。その中でも非伝統的居住地域において、移動した朝鮮族が移動先において子供たち(第二世代)の民族教育に社会的紐帯及び経済的紐帯が投資を惜しまないことも理解することができた。ただ、そこで疑問を感じたのは朝鮮族にとって「朝鮮族」、「韓国」とは何なのだろうかということである。例えば第4章では、学校は教育として「朝鮮族文化」を育みながらも、第5章の事例で登場する学校は朝鮮語教育だけでなく韓国語も使いこなせることを視野に入れた教育を行っている。教育においては中国国民としてのナショナリティを持たせたり、朝鮮族であるというエスニックアイデンティティを意識づけるという記述も登場しているが、このモデルの中における「韓国」の位置づけ・重要性がどのようなものであるかが不明瞭である。「韓国」は彼らにとって仕事や「出稼ぎ」のためのビジネスのための場所なのだろうか。あるいはエスニックアイデンティティを維持するための象徴的な「本国」であるのだろうか。

加えて第二世代の教育という観点に言及すれば、在日コリアン研究でも民族教育は重要なテーマであり、特に言語の継承に重点が置かれてきた[e.g. 福岡安則・金明秀 1997]。しかし、現実には朝鮮学校などの民族学校や家庭で特に十分な言語教育を受けない限りは、言語の継承がうまくいっていない。実際、朝鮮語(韓国語)がしゃべれない者も多く存在する。朝鮮族の場合でも、本書で登場した民族学校などが移民先で民族文化や言語の継承に危機感を感じて設立されたことが読み取

れるが、設立からまだ歴史が浅いこともあり、どれほど言語の継承成功しているのかは記述されていない。この点が記述されれば、例えば日本の在日コリアンの民族教育における社会的紐帯や経済的紐帯に関する議論に、朝鮮族の事例から新たな視点を提示できるのではないだろうか。

いずれにしても、本書で紹介された朝鮮族の国内移動の結果としての伝統的居住地域と非伝統的居住地域の循環モデルは世界のコリアンを研究する上で意義のあるモデルであり、既に世界各地に点在するコリアン社会の中のネットワーク及び外国との間でどのような循環がおき、循環の結果としてどのような効果が生じているのかを検討するのに参考にされていくこととなるだろう。

参考文献

- イエ・ドンゲン (2010) 「エスニシティの資源化と都市エスニック・コミュニティの再構成——北京望京コリアタウンの朝鮮族社会的団体を中心に」『東北亜文化研究』 25 集、pp.531-547
- 金永基 (2007) 「第3章 国境を越える移動によるエスニック・アイデンティティの変化—韓国ソウル市中国朝鮮族の事例から—」 佐々木衛編『越境する移動とコミュニティの再構築』、pp.37-54
- 佐々木衛 (2007) 『越境する移動とコミュニティの再構築』 東方書店
- 鄭雅英 (2008) 「韓国の在外同胞移住労働者：中国朝鮮族労働者の受け入れ過程と現状分析」『立命館国際地域研究』 26、pp.77-96
- 福岡安則・金明秀 (1997) 『在日韓国人青年の生活と意識』 東京大学出版会

国際高麗学会日本支部

2018 年度

学会活動

◎国際高麗学会日本支部 第 22 回 学術大会

日 時：2018 年 6 月 10 日（日）

場 所：大阪教育大学 天王寺キャンパス

【午前の部】10：00 ～ 11：15 中央館

自由論題① 中央館 212 司会：総谷智雄 氏

1. 10：00 朴恩珠 氏（大阪女学院大学）

『副詞的連用語尾につく「만」について —「V1（어・아）+V2」型動詞を題材に一』

2. 10：25 廣瀬 陽一 氏（大阪府立大学）

『中野重治の石川啄木論—「国民感情」との対決』

3. 10：50 任正赫 氏（朝鮮大学校）

『新民謡「朝鮮八景歌」とそれを取り巻く人たち』

自由論題② 中央館 213 司会：鄭榮鎮 氏

1. 10：00 全ウンフィ 氏（大阪市立大学）

『住民 2 世の土地利用にみる在日の周縁的集住地域の存続過程—京都府 A 地区を事例に一』

2. 10：25 高橋 優子 氏（九州大学大学院）

『在日コリアン被爆者たちの「南北統一」』

3. 10：50 姜健榮 氏（大同クリニック）

『石綿被害者の在日同胞労働者—大阪府泉南市—』

【午後の部】13：30 ～ 17：00 西館 1 階ホール

『朝鮮半島の民族芸能と在日コリアン』

第一部 民俗芸能の実演と話

映画『アラン岬を越えていく—在日コリアンの音楽の今』（ダイジェスト版）上映

会長挨拶と趣旨説明

宋明花 氏（西道民謡、ピョンチャン） 鼓手：趙倫子 氏

安留奈 氏（南道民謡、伽耶琴ピョンチャン） 鼓手：李眞秀 氏

安聖民 氏（パンソリ） 鼓手：趙倫子 氏

第二部 総合討論

司 会 高正子 氏（神戸大学）

コメント 寺田 吉孝 氏（国立民族学博物館 学術資源研究開発センター 教授）

姜信子 氏（作家、表現者）

【懇親会】 17：30 ～ 1 階食堂

◎特別講演会

日 時：2018 年 11 月 16 日（金） 開演 18：00 / 開場 17：30

会 場：立命館大学いばらきキャンパス B 棟 4 階 研究室 1

報 告：三村 光弘 氏（環日本海経済研究所 調査研究部主任研究員）

「朝鮮半島における秩序変革の今後－政治の時代から経済の時代へ－」

コメンテータ：文京洙 氏（立命館大学 教授）

◎人文社会研究部会

第 89 人文社会研究部会

日 時：2018 年 3 月 24 日（土） 15：00 ～

会 場：立命館大学梅田キャンパス演習室 2

〔報告〕 崔正勲 氏（立命館大学国際地域研究所客員研究員、国際関係学博士）

「トランプ政権の北朝鮮政策について」

第 90 回人文社会研究部会

日 時：2018 年 5 月 13 日（日） 15：00 ～

会 場：立命館大学梅田キャンパス演習室 2

報 告：ドキュメンタリー映画「アリラン峠を越えてゆく～在日コリアン音楽の今」上映会

解 説：高正子 氏（国際高麗学会 日本支部、神戸大学講師）

第 91 回人文社会研究部会

日 時：2018 年 7 月 29 日（日） 15：00 ～

会 場：OIC（立命館茨城キャンパス）B 棟 4 階研究会室 1

報 告：孫春日 氏（延辺大学校・教授）

「朝鮮人から朝鮮族へー中国朝鮮族の社会身分変化過程とそのアイデンティティ」

第 93 回人文社会研究部会

日 時：2019 年 2 月 23 日（土） 14：00 ～

会 場：大阪教育大学大天王寺キャンパス 中央館 4 階 415 室

報 告：合評会

対象本：鄭栄鎮『在日朝鮮人アイデンティティの変容と揺らぎー「民族」の想像 / 創造』

法律文化社、2018 年。

自著解説：鄭榮鎮 氏（大阪市立大学）

コメント：李洪章 氏（神戸学院大学）

全ウンフィ 氏（大阪市立大学）

◎科学技術研究部会

第 66 回科学技術研究部会

日 時：2018 年 3 月 24 日土曜日 16：00

会 場：京都大学理学部 6 号館 2 階 272 号室

報 告：李哲揆 氏（理化学研究所バイオリソースセンター）

「植物を健康にする微生物の発見」

第 67 回科学技術研究部会

日 時：2018 年 6 月 30 日土曜日 16：00 京都大学理学部 6 号館入口ピロティ前集合

会 場：京都大学理学部 6 号館 2 階 272 号室

報 告：金穂香氏（京都大学 大学院理学研究科 化学専攻 修士 2 回生）

「光センサータンパク質 PYP を取り巻くシグナル伝達の仕組み」

第 68 回科学技術研究部会

日 時：2018 年 10 月 20 日（土）16：00 ～

会 場：ナレッジオフィス VisLab Osaka

報 告：鄭仁大 氏（近畿大学理工学部講師）

「結び目の数学」

◎合同研究会

第 92 回人文社会研究部会、第 67 回科学技術部会 合同研究会

日 時：2018 年 12 月 15 日（土）14：00 ～

会 場：大阪教育大学大天王寺キャンパス 中央館 4 階 415 室

報 告：文鐘聲（畿央大学）「在日コリアン高齢者の健康を阻むものは何か」

池貞姫（愛媛大学）「北朝鮮の博物館と展示品—越北画家の絵画を中心に」

◎その他

国際高麗学会ソウル支会創立 20 周年記念国際学術大会「韓国学と朝鮮学、その争点と 코리아学の模索」への日本支部会員の参加

日 時：2018 年 7 月 14 日 10：00 ～ 20：30

場 所：建国大学

◎理事会

理事改選

○選挙公示日：2018 年 3 月 28 日（水）

○投票期間：2018 年 3 月 28 日（木）～ 4 月 15 日（日）

○開票日：2016 年 4 月 19 日（木）

○選挙管理委員会委員長：伊地知紀子

○開票場所：国際高麗学会事務局

○当選者（50 音順）

伊地知紀子 氏

任 正 懃 氏

総谷 智雄 氏

高 正 子 氏

高 龍 秀 氏

徐 正 根 氏

宋 南 先 氏

滝沢 秀樹 氏

蔡 德 七 氏

鄭 雅 英 氏

外村 大 氏

朴 一 氏

裴 光 雄 氏

文 京 洙 氏

森 類臣 氏 以上 15 名

第 12 回理事会

日 時：2018 年 6 月 10 日（日）11：30～12：30

場 所：大阪教育大学天王寺キャンパス中央館 1 階会議室

議 題：1. 理事会選挙報告

2. 新会長選出について

3. 2017 年度事業報告

4. 2018 年度事業計画

5. 2017 年度決算・2018 年度予算

6. その他

1. 投稿資格

国際高麗学会日本支部は、学会誌『コリアン・スタディーズ』を年1回発行する。掲載される原稿は、朝鮮半島および朝鮮民族に関するあらゆる分野の学術的な論文、研究ノート、書評論文、キルチャビ、書評である。論文、研究ノートについては、国際高麗学会日本支部会員は自由に投稿できる。投稿については、寄稿規定並びに執筆規定を熟読すること。ただし、当該年度までの会費納入を要する。投稿論文は常時受け付ける。また、編集委員会で企画する特集については、非会員にも寄稿を依頼することがある。

2. 投稿条件

投稿される原稿は、未発表の書き下ろし作品のみとする。同一原稿を『コリアン・スタディーズ』以外に同時に投稿することはできない。

3. 審査

寄稿された原稿を掲載するか否かは、別途定める査読規定に基づいて編集委員会で審査の上決定する。

4. 使用言語

本文は日本語のみとし、注および参考文献に限り外国語を使用できる。要旨およびキーワードは日本語および英語とする。

5. 枚数

原稿枚数は400字詰め原稿用紙換算で50枚以内とし、本文（タイトル、氏名含む）、注、参考文献、図表を含めたものとする。論文には、日本語要旨、英語要旨およびキーワード（日本語および英語）を付けることとする。ただし、いずれも枚数には含まない。枚数を超過した場合、審査対象としないこともあるので、下記を確認すること。

論文 50枚以内+日本語要旨（400～800字）、英語要旨（800～1000語）+キーワード（日本語および英語）

研究ノート 50枚以内

キルチャビ 20枚以内

書評 5～15枚

6. 投稿形式

投稿は原則として電子文書とし、マイクロソフト・ワード形式かリッチテキスト形式で作成したものを投稿規定10にある提出先のe-mailアドレスに送付すること。図表や写真は可能な限り本文中に挿入すること。マイクロソフト・ワード形式かリッチテキスト形式以外での提出については、投稿規定10にある問い合わせ先に連絡すること。必要に応じて印刷された原稿の郵送を求めることがある。

7. 抜き刷り

本誌は国際高麗学会日本支部会員には1部ずつ、論文、研究ノート各1本につき1部配布する。抜き刷りをご希望の場合は別途有料となるので、投稿の際に申し添えること。問い合わせについては10を参照のこと。

8. 校正

校正は原則として著者校正のみで、内容のみならず、投稿規定および執筆規定に則った形式に訂正することも校正作業に含まれる。審査により採用決定となった後に行われる初校段階での誤植以外の修正は原則として認めない。なお、再校は初校段階の訂正を確認するだけの作業となる。

9. 原稿の保管

投稿原稿の保管や取り扱いについては編集委員会が責任を負う。

10. 提出先および問い合わせ

投稿原稿は下記宛に提出すること。

国際高麗学会 日本支部事務局

〒530-0047 大阪市北区西天満4丁目5-5 マーキス梅田 506号

tel 06-6314-3775 fax 06-7660-7980

isksj@ams.odn.ne.jp <http://www.isks.org/>

投稿などに関する問い合わせは、上記住所の支部事務局にお願いします。

11. 著作権

投稿された原稿の著作権は国際高麗学会日本支部に所属するが、原著者が『コリアン・スタディーズ』に掲載された当該論文を自著作の単行本や論文集に再掲載することは妨げない。

(2014年6月30日)

国際高麗学会日本支部学会誌『コリアン・スタディーズ』執筆規定

2014年6月30日一部改訂

1. 本文

(1) 基本用語

- a. 原稿は日本語、横書きとする。図表や図版は原稿本文に組み込み、紙幅の制限内に含める。
- b. 朝鮮、中国に関わる人名・地名は漢字（日本の現代漢字も可）で表記し、漢字不明の場合はカタカナ表記とする。欧米由来の度量衡はカタカナ表記とする。

(2) 数字

- a. 数字はアラビア表記を原則とし、場合に応じて漢数詞を用いる。
- b. 年号は西暦を用い、国家・地域固有の年号を使用する際は西暦を（ ）で付記する。

(3) 見出し

- a. 章はアラビア数字で1、2、3…と表す。「はじめに」と「おわりに」（あるいはそれ等に該当する見出し）にも数字を振る。「はじめに」は1とする。
- b. 章以下の節は（1）、（2）、（3）の順で表す。
- c. 節以下の項はa、b、cの順で表す。

（例）第1章⇒1、第1節⇒（1）、第1項⇒a

2. キーワード

論文、研究ノートには日英5語以内でキーワードを付けること。キーワード間は読点ではなくコンマを入れること。

3. 文献引用

（1）本文や注、図表で文献を表記する際は、編著者の姓（刊行年：ページ）のみ表記し、文献の詳細は参照文献リストに表示する。朝鮮人の名は姓名とも表記する。編著者名が付いていない刊行物の場合は、発行機関名を表記する。

（例）文献全体を示す場合

鈴木 [2005]、朴統一 [2011] によれば・・・

文献の一部を示す場合

…投票率は低かったとされる [キムハヌル 2012: 11-13]。

（2）2度目以降の引用でも前掲書・前掲論文、同上書・同上論文などの用語は使用せず、上記（1）のように

表記する。

(3) 新聞・雑誌記事や社説の場合は本文・注・図表に新聞・雑誌名、発行年月日を記した上で、参考文献リストに新聞・雑誌名を入れる。

(例)

…保守言論による歪曲は深刻である [『月刊朝中東』2001 年 1 月]。

…と指導者は発言している [『労働新聞』2012 年 4 月 16 日]。

4. 注

(1) 注は、本文の内容について文脈上の解説や言及をする必要がある場合に用いる。

(2) すべて文末注とし、方カッコ付アラビア数字で表示する。

(例) 1)、2)、3)・・・

5. 図表

図表のタイトルは、図の場合は図の下に、表の場合は表の上に付ける。

6. 参考文献

(1) 本文、注記、図表で用いたすべての文献を「参考文献」として本文の最後に一括して表示する。参考文献とは、本文中または注において引用した文献を指す。

(2) 文献リストは言語ごとに分け、日本語文献は著者名の 50 音順、韓国・朝鮮語文献は著者名のカナダラ順などに並べる。

(3) 参考文献については、著者名・(刊行年)・書名・号数(発行年月日を入れてもよい)・発行所・頁等で示す。筆者名のある新聞・雑誌記事は雑誌論文と同様に表記し、発行年月日も記入する。

(4) 英文文献の場合、書名はイタリックで表記する。論文名は単行本所収か雑誌所収かに関わらず一律クォーテーション・マークで括る。

(例)

単行本の場合

・朴一 (2005)『朝鮮半島を見る眼－「親日と反日」「親米と反米」の構図』藤原書店、pp.123－125

・이광우 (2004)『신경과학』범문사, pp.153.

・Kim, L. (1997). *Imitation to Innovation: The Dynamics of Korea's Technological Learning*. Boston: Harvard Business School Press.

論文の場合

・文京洙 (2005)「戦後 60 年と在日朝鮮人“国民”の呪縛を超えて」『思想』No.980、岩波書店、pp.8－9

・김신일 (1991)「교육자치의 당위성과 현실」『교육학연구』Vol21, 교육출판, pp. 11－18.

・Min, Pyong Gap. (2001). “Koreans in New York: An ‘Institutionally Complete’ Community.” *New Immigrants in New York*, edited by Nancy Foner, New York: Columbia University Press, pp.173-200.

・Koh, Y.S. (2008). “Financial and Corporate Reform in Korea: Survival Strategies of the Korean “Chaebols””, *Asian Studies*, 54 (2), pp.71-88.

編集後記

『コリアン・スタディーズ』第7号をお届けいたします。

朝露首脳会談のニュースをラジオで聴きながら今号の論考を再読し、朝鮮半島における秩序変革の行方に思いをめぐらせております（2019年4月現在）。この変革の過程において、日本は完全に「蚊帳の外」に置かれているにもかかわらず、日本政府関係者は、「拉致問題の解決なくして国交正常化なし」などと、「妄言」を繰り返すのみで、無能さと不誠実さを露呈しています。『「拉致問題」を解きほぐすためには、まず国交正常化を」という「正論」がなぜ黙殺されているのか、本当に不可解です。

さて、今号掲載の研究ノート2編は、いずれも深い考察にもとづいた力作です。そして、「キルチャビ」の論考4編も読み応え十分で、私も大いに勉強させていただきました。

また、学術大会報告を読みながら、昨年6月に聴かせていただいた、すばらしい歌声と演奏を思い出しております。

次号（8号）も今号と同様に、6月初旬に論文募集告知、7月末に論文投稿申請締切、9月末に論文投稿締切という流れを予定しています。多くの投稿をお待ちしております。
（総谷智雄）

『コリアン・スタディーズ』編集委員

文京洙

高正子

朴一

高龍秀

鄭雅英

蔡徳七

裴光雄

伊地知紀子

鄭栄鎮

森類臣

総谷智雄（編集委員長）

コリアン・スタディーズ

第7号

Korean Studies No.7

頒価 1,000 円

2019 年 6 月 1 日 発行

編集・発行団体 国際高麗学会日本支部

〒 530-0047

大阪市北区西天満 4 丁目 5-5

マーキス梅田 506 号

TEL 06-6314-3775

FAX 06-7660-7980

E-mail isksj@ams.odn.ne.jp

発行者 国際高麗学会日本支部会長 鄭雅英

編集代表者 総谷智雄

装丁 金文男

制作 株式会社 田中プリント

Korean Studies
Vol.7 2019

Article

Future outlook of the transition of order in the Korean Peninsula
— from an era of politics to an era of economy MIMURA Mitsuhiro

Notes on Research

On the Particle “만” Attached to Adverbial Consecutive Endings
— In a Study on V1- (아·야) and V2-type Verbs — Park Eunjoo

The Gwangju Uprising and Victims' Memory: Transformation from Individual Memory
to Collective Memory Through the "Minjung" Concept SATO Yukie

Research paper

The research paper for the 22nd symposium of the International Society for Korean Studies
in Japan Koh Jeong Ja

Kilchabi (Compass)

On Postage stamps of D.P.R.K IM Jonghyok

Impressions of the Film “Crossing the Hills of Arirang: the Current Music of Koreans Residing
in Japan” AJIMURA Kosuke

Impressions of the Film “Crossing the Hills of Arirang: the Current Music of Koreans Residing
in Japan” MITSUKAWA Makoto

Asbestos Victim and Korean Laborer in Sennan City, Osaka Prefecture KANG Kun-Young

Book Reviews

Modification and Fluctuation of Zainichi Korean identity by CHUNG Youngjin IJICHI Noriko

55 Chapters to Understand Jeju Island by YANG Sungjung, KIM Yangsik, IJICHI Noriko, et al.
..... CHUNG Youngjin

The museum of North Korea by Jang Gyeong Hee Koh Jeong Ja

The Second Korean Diaspora: Domestic Migration and Community Formation
of Korean-Chinese by NAN Yuqiong IMASATO Hajime

Published by the Japan Branch of International Society for Korean Studies
4-5-5-506, Nishitenma, Kita-ku, Osaka, Japan